

『源平盛衰記』全釈（一五—卷五—2）

早川厚一
曾我良成
近藤泉
村井宏栄
橋本正俊
志立正知
森田貴之

一行流罪

1 時ノ横災ハ、権化ノ人モ猶遁レ給ハザリケルニヤ。大唐ノ2 一行阿闍梨ハ、無実ノ讒訴ニ依テ火羅国ヘ流サレ給ヒケリ。タトヘバ一行ハ玄宗皇帝ノ御加持ノ僧ニテ3 御座シガ、而モ天下第一ノ相人ニ4 御座ケル。皇帝ト楊貴妃ト連枝ノ御情5 深シテ、万機ノ政務モ廢給程也ケリ。一行6 帝后二人ノ御中ヲ相スルニ、后ニハ7 御躰ノ下ニ8 黒子アリ、野辺ニシテ死シ給相也。帝ニハ御ウシロニ紫ノ10 黒子アリ、思ニ死スル御相也」ト申タリ。皇帝此事11 ヲ聞召テ、「大方ノ相ハ12 正シク13 見ル共、争カ14 膚ヲバ知ベキ。15 通道ノアレバコソ16 躰ノ下ノ17 黒子ヲバ知ラメ」トテ、可18 流罪ニ之由被19 仰下ケル程ニ、公卿僉議20 有テ、「一行ハ21 朝家ノ国師、仏法ノ22 先達也。就23 中相ニ於テハ天下第一也。音ヲ24 聞テ25 五体ヲ知、26 面ヲ見テ27 心中ヲ28 相スルニ、敢テ違事ナシ。イカゞ可被29 流罪」ト申ケレバ、26 且ク27 サシ置給タリケルニ、一行ノ弟子ニ賢鑊阿闍梨ト云者アリ。仏教30 博學ニシテ、智徳高ク長ゼリ。忽ニ師資ノ儀ヲ忘テ、独天下ニ31 秀デン事ヲ思ケレバ、倅ニ一行ノ亡失ン事ヲ思ケル折節、流罪ノ沙汰ノ有ケレバ、次ヲエテ后ノ御事種々ニ讒申ケレバ、帝逆鱗32 有テ、火羅国ヘゾ被33 流ケル。

【校異】 1 〈底・近・蓬〉以下「イカゞト覺テオボツカナシ」まで一字下げ。なお、〈近〉合点あり。行冒頭に「一行流罪事」と傍書。2 〈近〉「一ぎやうあじやりは」〈蓬〉「一行阿闍梨は」。3 〈近〉「おはしまし」か、〈蓬〉「御座しか」。4 〈近〉「おはしましける」、〈蓬〉「おはしけり」。5 〈近〉

「ふかうして」、「蓬」ふかくして。6 〈近〉「みかと、きさき」、「蓬」帝后。7 〈近〉「御ほその」、「蓬」御臍の。8 〈近〉「ぼくし」、「蓬」黒子。9 〈近〉「やへんにして」、「蓬」野へにして。10 〈近〉「ぼくし」、「蓬」黒子。11 〈蓬〉「ヲ」なし。12 〈蓬〉「正シク見ル共」を欠き、「相すとも」。13 〈近・蓬〉「はたへをは」。14 〈近〉「かよふみちの」、「蓬」通道の。15 〈近〉「ほその」、「蓬」臍の。16 〈近〉「ぼくしをは」、「蓬」黒子をは。17 〈近・蓬〉「しるらめとて」。18 〈近〉「あつて」、「蓬」ありて。19 〈近〉「てうけの」、「蓬」朝家の。20 〈近〉「せんだつなり」、「蓬」先達なり。21 〈近〉「きいて」、「蓬」聞て。22 〈近〉「五だいを」。23 〈近〉「おもてを」、「蓬」面を。24 〈近〉「しんぢうを」、「蓬」心の中を。25 〈近〉「さうずるに」。26 〈近〉「しばらく」、「蓬」しはらく。27 〈蓬〉「さしをきたりけるに」。28 〈近〉「けんしゆんあじやりと」、「蓬」賢鑿阿闍梨と。29 〈蓬〉「ひろく学して」。30 〈近〉「ひでん」。31 〈蓬〉「ノ」なし。32 〈近〉「あて」、「蓬」ありて。

【注解】○二行流罪 本節から次節にわたる二行阿闍梨の配流譚は、卷二が欠卷の〈四〉以外の諸本に共通するが、記事内容についてはかなりの異同が見られる。〈延〉を軸に記事内容を整理すると次のようになる（⑥以降が次節に該当する）。

①蓬萊宮へもどる時期が近づいた楊貴妃が、楊国忠と相談し二行を招聘して菩薩淨戒を授戒。

②楊国忠の失脚を狙う安祿山が楊貴妃と二行の関係を讒訴。

③不安を覚えた玄宗、一行に楊貴妃の似絵を描かせる。

④一行、楊貴妃の肖像に墨を落し、それが偶然に黒子の場所と一致。

⑤玄宗が不義を確信し一行を火羅国に配流。

⑥無実の罪で闇穴道を流されてゆく一行を哀れみ、天道、九曜の形を現じて守護。

⑦一行、我が指の血をもって袂に九曜の形を写し留める（九曜曼荼羅の始め）。

⑧二行の法脈。

このうち、⑥⑦については、若干の異同はあるものの諸本の内容はほ

ぼ共通する（次節で述べる）。①～⑤について〈延〉とはぼ共通するのは〈長〉のみ。〈闕〉は似絵の逸話④⑤のみを略述する。〈屋・覚・中〉は「玄宗ノ后楊貴妃ニ名ヲ立給ヘリ。無跡形無実ナリシカドモ」〈屋〉一〇九頁のように、一行の無実を強調する一方で、配流の因についてはほめかすに留める。〈南〉は「玄宗皇帝ノ御時楊貴妃ニ名ヲ立テ」(上—二五九頁)とする一方で、一行の無実を強調する表現がない。一方、〈延・長〉①～⑤と大きく異なる一行配流の経緯を詳述するのが〈盛〉である。

a 天下第一の相人である一行が、玄宗・楊貴妃の黒子の位置を看破しながら二人の運命を予言。

b 玄宗、一行が玄宗・楊貴妃の黒子の位置を言い当てたことから、楊貴妃との関係に疑念を抱く。

c 公卿僉議によって玄宗の疑いを諫止。

d 一行の弟子賢鑿が我欲により讒言、玄宗、一行の配流を決定。

楊貴妃の黒子の位置から、玄宗が二人の関係を疑うという枠組みは共通するものの、似絵に落ちた墨跡が因となる〈延・長〉に対し、〈盛〉

では一行の相人としての能力に基づく予見という内容となっている。

cの公卿僉議による玄宗への諫止も〈盛〉の独自記事で、明雲の配流を巡って後白河を諫止する公卿の構図を意識した虚構か。dで登場する賢鑿は〈盛〉固有の登場人物で、一行の弟子とされる。おそらくは、一行対賢鑿、明雲対西光という対立関係を対比的に強調するために、〈盛〉によって設定された架空の人物と思われる。〈延〉⑧と同様の記事を持つのは〈長〉であるが、〈延〉と〈長〉では法脈について一部異同が見られる。さらに〈長〉は、法脈の記載の前に「抑、一行阿闍梨と申は、もとは天台一行三まいの禪師なり。そのうち、しむごん秘法にうつりて、専此行を行ひ給ひしかば、一行とは名付たり」（1—1—2八頁）と一行と天台との関係を強調する一節を有する。この前半部分は〈盛〉「彼一行阿闍梨ト申ハ、本ハ天台ノ一行三昧ノ禪師也ケルガ、後ニ真言ニ移テ」と共通し、〈盛〉はそこから、一行の徳を強調しつつ他本にはない独自の記事e・fへとつなげている（次節に該当する）。

e 一行を讒訴した賢鑿の流罪、冥罰による墮地獄

f 一行に予言された楊貴妃・玄宗の運命の実現

e 一行を讒訴した賢鑿の運命は、〈盛〉によって設定された対比の構図からすると、明雲を讒訴した西光の運命を暗示するものと言える。

fは〈盛〉の冒頭のaを受けたもの。〈盛〉の場合、一行の相人としての能力を強調しつつ、一行対賢鑿、玄宗対公卿と、明雲対西光、後白河対公卿という明雲配流事件の対立構図との対比を意識しながら話を展開し、予見の実現を以て一話を結びという構成を示しているといえよう。なお、一行の火（果）羅国配流、九曜の示現の説話は、『宝

物集』（七巻本系）、『三国伝記』などにも見えるが、その中でも一行

を相人と位置づける〈盛〉に近い内容を有するのが『三国伝記』である。「一行は土曜（星）化身トシテ陰陽之道ヲ究シテ推スルヲ掌^{コト}」

所以玄宗召テ楊貴妃ノ過現ヲ相セシムルニ、過シ事一モ不^レ違、剩^レへ御膚ノ瘡^ハ有^ル所マデ不^レ違相シ給タリ」（中世の文学『三弥井書店』上

—一五三—一五四頁）。ただし、『三国伝記』には、楊貴妃を「蓬萊

山^ハ仙女^ノ化現也」（同上—一五三頁）とする〈盛〉にはない独自の叙

述が見え、両者の依拠関係については不明。なお、この一行流罪の逸

話が、〈盛〉巻四十八「女院六道」には、「唐ノ一行上人ノ火羅国ヘ被

流タリケン様ニ、月日ノ光ヲモ見ズ」（6—150—151頁）、「唐ノ玄宗皇

帝ノ楊貴妃ハ、一行阿闍梨ニ心ヲウツシテ、咎ナキ上人ヲ流シ給フ」

（6—150—151頁）と引かれている。○時ノ横災ハ、権化ノ人モ猶遁

レ給ハザリケルニヤ 横災は「思いがけない災難」（日国大）。権化

は「神仏が衆生済度のため、権に姿をかえてこの世に現れること」（日

国大）。時世による不慮の災いは権化の人であっても遁れることがで

きないのであるうか、の意。明雲の配流事件を受けて、権化の人であ

る一行阿闍梨すら無実の罪を通れることができなかつたという逸話を

引くことで、明雲と一行を重ね合わせつつ、配流に処せられた両者の

無実性を強調する意図があると見られる。一行配流譚は、〈鬪・延・長・

南・屋・覚・中〉いずれの諸本も共通してこの一節から始まっている。

〈延〉「時ノ横災、権化ノ人モ遁レザリケルニヤ」（巻二—一九ウ）、〈鬪〉「時

ノ横災、権化ノ人モ遁^レ乎」（巻二—一九オ）、〈屋〉「時ノ横災、権化ノ人モ

遁^レ給、ザルニヤ」（二〇九頁）等。しかしながら、〈延・長〉や〈盛〉

以外では、一行が無実の罪を蒙った経緯が省略されて、九曜曼荼羅の

起源のみが強調される叙述となっている。水原一は「この説話が平家物語の中に位置づけられるべき必要な形は、——一行が無実の罪を蒙った経緯を示し、その流罪を語る——という形」であるにもかかわらず、語り本などでは肝心の部分が略述され、むしろ諸本が共通して語るのが「流刑の闇黒の途を九曜が照し、一行がこれを書写したものが九曜曼荼羅（三国伝記のみは羅睺・計都の図）である」ことであることから、「九曜曼荼羅の由来談」こそが「この説話が固有していた意味」であり、「延慶本及びこれに準ずる長門本の形が、一行説話として平家物語に入る前の姿を思わせる」ものであると指摘する（四三七頁）。○大唐ノ一行阿闍梨ハ、無実ノ讒訴ニ依テ火羅国ヘ流サレ給ヒケリ 一行阿闍梨（六八三〜七二七）は、俗姓は張、名は遂、剋国公張公謹の孫とされる。幼い頃から聡明で、一読した書は諳んじたという。出家して普寂禪師に禅要を、悟真に律を学んだ。天台山国清寺にあったとき玄宗皇帝に招ぜられ、生涯に亘って信任を受け「天師」と呼ばれたことが『仏祖統記』『宋高僧伝』などに記される。善無畏から胎藏法を、金剛智から金剛頂経秘訣を伝授された。開元五年（七二七）、玄宗の命により大衍曆五十二巻を撰したほか、『宿曜儀軌』『七曜星辰別行法』『北斗七星護摩法』など星宿に関連した著述が知られるが、一行に仮託された偽書も多いとされる。開元十五年（七二七）、四十五歳の時に華嚴寺で没している。伝は『仏祖統記』『宋高僧伝』『旧唐書』『方伎伝』『真言付法伝』などに見える。日本では、真言宗の血脈にしばしばその名が記される（次節「彼一行阿闍梨ト申ハ、本ハ天台ノ一行三昧ノ禪師也ケルガ、後ニ真言ニ移テ」項も参照）。小野流成尊による『真言付法纂要集』（一〇六〇年）には、真言第六

祖不空三藏と第七祖惠果の間に「一行阿闍梨」と記され（真福寺善本叢刊『中世先德著作集』四一〇頁）、「沙門一行、金剛智三藏之法化也」
 「玄宗皇帝、自親製碑銘讚揚之、玄徳並書石上」（四一四〜四一五頁）とされる。しかしながらいずれの伝にも、一行が火羅国へ配流されたとの記事は見られない。牧野和夫によれば、一行が火羅国において火羅図を記したとする資料の初出は、高山寺蔵文治四年（一一八八）写の『宿曜占文抄』で、内容的には大治四年（一一二九）以前に遡るといふ（二六二〜二六三頁）。また配流の原因として楊貴妃との密通を疑われたことを記したものは、『宝物集』の次の記事が古い。
 「唐の玄宗の帝は、楊貴妃にちかづけりとうたがひをもて、一行阿闍梨を果羅国とて、七日空も見えぬ所へ流し給ふ。星宿、無実によりて罪をかうぶる事をあはれみて、九曜の形を現じてまもり給ふ。九曜の曼荼羅は、其度一行のうつしひろめ給ふところなり。そののち、皇帝、安祿山がためになやまされ、貴妃命をうしなふものなり」（新大系二六一頁）。時代は下るが、謡曲「弱法師」にも、「かの一行の果羅の旅、かの一行の果羅の旅、闇穴道の巷にも、九曜の曼陀羅の光明、赫奕として行末を照らし給ひけるとかや」（旧大系四〇七頁）とある。（一行と火羅国については次節「九曜曼陀羅ハ其ヨリシテ弘マレリ」項も参照）。ただし、一行が没した開元十五年に楊貴妃は九歳であり、玄宗に召されるのは十三年後の開元二十八年（七四〇）であるので、〈延・長〉または〈盛〉のような逸話が事実であるとは考えられない。その一方で、一行が玄宗の運命を予見したとする逸話が『仏祖統記』『宋高僧伝』に見られる（後述）。○一行ハ玄宗皇帝ノ御加持ノ僧ニテ御座シガ 一行を玄宗の護持僧とするのは〈盛・屋・覚・中〉。〈闕〉

は「智行無双之上為絵師之間」(二下―九オ)、〈延・長〉も「貴僧」で「ニセ絵ノ上手」(延)巻二―一オとし、〈南〉は特に記さない。他方、『三国伝記』にも「一行阿闍梨者大日八代末葉、弘法三代、祖師、唐ノ玄宗皇帝ノ御持僧、顕密無双、高僧也」(中世の文学上―一五三頁)とある。ただし、一行が玄宗皇帝の護持僧であったとする事実は記録類からは認められない。ただ、『仏祖統記』所載の玄宗皇帝御製の碑銘に「我師資」とあり、『宋高僧伝』に「天師」とあるような玄宗と一行との関係から派生した理解か。そもそも一行の逸話は、明雲との対比を意図して挿入されていると見られ、〈盛〉ではそれをより明確にするために、繰り返される「公家ニハ一乗円宗ノ御師範也、法皇ニハ円頓受戒ノ和尚」(一―二八九頁)という明雲の位置づけを意識して、あるいはこのように設定されたか(一行ハ朝家ノ国師、仏法ノ先達也項参照)。加持僧と后という設定は、紺青鬼説話(『今昔物語集』二〇―一七、『玉物集』巻二など)のように、加持僧が后を見て淫欲を生じさせる説話を想起させる。『宋高僧伝』には「天師一行和尚至。僧号天師始見於此。言天子師也」(大正新修大藏經卷四九―七三三頁)とあり、『仏祖統記』巻二十九にも「時号天師」(大正新修大藏經卷四九―二九六頁)と記されるなど、中国においても玄宗が一行を深く尊崇していたことが知られていた。空海作に擬せられた『真言付法伝』に記される玄宗御製碑銘にも「我師資」の語が見える。ただし『真言付法伝』については、空海作という通説の見直しが稲谷祐宣、苦米地誠一、堀内規之らによってはかられており、引用される碑銘を玄宗御製とすることについては疑問が残る。○天下第一ノ相人ニ御座ケル「相人」は「人相を見る人。人相見」(日国大)。一行を相人

とするのは〈盛〉のみ。一行を同様に位置づけるのは『三国伝記』「爰一行は九曜化身トシテ陰陽道ヲ究メ推条如掌」(中世の文学上―一五三頁)、『真言付法伝』に引かれる玄宗御製の銘文には、「禪師幼而希言。言必有中。……深道極陰陽之奥」(弘法大師全集)一(吉川弘文館一九〇九・一六三頁)とあり、日本における一行像においては、早くから予見者的な性格が付与されていた。松下健二は、報恩院憲深の口伝を記した『報物集』に「一行ハ高名ノ宿曜師也。宿曜經二卷書(之イ)也。真言ニ用之。則宿曜師(等イ)以之為本云々」(林文子一九四頁)とあるのに拠って、「鎌倉時代には「高名ノ宿曜師」と呼ばれるに至っていた」(一九三頁)と指摘する。『報物集』のいう「宿曜經二卷」とは、通常不空撰の『文殊師利菩薩及諸仙所説吉凶時日善惡宿曜經』を指すが、一行撰とする説があったのだろう。当時それだけ一行が宿曜師として認知されていたことが窺える。なお、一行が玄宗の運命を「鑿與万里行有」と予見し、後に皇帝が安祿山の乱で成都に至り万里橋を渡った際に一行の予言的中を知ったという逸話が『仏祖統記』に見えることを水原一が指摘する(四三九―四四〇頁)、『仏祖統記』巻二十九「帝以國祚為問。答曰。鑿與有万里行。社稷終吉。(中略)緑山之乱上幸成都。至万里橋。悟当歸之讖。洗然忘憂」(大正新修大藏經四九―二九六頁)。同話は『宋高僧伝』にも見え、万里橋を見た玄宗が「一行之言信其神矣」(大正新修大藏經四九―七三三頁)と語ったことが記されている。中国においても早くから一行の予見の能力が喧伝されていた。これらを踏まえて〈盛〉や『三国伝記』のような一行の位置づけがなされたのだろう。○皇帝ト楊貴妃ト連枝ノ御情深シテ、万機ノ政務モ廢給程

也ケリ この一節が、『長恨歌』「在天願作比翼鳥、在地願為連理枝」（新釈漢文大系『白氏文集』二下—八一—六頁）および「春宵苦短日高起、從此君王不早朝、承歡侍寝無闕暇、春從春遊夜專夜」（同二下—八一—〇頁）を典拠とした表現であると、遠藤光正は指摘する（一八頁）。なお、巻一「禿童」にある楊貴妃についての一節との関係に対する武久堅の指摘は、本全釈四「昔唐ニ弘農ノ楊玄琰ガ女ニ、楊貴妃ト云美人アリキ」の項（二二—二三頁）参照。○
 帝后二人ノ御中ヲ相スルニ、后ニハ御臍ノ下ニ黒子アリ、野辺ニシテ死シ給相也 楊貴妃の臍下の黒子を言い当てたことを一行配流の因とするのは〈延・長・盛〉。〈盛〉では、相人として知られた一行が、楊貴妃の相から臍下の黒子を言い当て、それに基づいて運命を予見したとする。これに対し〈延・長〉は、ニセ絵の上手として知られた一行が楊貴妃の肖像を描いたところ、墨を落としてしまい、それが偶然に実際の黒子の位置と一致していたことが、玄宗の疑念・一行流罪の因となったとする。臍下の黒子というモチーフは一致しているものの、内容的にはかなり異なるものとなっている。なお、水原一は、楊貴妃の似絵を巡る逸話と類似した話が『古今著聞集』画図第十六—三八六に見られることを指摘し、さらに九曜を配する「金剛界曼荼羅」に描かれる女尊が、「上身は腹部を臍下まで露わにした裸形で」描かれることなどに加えて、一行が「金剛界曼荼羅を研究し、凶像化したと確信し得る事実」、「裸形の女身仏を描き、その供養の秘儀を二根和合の説を以て論じたであろう事実」などからして、これらが複雑に交錯していた状況がある中で〈延〉のような一行説話が形成された可能性を指摘する（四四〇—四五二頁）。これに対し、〈盛〉の逸話は、単に黒

子の位置を言い当てたに留まらず、それを根拠として楊貴妃・玄宗の運命を予見する、「相人」としての一行の能力を強調するものとなっている。なお、〈延・長〉に関わる説としては、成立としては遅れるが、『兼邦百首抄』に、「一行禪師やうきひの影をうつす。筆を口より落わきのあざとなる」（統群書三下—七〇—二頁）との異説が見られる。〈鬪・南・屋・覚・中〉は〈鬪〉「大唐一行阿闍梨玄宗皇帝御時楊貴妃立名を」（二下—九オ）のごとく、二人の関係への疑念が配流の原因となつたとしながらも、その具体については記さない。○帝二ハ御ウシロニ紫ノ黒子アリ、思ニ死スル御相也 玄宗皇帝の黒子については、いかなる典拠に依つたのか未詳。「思ニ死スル御相」とは、『長恨歌』に見られる皇帝の悲歎を意識したものか。玄宗の黒子にまで言及するのは〈盛〉のみで、本来は必要のない事柄であるうが、後の「皇帝ハ后ノ遺ヲ悲テ（中略）イトゞ歎ニ臥給、思死ニゾ失給フ」と呼応し、一行の相人としての超人的な能力を示す逸話ともなっている。○通道ノアレバコソ臍ノ下ノ黒子ヲバ知ラメ 「通道」の読みをめぐっては、〈蓬〉「通道」とするが、「かよひぢ」と同じ意を持つ〈近〉「かよふみち」と読むのがよいか。一行が楊貴妃と密通関係にあるからこそ、臍の下に位置する黒子の存在を知っているのであろう、の意。○公卿僉議有テ 「公卿」は「中国古代の三公九卿の制（『礼記』王制）に模し、太政大臣・摂政・関白・左右大臣・内大臣を公、大中納言・参議および三位以上を卿といい、総称して公卿といった」（『国史大事典』）日本固有の呼称。ここでの「公卿僉議」は〈盛〉が独自に設定したもので、具体的に唐の政治制度を想定したものではないだろう。明雲の配流をめぐって公卿僉議が行なわれ、後白河院の強硬な姿勢に対して、

多くの公卿たちがこれを諫止しようとしたという構図を重ね合わせるための設定か。本全釈一四「廿日、前座主ノ罪科ノ事可有僉議トテ…」項（二七頁）参照。○一行ハ朝家ノ國師、仏法ノ先達也 一行をこのように位置づける言説の背後には、一行と対置される明雲の位置づけが大きく影響している。明雲の配流をめぐっての山門奏状の「謹尋異域、訪旧例、未聞一朝國師無故蒙逆害」、前座主於天聽者、是「乘經之師範」（盛）一（二八五頁）という叙述は、一行の配流をめぐるとの部分と呼応関係にあると見られる。なお、一行については、前述したように『宋高僧伝』や『仏祖統記』に「天師」と記される他、『真言付法伝』に母が見た夢として「此兒必為國師」（『弘法大師全集』1—六三頁）の語が見られる。○一行ノ弟子ニ賢鑿阿闍梨ト云者アリ 賢鑿は伝未詳。そもそも一行流罪が史実ではないことからすると、物語の必然から虚構された人物の可能性が高い。賢鑿の造形については、後に比較がなされるように（次節「在世ノ調達、滅後ノ賢鑿、トリカヽニコソ無慙ナレ」）、仏敵となって地獄に落ちたと伝承される調達（提婆達多）像を意識したものと考えられる。以下、「仏教博學ニシテ、智徳高ク長ゼリ」、「忽ニ師資ノ儀ヲ忘テ、独天下ニ秀デン事ヲ思ケレバ、偷ニ一行ノ亡失ノ事ヲ思ケル」という賢鑿像は、釈迦の従兄弟として優れた能力・資質を有しながらも、釈迦の論しに従わず教団を割り、最後は釈迦の暗殺を謀って失敗し地獄へ落ちたとされる調達の姿と重なるものとして設定されている。歴史的な明雲・後白河院・西光という事件の構図からすれば、明雲と一行、後白河院と玄宗皇帝が対をなすのは明らかであろう。問題は西光と対となるのが誰かという点にある。一行が配流された事情を詳述する

〈延・長〉においては、「楊国忠ヲ失テ國ノ務ヲ執バヤ」（延）卷二（一一〇）と考えた安祿山が、玄宗皇帝に対して一行を讒訴、楊貴妃との関係への疑念をおおることで一行を流罪へと追い込んだ。しかしながら安祿山が失脚を謀ったのは楊国忠に対してであり、白山の利権を巡り比叡山と対立し明雲の失脚を謀った西光とは、あきらかにその立ち位置が異なっており、対の構図は成立しにくい。〈盛〉は御房領への宿意から明雲を讒奏する西光に対置する人物として、一行に宿意を抱き讒奏によって失脚を謀る賢鑿という人物を登場させ、さらに一行と賢鑿の関係を釈迦と提婆達多に重ね合わせようとする意図を持って、賢鑿を造形していることになる。砂川博はこうした背景に「師匠の一行に弟子の賢鑿を対置することで師弟対決による事件の展開を図る」（盛）の対句的発想があると指摘する（二六一頁）。なお、提婆達多については、諸経に引かれる他、日本においても『今昔物語集』卷一第十をはじめ、『釈迦如来八相次第』等の仏伝に登場する他、『宝物集』や唱導資料にも頻出する。〈盛〉にも、「仏法破滅ノ人ヲ尋ルニ、天竺ニハ提婆達多、仏ヲ妬テ血ヲ出シ、仏法修行ノ和合僧ヲ破シ、証果ノ尼ヲ殺シテ三逆ヲ犯シ」（3—五〇二頁）、「過守屋之違逆」、超調達の誘法」（6—二九五頁）、「提婆達多ハ三逆罪人也。無間ノ炎ノ底ニシテ成仏ノ記別ニ預ル」（6—三〇六頁）など繰り返し引かれるように、その悪逆人としての姿が描かれている。○次ヲエテ后ノ御事種々ニ讒申ケレバ、帝逆鱗有テ 明雲流罪をめぐって〈盛〉が「西光法師父子讒奏之間、法皇大ニ逆鱗有テ」（1—二八一頁）としているのに対応した叙述か。〈盛〉が明雲の流罪の背後に西光の讒奏があったことを強調することについては、本全釈一四「加賀国ニハ、座主ノ

御房領アリ……項（五頁）、および「座主ノ流罪ノ事、人々諫申ケレ共、西光法師ガ無実ノ讒奏ニ依テカク被行ケリ」項（三八頁）参照。

○火羅国 未詳。〈闕・延・長・南・屋〉同、〈覚〉「果羅国」〔中〕「くわらくく」。なお、『宝物集』「くわらく国」（新大系二六一頁）、『三国伝記』「果羅国」（中世の文学上—一五四頁）とする。〈略解〉（二〇二頁）や〈覚〉脚注（上—七三頁）は「大唐西域記に見える觀貨邏国か」とする。この觀貨邏国は、『唐書』西域列伝に「吐火羅、或曰吐豁、曰

觀貨羅……居葱嶺西、烏澹河之南。古大夏地……大夏即吐火羅也」とあり、「想像に絶する辺土異国のイメージを以て一行の配所を語るうとした」（水原一、四四三—四四四頁）ものかとされる。また水原一は「火羅」には星宿によって運命を下する「陶宮術」の意があることから、「一行が星宿に通曉した—つまり「火羅」に通じた—事が、火

【引用研究文献】

- * 稲谷祐宣「空海作広略二付法伝について」（印度學佛教學研究一一卷一号、一九六三・1）
- * 遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（二）（東洋研究七七号、一九八六・1）
- * 砂川博「源平盛衰記の方法と説話」（文学四九卷六／七号、一九八一・6／7。『平家物語新考』東京美術一九八二・12再録。引用は後者による）
- * 武久堅「延慶本平家物語の楊貴妃譚」（広島女学院大学国語国文学誌八号、一九七八・12。『平家物語成立過程考』桜楓社一九八六・10に『長恨歌伝』依拠と「長恨歌」の引用」として再録。引用は後者による）
- * 苦米地誠一『真言付法伝』をめぐって（宗教研究二七五号、一九八八・3）
- * 林文字（史料紹介）『報物集』（醍醐寺文化財研究所研究紀要一四号、一九九四・12）
- * 堀内規之「弘法大師『真言付法伝』の真偽について」（豊山教学大会紀要三三号、一九九四・12）
- * 牧野和夫「延慶本『平家物語』巻第一末・第六話「一行阿闍梨流罪事」と「天道」の事」（水原一編『古文学の流域』新典社一九九六・4。『延慶本『平家物語』の説話と学問』思文閣出版二〇〇五・10再録。引用は後者による）
- * 松下健二「一行阿闍梨」は明雲の隠喩か—延慶本『平家物語』を読みなおす—（人文二五号、二〇一六・3）

羅国へ赴いた事になったのではあるまいか、また『大黒天神法』に「瑜祇経疏云、吽迦羅（名降三世降伏義）迦羅（又云黒闇）」とあることから、「火羅国に赴く事がもしかしたら迦羅（黒闇）に赴くと解釈されたかもしれない」（四四四頁）と指摘する。なお、安楽寺本系『天神縁起』は讒言により罪を蒙った例として一行を挙げるが、そこでは内閣文庫蔵「北野天神御縁起」「二行・安楽等成尋陽果州民」（続群書三下—六二二頁）、筑波大学蔵天満天神縁起「一行アザリモ尋陽果州ノ民ト成レリ」（『室町物語大成』一—七八頁）、『神道集』北野天神事「一行・楽天等尋陽荒州民ト成レリ」（神道大系二五四頁）などとす。ここにある「尋陽」は白居易が左遷された江州の中心地であり、一行も混同されたか。「果州」（現在の四川省南充市）は不明であるが、「果羅国」と関係があるのだろうか。

*水原一「二行阿闍梨流罪説話の考察」(駒沢国文一四号、一九七七・3。『延慶本平家物語論考』加藤中堂館一九七九・6再録。引用は後者による)

彼^{三〇七}国へ行^ゆ二ハ、三ノ道アルトカヤ。一ニハ林地道トテ、古キ都也ケレバ、御幸ノ外ニハオボロケニテハ人通ハズ。一ニハ幽池道トテ、雑人ノ^{かまふ}道道也。一ニハ暗穴道トテ、罪アル者ヲ流ス道也。サレバ一行モ此道ヨリゾ遣シケル。件ノ道ハ、^一七日七夜方間空ヲ見ズシテ行^ゆレバ、^二闇穴道トゾ名ケタル。七十里ノ大河アリ。碧潭深流^{ふか}レテ、白浪^三高揚也。冥々トシテ独行、閑々トシテ人モナシ。^四前途ノ末モ知ザレバ、サコソハ悲ク覺シケメ。天道無実ノ咎^五ヲ哀テ、^六九曜形ヲ現ツ、^七闇穴道ヲ照サレケル。一行右ノ指ヲ^八食切テ、其血ヲ以テ右ノ袖ニ写シ留給ヒケリ。^九九曜曼陀羅ハ其ヨリシテ弘マレリ。^{三〇八}彼、一行阿闍梨ト申ハ、本ハ天台ノ一行三昧ノ禪師也ケルガ、後ニ真言ニ^{一〇}移テ、^{一二}德行高顕テ^{一三}国家ノ重宝タリ。慈悲^{一四}普^{一五}覆テ人臣ノ所^{一六}歸也。被^{一七}讒申ケルコソ懼シケレ。^{一五}一行無実之由、皇帝聞召披、^{一六}被^{一七}召返^{一八}。賢鑿造逆也、^{一八}不善之咎難^{一九}遁トテ、被^{二〇}流罪ケル程ニ、^{一九}堅牢地神ノ^{二〇}蒙^{二一}罰テ、大地忽ニ裂テ^{二二}生^{二三}天地獄ニゾ落ニケル。在家ヲ出テ^{二四}仏家ニ入、師恩ヲ受テ法恩ヲ聞。タトヒ報謝ノ心コソナカラメ、争カ阿党ヲ成ベキ。在世ノ^{二五}調達、滅後ノ^{二六}賢鑿、トリク^{二七}ニコソ無懃ナレ。サテモ一行ノ^{二八}相シ申サル、如ク、楊貴妃ハ安祿山ガ為ニスカシ出サレテ、^{二九}馬嵬ノ^{三〇}野辺ニ露ト伴テ^{三一}消給フ。皇帝皇后ノ遺ヲ^{三二}悲テ、方士ヲ以テ蓬萊宮ヲ尋ラル。玉ノ簪シ、^{三三}金鉸刀ヲ^{三四}被^{三五}返送^{三六}。イト、^{三七}歎^{三八}臥^{三九}給、^{四〇}思死ニゾ失給フ。去バ顯密兼学、淨行持律ノ^{四一}天台座主^{四二}讒シ申ス西光モ、イカバト覺テオボツカナン。

【校異】1〈近〉「七日七夜の」。2〈蓬〉「暗穴道とそ」。3〈近〉「かうやうなり」、〈蓬〉「たかくあかる也」。4〈近〉「せんの」。5〈近〉「あはれみて」、〈蓬〉「あはれひて」。6〈近〉「九ようかたちを」、〈蓬〉「九曜形を」。7〈蓬〉「暗穴道をそ」。8〈近〉「くいきつて」、〈蓬〉「食切て」。9〈近〉「九ようのまんだらは」、〈蓬〉「九曜曼陀羅は」。10〈蓬〉「ト申」なし。なお、〈近〉「一ぎやうあじやりと申は」、〈蓬〉「一行阿闍梨は」。11〈近〉「うつて」、〈蓬〉「うつりて」。12〈近〉「とつかう」、〈蓬〉「德行」。13〈蓬〉「為^ス国家ノ重宝」。14〈蓬〉「覆て」。15〈蓬〉「改行あり」。16〈近〉「めしかへされ」、〈蓬〉「召返さる」。17〈近〉「けんしゆん」、〈蓬〉「不善之」。19〈近〉「けんらうちじんの」。20〈近〉「ばつをかうふりて」、〈蓬〉「罰をかうふりて」。21〈近〉「てうだつ」。22〈近〉「けんしゆん」、〈蓬〉「賢鑿」。23〈近〉「さうじ申さるゝことく」。24〈近〉「ばぐわいの」。25〈近〉「のべに」、〈蓬〉「野へに」。26〈蓬〉「かなしとて」。27〈蓬〉「ヲ」なし。なお、〈近〉「こかねのはさみを」、〈蓬〉「金の鉸刀」。29〈近〉「かへしをくらる」、〈蓬〉「返しをくれて」。30〈近〉「おもひしに、そ」、〈蓬〉「思ひ死にそ」。31〈蓬〉「天台座主」。

【注解】○彼国へ行二ハ、三ノ道アルトカヤ 火羅国への道を三道とする。〈盛もこの後に、「古キ都也ケレバ」とする。〈闕・南〉は火羅するのの〈延・長・盛・屋・覚・中〉。〈延・長〉は「件国ハ古キ王宮 国へのルート数には触れない。〈中〉「仏の国へは三のみちあり」(上ナリケレバ)〈延〉巻二一一ウと、火羅国についての説明が加わ 一七六頁)とするのは「件」の誤写の可能性があろう。『宝物集』他、

比較的〈盛〉に近い『三国伝記』にも三つの道のことには記されない。なお、鈴木元により、『平家物語』（〈覚〉を例示する）の一行譚にはほぼ一致する、東洋文庫蔵『庭訓之抄』の庭訓往来九月往状が紹介されている。鈴木元が指摘するように、真名抄の注は『平家物語』から取り込んだものと見られる。「唐」一行阿闍梨、玄宗御時楊貴妃立名、掛落国被流、件「三」道、繪地道、御幸ノ道、遊地道、雑人道、闍穴道、重科ノ者、行、一行立名犯人故闍穴遺、七日七夜ノ程、日月ノ光不見行也、冥々無人深々山深、行歩千度迷、只函谷ノ鳥、一声計、苔凋衣干敢也、一行実无罪、天道哀、九曜現形給、一行照也、一行則右指食切左袖九曜写、和漢真言ノ本尊也、九曜之曼多羅是也」（三三頁）。〇二ハ林地道トテ、古キ都也ケレバ、御幸ノ外ニハオボロケニテハ人通ハズ 第一の道を〈盛〉と同じく「林地道」とするのは〈延・長〉、〈屋〉「臨地道」、〈覚〉「輪地道」。〈中〉が第一の道を「ゆうち道」、第二の道を「りんち道」とするのは、書写過程で生じた錯誤か。〈闕・南〉は第一、第二の道については記さない。なお、ここで「古キ都也ケレバ」とするのは〈盛〉のみで、〈延・長〉の前文にある説明の順序を入れ替えたものか。〈延〉「此道ハ御幸路也」（巻二一一ウ。〈長〉傍線部「行幸」。〈屋〉「トテ御幸ノ路」（一〇九頁。〈覚・中〉も同）。第一の道を御幸（行幸）の道とするのは〈延・長・盛・屋・覚・中〉に共通。「オボロケニテハ」は、かりそめにも、並大抵のことではの意。〇二ハ幽池道トテ、雑人ノ通道也 第二の道の呼称については、〈延・長〉「遊池道」、〈屋〉「遊地道」、〈覚〉「幽地道」、〈中〉「りんち道」（前項参照）。〈延〉「貴賤上下ヲ嫌ハズ行通フ道也」（巻二一一ウ。〈長〉も同）。〈屋〉「：

トテ雑人ノ通フ路」（一〇九頁。〈覚・中〉も同）。〈盛〉「雑人ノ通道也」という表現は、〈屋・覚・中〉と共通する。〇二ハ暗穴道トテ、罪アル者ヲ流ス道也 第三の道を「暗（闍）穴道」とするのは〈延・長・盛・南・屋・覚・中〉。罪人を遣わすときに用いる道とするのは〈延・長・盛・屋・覚・中〉。〈延〉「犯科ノ者出キヌレバ流遣ス路也」（巻二一一ウ。〈長〉も同）。〈屋〉「重科ノ者ヲ遣ス道ナリ」（一〇九頁。〈覚〉も同）。『秋月物語』「彼国（くわうこく）の道の遠事、百五十日の、道也。其道に、あんけつだうとて、土の中、七日行、道也」（『室町時代物語大成』第一二〇三頁）。〇件ノ道ハ、七日七夜ガ閻空ヲ見ズシテ行ナレバ： 闍穴道が日月星宿の光の射さない道であるとの説明は諸本に共通するが、その描写については諸本間でかなりの異同がある。〈延〉「此道ハ下ニ水湛々トシテ際ゾナク、上ニハ日月星宿ノ光モミヘ給ハズ。七日七夜空ヲミズシテ行道ナリケレバ、冥々トシテ天闍ク、行歩ニ前途ノ路ミヘズ。深々トシテ人モナク、函谷ノ鶏ノ一声モナク、サコソハ心細ク悲ク思給ケメ。思遣レテ哀也」（巻二一一ウ。二二オ）。〈長〉「此道は四十里の河あり。水湛々としてきはもなく、もろくの毒虫あり。さればわたりつく事かたし。をのつからわたり付ぬれば、又七日七夜、空を見ずして行道ある国なり。冥々としてひとり行。峰よりみねにのぼれば、雲霞風を分て跡もなし。谷より谷にくだれば、かんくつそびえて底もなし。行天くらくして、前後道まどひ、しんくとして人なし。函谷の鶏一声鳴。さこそ心ほそく思給ひけめ。おもひやられてあはれ也」（一―二二八頁）。〈長〉は、傍線部が『三国伝記』「四十里ノ河有リ、水湛々トシテ漲リ」（中世の文学上―一五四頁）と近似する他、破線部のような独自の描写を有する。〈闕〉

「彼火羅國言者不見日月」光之所行也冥々遙也（卷一下一九ウ）。〈南〉「件ノ国ニハ闇穴道トテ七日七夜ガ間空ヲ見ズシテ行道アリ。足ニ任テ只一人オモムカレケン心ノ中イカバカリ成ケン。冥々トシテ光モナシ。思ヲ千里ノ雲ニ迷ハス。サウ／＼トシテ人マレナリ。只一声ノ鳥ヲ聞バカリ也」（上―一五九頁）。〈屋〉「此闇穴道ト申ハ、七日七夜日月ノ光ヲミズシテ行所也。一行ハ重科ノ人成トテ、斯ノ闇穴道ニ遣ハサル。冥々トシテ人モナシ。行歩前途ニ迷ヒ、深々トシテ山深シ。只庄谷ニ鳥ノ一声計ニテ、吾ノヌレキヌ不_レ敢_レ干_レ」（二〇九―二一〇頁）。〈覺・中〉は〈屋〉の叙述に近似する。〈盛〉の叙述は「七十里ノ大河アリ。碧潭深流レテ、白浪高揚也」という独自の一節を有する一方で、〈延・長・南・屋・覺・中〉に共通する〈延〉「函谷ノ鶏ノ一声」がないなどの特徴を有する。なお、京都大学附属図書館平松文庫蔵『天神御縁起』は、無実の罪を被った例として他の天神縁起には見られない一行説話が引かれる。ここでは「マタダイタウノ一ギヤウアジャリハ、ゲンソウクワテキノヤウキヒトナヲトリ、クワラコクニウツサレテ、アンケツダウニヲモムク。アンケツダウト申候ハ、ルニンナラデハトヲラヌ、イハヲ、カラタチシナリツ、ミチノカタチモサラニナシ。シカリトハキエドモ、クワニンドモアマタツキタテマツルケリ」（『京都大学蔵むるまちものがたり』5「三二八頁」と、道の様子が記される。

○天道無実ノ咎ヲ哀テ、九曜形ヲ現ツ、闇穴道ヲ照サレケル

「九曜」とは、日・月・火・水・木・金・土の七曜星に羅嵯星（日月に蝕を生じさせる星・計都星（彗星）を加えた九曜星のこと。「九世紀末頃から陰陽師は属星祭や本命祭を行い始め陰陽道は呪術宗教として成立」した後、一〇世紀以降「熾盛光法の盛行とその理解を通して、

天皇・貴族の寿命と生涯の吉凶禍福を支配する星辰信仰が盛んに」なり、「密教本来の本命宮・本命宿だけでなく北斗七星の一星を個人の本命星として祀る本命供・本命元神供・北斗法」などの「道教色の濃い星宿法が行われることになったという（山下克明①一二四頁）。九曜も北斗七星と合わせて信仰され、星宿法の典拠として、九曜を図像化した『梵天火羅九曜（梵天火羅図）』が用いられた（同二二七頁。後掲「九曜曼陀羅ハ其ヨリシテ弘マレリ」項参照）。無実の罪で闇穴道を流されてゆく一行を、天道が哀れんで九曜を現じたとするのは諸本に共通。ただし、その叙述には若干の異同が見られる。〈延〉「一行無実ニヨリテ遠流之罪ヲ被ル事ヲ天道憐給テ、九曜ノ形ヲ現ジテ守給フ」（卷二―一二オ。〈長〉も同）。〈闕〉「雖然_ニ神不用非法」、天道哀無実罪_ニ故_ニ現九曜之形_ニ照護之_ニ間敢以無闇」（卷一下一九ウ）。〈南〉「然_ニ一切ノ三宝モ不使トヤ思食サレケン、天道無実ヲ哀レンデ九曜ノ御形ヲ現ジテ守り給ケリ」（上―一五九頁）。〈屋〉「天道無実ノ罪ニヨテ遠流ノ重科ヲ蒙ル事ヲ哀_レデ、九曜ノ形ヲ現_レジツ、一行阿闍梨ヲ守給フ」（一一〇頁。〈覺・中〉もほぼ同）。いずれにも共通する「天道」を導き出す「天」の思想については、日本古代の「（一）日神信仰」「（二）儒教系の天の思想、（三）道教系の天の思想、（四）仏教系の天の思想が、（一）を中軸にして徐々に習合され、次第に古代日本における複合的な天の思想が形成されていったと推定される」（『国史大辞典』「天の思想」）。また水原一は、「一行の冥々の道を照した天道と中国古代の天道とは、相通する面を示しながらも全く等記号で結ばれるとも思われない。一行の場合はおそらく彼の業績とも関係する天文研究の背景となった祓教（ゾロアスター教）の拝天・拝火思

想を軸とする「天道思想」をも考えてみなければなるまい（四五八頁）と指摘する。また、〈延・長〉の序章に「縦ヒ人事ハ許ト云トモ天道詐リガタキ者哉」（巻一一九オ）と「天道畏敬を打出している」点に着目、ことに〈延〉ではしばしば「天」「天道」の語が用いられていることを指摘し、「人界を操る絶対権威としての「天」を畏敬する立場」にあることを指摘する（四五九〜四六〇頁）。これに加えて牧野和夫は、鎌倉期成立とみられる『宝志和尚口伝』が、「天道」を拝して闇黒に「星宿・九曜」の光明を得、その「九曜」等を「三衣」に移すという叙述展開をもっていた（二六八頁）こと、大治頃の祭文類からは「七九曜・星宿」・『梵天火羅図』と「天道」とに緊密な連関（二七二頁）が見いだされることを指摘、〈延〉では「日月星宿九曜（北斗）の守護を得た「一行」に対して、「高」きを望み、「国ノ務ヲ執バヤ」という「奸心ヲ挾」んだ「安祿山」は、序にいうところの「人事ヲ許ルト言トモ天道詐リカタキ」事例に該当するものとして「滅」するのである（二七三頁）と論じる。これに対して〈盛〉にも〈延・長〉と共通する「天道」の例も見られるものの、読み本系の天道思想を引き継ぐとまでは読み取れないか。なお、〈闘〉では「神」が、〈南〉では「三宝」が加わっている点は、各本の成立背景とあわせて検討する必要がある。○一行右ノ指ヲ食切テ、其血ヲ以テ右ノ袖ニ写シ留給ヒケリ 右の袖とするのは〈盛〉のみ。〈闘・延・長・屋・覚・中〉は右の指を食い切って、その血で左の袖に九曜を写したとする。右手を以て右の袖に写したとするのは不自然。〈近・蓬〉にも共通するので〈盛〉祖本段階での誤写とみられる。指を喰いきって血で詩文を書く例として、蘇武が「指ヲ食切テ血ヲ出シ」手紙を書いた説話（〈盛〉巻八

（一四八四頁）など）や軽大臣の灯台鬼説話（『宝物集』〈新大系二八頁〉など）、指先の血で大乗経を写経した崇徳上皇（陽明文庫本『保元物語』〈新編全集三九七頁〉）などがある。○九曜曼荼羅ハ其ヨリシテ弘マレリ 「九曜曼荼羅」とは、一行撰と伝えられる『梵天火羅九曜（梵天火羅図）』を指すと考えられている（略解〈全注釈〉など）。本書は九曜の図像とその解説などから成るが、「曼荼羅」の形態ではない。一方で本書と関わる曼荼羅として注目されているのが、東寺蔵の曼荼羅『火羅図』である。山下克明②は、この曼荼羅『火羅図』は『梵天火羅九曜』を方曼荼羅化したものであり、文殊菩薩を中尊に二十八宿・十二宮・九執（引用者注、九曜のこと）・北斗七星の神像を配し（中略）内容は『梵天火羅九曜』と変わるところはなく、同書の末尾近くに記す「梵天火羅図一帖」とあるものが現存『火羅図』のことと思われる（三二六頁）とする。ただし、『火羅図』には『梵天火羅図』（引用者注、『梵天火羅九曜』のこと）だけでなく、いくつかの経典や図像など複合的な要素が、多分に存在している（武田和昭（二八頁）とする見解もある。ところで、牧野和夫は高山寺蔵文治四年（一一八八）写『宿曜占文抄』（仮称目録題）に「一行阿闍梨於火羅国見諸星曜等来下着座 図之ノ所謂火羅国是也」とあり、「一行阿闍梨が「火羅国」において“宿曜”「来下着座」を図したことを記した」その内容述記が大治四年（一一二九）以前に遡る可能性を指摘する（二六二〜二六三頁）。これは一行と火羅国とを結び付ける最古の資料であり、ここでは一行が「火羅図」を描いたとされている。さらに美濃部重克①は、『白宝口抄』巻二五六「北斗法第二」に「火羅図者、一行阿闍梨、火羅国所感見曼荼羅也。以文殊為中尊、九曜

十二宮二十八宿三重曼荼羅也(以下略)」(大正新脩大藏經圖像七三〇二頁)とあり、ここに一行が火羅国で曼荼羅を感得したとあること、これが曼荼羅『火羅図』の図様に一致することに注目する(六一二頁)。また、この『火羅図』等を典拠にして本命元神供という祭供が行われたことが、山下克明②(三〇二―三〇五頁)に詳述されることに基づき、美濃部重克①は、「十世紀にはすでに「梵天火羅九曜」は真言宗系の本命星供として陰陽道系の属星祭でも使用されていた」(五九頁)こと、「鎌倉時代には当年(行年)属星である九曜を祭る(當年属星供)が盛んに行なわれ「梵天火羅九曜」も曼荼羅「火羅図」もその用に供されるものとして、真言宗の寺院のなかだけでなく天台宗の寺院のなかでも、さらには一般上流の人々の間においても周知のものであった」(六一〇頁)とみられ、東守感曼陀羅「火羅図」が「(當年属星供)の修法の場で本尊として懸けられるべく作成された特殊な曼陀羅である」(美濃部重克②四八頁)と推測、これが「九曜曼陀羅」として人々に知られていたのであり、火羅図の始まりを説く「一行阿闍梨之沙汰」は、「われわれが想像する以上に当代の上流人士の生活と身近に関わるものだったに違いない」(同五一頁)と指摘する。

○彼一行阿闍梨ト申ハ、本八天台ノ一行三昧ノ禪師也ケルガ、後二真言ニ移テ 前節「一行流罪」項でも述べたように、〈長〉も法脈の記載の前に「抑一行阿闍梨と申は、もとは天台一行三まいの禪師なり。その、ちしんごん秘法にうつりて、専此行を行ひ給ひしかば、一行とは名付たり」(一一二―二八頁)と一行と天台との関係を強調する一節を有する。他はこのような記述はない。『宋高僧伝』に記されるように、一行は玄宗に招聘される前には天台山国清寺で学び、上落後に金剛智・

善無畏に学び、金剛界・胎藏界両部を受法している。長部和雄は、「(一) 伝教・慈覚・智証大師の著書を通じてみると、王朝時代の天台では一行禪師が台密の権威と仰がれている。(二) 平安末期より鎌倉室町時代の所謂中古天台の論草類をみると、一行禪師は遠く置き去られ、伝教・慈覚・智証の三大師が台密の宗祖として仰がれるようになった」(二四六頁)と指摘する。これを受けて水原一は「平安末・鎌倉初期に真言宗で伝持八祖の中に一行を加えた事と、天台宗で一行が伝教・慈覚・智証等の上へ敬遠されて行った事とは天秤の両皿の関係として考えてよいのであろう」(四五五頁)、「長門本及び盛衰記は、所詮は真言八祖の一人である一行を、「本は天台一行三昧の禪師」であったことわり書きをする所に、天台側への傾斜の姿勢をのぞかせているといえる」とした上で、「二行を天台側に引寄せた事は、とりもなおさず平家物語の本流史談として示した天台座主明雲との連絡を一層緊密ならしめる」(四五六頁)意図があったと指摘する。これに対し、現存〈延〉本文に見られる不自然さから〈長〉の本文を本来的とする石田拓也は、「一行を天台系と見る説話を本来的なもの」と主張する(八五頁)。確かに中世には一行は台密の宗祖からは外れたようだが、その説は根強く伝えられていた。『山家要略記』(鎌倉時代の山王神道の伝書)には、「口決云、金毘羅神者、十二神将中、宮毘羅神云云。依之五大院口決云、宮毘羅神死時、釈迦始来垂迹也云云。一行口決云、宮毘羅神、弥勒垂迹云云。(後略)」(『続天台宗全書』神道一―九二頁)のように、五大院(安然)説と一行説が並べられる他、「一行禪師秘釈」や「一行秘釈」が度々引かれる。特に星宿に関してはその説が重んじられていたことは、「二行禪師七星図曰」として七星の図像が説かれ

ること（四〇頁）や、「一行阿闍梨北斗行要記云」として「七星各成十二神将」とする説が引かれること（九一頁）などから窺える。

○德行高顕テ国家ノ重宝タリ。慈悲普覆テ人臣ノ所帰也。被讒申ケルコソ懼シケレ。〈長〉にも「国家の重宝として、人臣の依怙たりしをざんし申ける事こそあさましけれ」（一—二八頁）と類似する文言がある。○一行無実之由、皇帝聞召披、則被召返。一行の無実が証されて召喚されたことを記すのは〈盛〉のみ。続く賢鑣への処分、墮地獄の逸話を語るために必要とされたか。○賢鑣造逆也、不善之咎難遁トテ、被流罪ケル程ニ、堅牢地神ノ蒙罰テ、大地忽ニ裂テ乍生大地獄ニゾ落ニケル。造逆は「仏語。五逆の大罪を犯すこと」（日国大）。賢鑣の最後は提婆達多の墮地獄伝説を強く意識した創作と見られる。提婆達多は釈迦の弟子でありながらも、驕慢の心を起こして釈迦に「五事の戒律」を提案するも受け入れられなかったので、分派して新しい教団をつくり（五逆の一である破和合僧）、釈迦の暗殺を企てて失敗し（五逆の一である出仏身血）、最後は生きながら地獄に落ちたとされる。その最後の様子は『五分律』に「便大怖懼熱血從鼻孔出。即以生身墮大地獄」（大正新修大藏經三—一六四頁）、『大智度論』卷十四に「地自然破裂火車來迎生入地獄」（大正新修大藏經二—五七頁上）と記される他、『増一阿含教』に詳しい。また、『大唐西域記』卷六は、室羅伐悉底国の給孤獨園の「伽藍東百餘步有大深坑。是提婆達多欲以毒藥害佛。生身墮入地獄処」（大正新修大藏經五—一八九九—九〇〇頁）と、提婆達多が地獄に落ちた坑を記し、その生涯を略述している。『今昔物語集』卷二「提婆達多、奉誦仏語第十」にはその生涯が語られ、末尾に「提婆達多ハ大地破裂シテ地獄ニ墮ヌ。

其ノ入タル穴、于今有リトナム語り伝タルトヤ」（新大系一—三五頁）とあるのもこれを踏まえた叙述だろう。この他、〈延〉にも提婆達多が「生ナガラ現身ニ大地ワレテ無間地獄ニ墮シカバ」（卷六一—五〇ウ）とあり、『雑談集』卷二にも「提婆達多、三逆ヲ造テ、現身ニ地獄ニ入り」（中世の文学八三頁）などとされる。ただし『三国伝記』卷七第二十八のように「提婆達多一生重逆罪ノ者ナル故ニ、死テ後墮無間地獄」（中世の文学下—六八頁）と、死後地獄に落ちたとするものもある。○争力阿党ヲ成ベキ。阿党とは「阿」は、おもねる、「党」は、くみするの意」で、「権力などをもつ者におもねり、その仲間になること」（日国大）の意で、「阿党をなす」で「あた（仇）をなす」に同じ」（日国大）。○在世ノ調達、滅後ノ賢鑣、トリノニコソ無慙ナレ。一行を譏奏して地獄に墮ちた賢鑣と、釈迦に仇をなして生きながら地獄に墮ちた調達（提婆達多）という構図を明確にすると同時に、賢鑣に比されるべき西光の運命を暗示する言説となっている。

○サテモ一行ノ相シ申サル、如ク…以下、『長恨歌』に依拠しながら一行の予見の実現を語るのは〈盛〉のみ。本来の「無実ノ讒訴」の逸話から、相人としての予見能力、さらには『長恨歌』の引用に関心が逸れている。一行が安祿山の乱に際しての玄宗皇帝の運命を予見したことについては、『仏祖統記』『宋高僧伝』に記事が見える。前節「天下第一ノ相人ニ御座ケル」項参照。○馬嵬ノ野辺ニ露ト伴テ消給フ。「馬嵬」は「中国陝西省興平卓の西の地名。唐代、安祿山の乱の際、玄宗に従って蜀に落ちのびる途中の楊貴妃が殺された所」（日国大）。『長恨歌』「馬嵬坡下泥土中、不見玉顏空死処」（新釈漢文大系『白氏文集』二—一八—二頁）が典拠であると遠藤光正は指摘する（一八

頁)。○皇帝皇后ノ遺ヲ悲テ、方士ヲ以テ蓬萊宮ヲ尋ラル 都に戻つた皇帝が、楊貴妃の死を思い悲嘆に暮れていることを案じ、方士に楊貴妃の魂魄を探させたこと、方士が海上の仙山である蓬萊山で彼女に出会ったことが、『長恨歌』に謳われている。遠藤光正は『長恨歌』の「臨邛方士鴻都客、能以精诚致魂魄、為感君王展转思、遂教方士殷勤覓」。(中略)忽聞海上有仙山、山在虚無縹緲間」(同二下―八一四頁)が、この部分の典拠となっていることを指摘する(二八頁)。○玉ノ簪シ、金釵刀ヲ被返送 方士が蓬萊山を去るに際して、螺鈿の小箱と金の釵を二つに分ち、その片方を皇帝へと方士に託したことが『長恨歌』に記される。遠藤光正は『長恨歌』「空持旧物表深情、鈿合金釵寄将去、釵留一股合一扇、釵擘黄金合分鈿、但教心似金鈿堅」(同二下―八一六頁)が典拠となっていると指摘する(一八頁)。『長恨歌』の「鈿合金釵」については、「長恨歌

【引用研究文献】

- * 石田拓也「一行阿闍梨説話の展開」(日本文学研究二八号、一九八九・2)
- * 遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)(二)(東洋研究七七号、一九八六・1)
- * 長部和雄『一行禪師の研究』(神戸商科大学学術研究会一九六三・7)
- * 鈴木元「庭訓往来を巡る註釈の学―真名抄周辺資料点綴―」(熊本県立大学文学部紀要七卷一号、二〇〇〇・12。『室町連環 中世日本の「知」と空間』勉誠出版二〇一四・10再録。引用は後者による)
- * 武田利昭「東寺蔵・火羅凶について」(金沢文庫研究二九〇号、一九九三・3。『星曼陀羅の研究』法蔵館一九九五・10再録。引用は後者による)
- * 牧野和夫「延慶本『平家物語』巻第一末・第六話「一行阿闍梨流罪事」と「天道」の事」(水原一編『古文学の流域』新典社一九九六・4。『延慶本『平家物語』の説話と学問』思文閣出版二〇〇五・10再録。引用は後者による)
- * 水原一「一行阿闍梨説話の考察―『平家物語』傍流談研究の一環として―」(駒沢国文一四号、一九七七・3。『延慶本平家物語論考』加藤中道館一九七九・6再録。引用は後者による)

琵琶行カナ抄」(磯馴帖―村雨篇)には「金釵ハ金ノカンサシ、鈿合ハサシクシノハコソ」(五七頁)と、「金のカンサシ」と「サシクシノハコ」と解されているが、天理図書館蔵『長恨歌并琵琶引私』では、「鈿合モ金釵モ皆簪ナレドモ、其ナリヲ云ゾ」とあって、どちらも簪と取っている(武蔵野書院『長恨歌・琵琶行抄』四八頁。同書所収の内閣文庫本・京大船橋本も同じ)。「鈿合」を「玉ノ簪」としているのも、こうした理解に基づくか。なお「金釵」を「金釵刀」としている理由は不明。○去バ顕密兼学、浄行持律ノ天台座主護シ申ス西光モ、イカバト覚テオボツカナシ 「在世ノ調達、滅後ノ賢鑿……」を受けた叙述。釈迦に対して阿覚をなした調達、一行を嫉んで譏奏した賢鑿と、譏奏によって明雲を流罪へと追い込んだ西光を対置する叙述。調達・賢鑿・西光と釈迦・一行・明雲の対置には、天竺・震旦・本朝が意識されているかもしれない。

- *美濃部重克①「火羅凶」の解説 付『平家物語』「二行阿闍梨之沙汰」(上) (南山大学日本文化学科論集八号、二〇〇八・3)
- *美濃部重克②「火羅凶」の解説 付『平家物語』「二行阿闍梨之沙汰」(下) (南山大学日本文化学科論集九号、二〇〇九・3)
- *山下克明①「密教修法と陰陽道」(大橋一章他編『仏教』文明の受容と君主権の構築―東アジアのなかの日本―) 勉誠出版二〇二二・3。『平安時代陰陽道史研究』思文閣出版二〇一五・1再録。引用は後者による)
- *山下克明②「平安時代における密教星辰供の成立と道教」(日本史研究三二二号、一九八八・8。『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院一九九六・11再録。引用は後者による)

1 山門落書

2 山門大衆等流罪ノ座主ヲ奉²取留³之由、法皇³聞食テ不⁴安⁴思召レケル上ニ、西光法師内々申ケルハ、「山法師ノ昔ヨリ⁵猥⁶キ沙汰仕ル事ハ今ニ⁵始ヌ事ナレ共、今度ノ⁶狼藉ハ先代未聞ノ事ニ侍リ。下トシテ⁷猥⁸キヲ、上トシテ⁹緩ニ御沙汰アラバ、世ハ世ニテモ¹⁰侍ルマジ。能々可¹¹有¹²御誠」トゾ奏シケル。只今我身ノ¹³亡¹⁴ヲモ不¹⁵知、山王権現ノ¹⁶神慮ニモ不¹⁷憚、加様ニ申テイト¹⁸宸襟ヲ惱シ奉ル。」「¹⁹讒²⁰臣乱²¹国、²²妬婦破²³家」トモ²⁴云、「²⁵叢蘭欲²⁶茂秋風破²⁷之、²⁸王者欲²⁹明讒臣隱³⁰之」トモイヘリ、誠³¹哉此³²事³³。抑³⁴今度大衆之³⁵狼藉仍³⁶可³⁷被³⁸責³⁹山門⁴⁰之由、被⁴¹仰⁴²武家ケレ共進⁴³ザリケレバ、新大納言⁴⁴成親卿⁴⁵已⁴⁶下⁴⁷近習ノ輩、武士ヲ集テ大衆ヲ可⁴⁸傾⁴⁹之由、其沙汰アリ。物ニモ覚エヌ⁵⁰若者共、北面ノ下臆等ハ、興アル事ニ思テ勇ミケリ。少シモ物ノ心弁タル人々ハ、「コハイカゞセン、只今天下ノ大事出来ナン」トゾ歎ケル。内々又大衆ヲモ⁵¹誘⁵²仰⁵³ノ有⁵⁴ケルハ、「院宣ノ下モ忝シ。王土ニ⁵⁵ハサマレテサノミ⁵⁶詔命ヲ⁵⁷对捍センモ恐⁵⁸有⁵⁹」トテ、思⁶⁰返⁶¹靡⁶²キ奉ル衆徒モアリ。大衆ニ心出来ヌト聞食ケレバ、座主ハ⁶³責⁶⁴ノ御事有⁶⁵シ時、兎モ角モ成タリセバ、⁶⁶今ハ思切ナマシ、中々衆徒ニ⁶⁷被⁶⁸取⁶⁹登⁷⁰、又イカニ成ベキ身ヤラント御心細思召ケルニ、大講堂ノ庭ニ⁷¹会⁷²合⁷³公⁷⁴議⁷⁵シケルハ、「⁷⁶前座主ヲ中途ニシテ奉⁷⁷取⁷⁸留⁷⁹事、⁸⁰依⁸¹輕⁸²朝威⁸³公家殊ニ御憤深由、其聞エアリ。此事イカゞ有⁸⁴ベキ。今ハ唯可⁸⁵奉⁸⁶逆⁸⁷鱗⁸⁸一⁸⁹敷」ト云ケル砌ニ、落書アリ。

【校異】 1 <近> 卷冒頭標題「さんもんらくしよ、<蓬・静> 卷冒頭標題「山門落書」 2 <近> 合点あり。行冒頭に「山門落書ノ事」と傍書。 3 <近> 「きこしめして」<蓬> 「きこしめされて」。 4 <近> 「おほしめしける」、<蓬> 「覚召ける」。 5 <近・蓬> 「はしめぬ」。 6 <蓬> 「狼籍は」。 7 <蓬> 「下として」。 8 <蓬> 「猥^{ミタレカハシ}きを」。 9 <蓬> 「緩^{ユルク}」。 10 <蓬> 「侍るよし」。 11 <近> 「ほろびんをも」、<蓬> 「亡^{ホロル}をも」。 12 <蓬> 「神慮も」。 13 <近> 「ざんしんくにをみたる」、<蓬> 「讒^{サンシシ}臣^シ乱^シ国^{クニ}」。 14 <近> 「とふいへをやふる」、<蓬> 「妬^{トハヤサ}婦^メ破^ル家^カ」。 15 <近> 「いへり」、<蓬> 「いひ」。 16 <近> 「そ^ソうらんしげからんとすればしうふうこれをやふり」、<蓬> 「叢^{ソウラン}蘭^{ラン}欲^{ヨク}茂^モ秋^{アキ}風^{フウ}破^ハ之^シ」。 17 <近> 「わうしやあきらかならんとすればざんしんこれをかくす」、<蓬> 「王者欲^{ワウヤスレハ}明^{メイ}讒^{サン}臣^シ隱^{イン}之^シ」。 18 <蓬> 「言^{コトハ}」。 19 <蓬> 改行あり。 20 <近> 「らうせきによて」、<蓬> 「狼^{ワウヤスレ}籍^シによつて」。 21 <近> 「や

ませめらるへきのよし」。22〈近〉「なりちかのきやう」〈蓬〉「成親卿」。23〈蓬〉「以下」。24〈近〉「わかものとも」〈蓬〉「若き者とも」。25〈近〉「さそひ」〈蓬〉「誘」。26〈蓬〉「ありければ」。27〈蓬〉「はらまれて」。28〈蓬〉「詔命を」。29〈近〉「たいたんせんも」。30〈近〉「御ことに」〈蓬〉「御事に」。31〈近〉「とりのほされ」〈蓬〉「とりのほせられて」。32〈近〉「くはいがうしてせんぎしけるは」〈蓬〉「会合僉議しけるは」。33〈近〉「せんざすを」〈蓬〉「前座主を」。34〈近〉「てういをかるしむるによつて」〈蓬〉「朝威をかるしむるによつて」。

【注解】○山門大衆等流罪ノ座主ヲ奉取留之由、法皇聞食テ不安思召レケル上ニ〈鬪・延・長・南・屋・覺・中〉も同様。「大衆前座主ヲ奉取留之由、法皇聞召テ、イトゞ安カラズ被思召ケル上ニ」〈延〉卷二一（二ウ）。ただし〈鬪〉はこの後、大衆が清盛に書状を遣わすという独自異文が加わる。○西光法師内々申ケルハ、「山法師ノ昔ヨリ猥キ沙汰仕ル事ハ今ニ始又事ナレ共、今度ノ狼藉ハ先代未聞ノ事ニ侍リ〈鬪・延・長・南・屋・覺・中〉も同様。「西光入道内々申ケルハ、『昔ヨリ山門ノ大衆猥キ訴訟仕ル事ハ今ニ始メネドモ、未ダ是程ノ狼藉承及バズ……』」〈延〉（二ウ）。「西光法師」を〈屋〉は「左衛門入道西光」とする。今回の座主奪還については、当然西光のみならず、貴族たちも批判的であった。『玉葉』治承元年五月二十三日条「凡非言語之所及、偏天魔之所為歟。一宗滅亡時已至、哀而有余」、『愚昧記』五月二十四日条「明雲被奪取事一定云々。於粟津奪之云々。凡朝家之疵、何事如之哉。可歎々々。衆徒之所行超上代歟。奇怪々々」とあり、「先代未聞」の出来事と受け止めていた。そうした事実の反映も当然あるが、『平家物語』の中でも、特に〈盛〉には、西光の讒言によって後白河院の怒りが増幅されて描かれていく傾向がある。○下トシテ猥キヲ、上トシテ緩ニ御沙汰アラバ、世ハ世ニテモ侍ルマジ。能々可有御誠」トゾ奏シケル〈延〉『……今度ユルニ御沙汰有バ、世ハ世ニテモ有ベカラズ。能々御誠有ベシ』トゾ申ケル

（二ウ）。〈鬪・長・南・屋・中〉も〈延〉に同じ。なお「ユルニ」を〈屋〉「緩ニ」（二一頁）。『邦訳日葡辞書』に「Yurucaxe. ユルカセ（緩せ）不注意・なおざり」（八三七頁）とあり、また「緩 ユルフ 胡管反 ユルナリ」（三巻本『色葉字類抄』ユ辞字・下六八ウ）、「緩 音意況 ユルフ……」（「フ」字左に「ク」を傍記）（観智院本『類聚名義抄』法中六四ウ）とある。〈盛〉の「緩ニ」も「ゆるに」とも「ゆるかせに」とも読めるか。〈覺〉は「……よくく御いましめ候へ」とぞ申ける（七四頁）とするのみ。「下トシテ猥キヲ、上トシテ緩ニ御沙汰アラバ」といった表現は〈盛〉のみ。○只今我身ノ亡ラモ不知、山王権現ノ神慮ニモ不憚、加様ニ申テイトゞ宸襟ヲ惱シ奉ル〈鬪・延・長・南・屋・覺・中〉も同様。〈屋〉は「：加様ニゾ申ケル」（二一頁）で、「宸襟ヲ惱シ奉ル」なし。○「讒臣乱国、妬婦破家」トモ云、「叢蘭欲茂秋風破之、王者欲明讒臣隱之」トモイヘリ〈鬪・延・中〉はほぼ同じ。『讒臣乱国、妬婦破家』ミヘタリ。『叢蘭欲茂』秋風敗之ヲ、王者欲明讒臣蔽之ヲトモ云ヘリ（〈延〉（二ウ））。〈長〉は引用がさらに長く、『ざん臣国をみだし、妬婦家を破る』、実哉。『叢蘭欲茂秋風敗之、王者欲明讒臣蔽之』と云へり。『斬人刃自口出斬之、殺人種自身出蒔之』と云本文違はず。西光法師が天台座主を様々に讒訴し奉る。山門のめつばう、朝家の御大事を引出すこそあさましけれ」（一―二九頁）とする。その他、それぞれに引用の

形が異なっていて、〈南〉「讒臣ハ国ヲミダリ妬婦ハ家ヲ破ルト云ヘリ」（二六〇頁）、〈屋〉「サレバ讒臣ハ国ヲ乱トモ、加様之事ヲヤ申ベキ」（一一二頁）、〈覚〉「讒臣は国をみだると言へり。実哉。叢蘭茂か覽とすれども、秋風これを破り、王者明かな覽とすれば、讒臣これを見る共、かやうの事をや申べき」（七四頁）とする。「妬婦破家」の典拠は『申子』（戦国時代、申不害撰）「大体」であろう。『群書治要』卷第三十六に『申子』「大体」を引き、「夫一婦擅夫、衆婦皆乱、一臣專君、群臣皆蔽。故妬妻不難破家、乱臣不難破国也」（四庫全書）とある。時代は下るが、『内訓』（明・仁孝皇后撰）に「擅寵則驕、怙思則妬、干政則乖、撓法則乱。諺云、泪水淖泥、破家妬妻。夫不驕不妬、身之福也」（四庫全書）とあり、明の永楽年間頃には「泪水淖泥、破家妬妻」が諺になっていたことが窺える。「讒臣乱国」については卷四「白山神輿登山」に既出（一一三〇頁。本全釈一一二〇頁）「師忠恵様ニ執申サズハ、関白御憤アラシヤ……」（項参照）。遠藤光正によれば、この句の出典として、『史記』の「奸臣在朝、国之残也。讒臣在中、主之蠹也」、「帝範」の「讒佞之徒国之蝥賊也」、「詩経」小雅の「讒人罔極、交乱四国」があげられる（一六頁）。また、『史記』『帝範』いずれも『明文抄』『管蠡抄』に引かれることを指摘する。しかし、『説苑』（漢・劉向撰）卷一「臣術」に、「六邪者……四曰、智足以飾非、弁足以行説、反言易辞而成文章、内離骨肉之親、外妬乱朝廷、如此者讒臣也」（四庫全書）とあり、『群書治要』卷第四十三や『貞観政要』卷三もこれを引く。これが「讒臣乱国」の典拠である可能性もあるだろう。あるいは、上に挙げた『群書治要』が引く『申子』の一節全体が「讒臣乱国、妬婦破家」の典拠

であると見ることも可能だろう。日本ではこの句は諺のように用いられ、『曾我物語』卷一に「讒臣は国をみだし、妬婦は家をやぶる」（旧大系一〇五頁）とある他、『雑談集』卷六に「讒臣ハ国ヲ乱リ、妬婦ハ家ヲ破ル」（中世の文学二一〇頁）、安楽寺本系天神縁起の筑波大学蔵『天満天神縁起』に「然、妬婦破家、讒臣傾国ニ云理ニテ」（室町時代物語大成）第十、七四頁）とある。次に「叢蘭欲茂秋風破之、王者欲明讒臣隱之」の典拠は、『帝範』「去讒篇」の「叢蘭欲茂秋風敗之、王者欲明讒人蔽之」（内閣文庫蔵寛文八年刊本（国立公文書館デジタルアーカイブ））または『貞観政要』卷六「杜讒脚篇」の「叢蘭欲茂、秋風敗之、王者欲明、讒人蔽之」（新釈漢文大系下四九八頁）。同句は、『玉函秘抄』『明文抄』『管蠡抄』にも引かれる（遠藤光正一八〇—一九頁）。賢王を叢蘭に、讒臣を秋風に喩える。「正法眼蔵随聞記」第五にも「古人云、『日月明ナレドモ浮雲掩之、叢蘭茂セントスルトモ秋風吹之破ル。』貞観政要ニ引之、賢王ト悪臣トニ喩フ」（旧大系三九九頁）とある。○誠哉此事 〈延〉では「王者欲明讒臣蔽之」トモ云ヘリ、誠哉。此事ヲ武家ニ被仰ケレドモ、ス、マザリケレバ」（二二ウ）とあるように、「誠哉」で文が切れ、「此事」は山門に誠めを加えることを指すが、本来の形であったと思われる。〈盛〉はこれを「誠哉此事」の形で続けてしまったために、「此事」が直前の「讒臣乱国……」の格言を指すこととなり、直後の武家に命じた内容が分からなくなったので、「抑今度大衆之狼藉仍可被責山門之由」の独自異文を加えたと考えられる。〈南〉も〈盛〉に近く、「誠ナルカナヤ此言。法皇平家ニ仰テ山ヲ責ムベキ由仰ラレケレ共」（一六〇—一六一頁）とする他、〈闘〉「此言実哉」（卷一—二二オ）の「此言」

も「讒臣乱国……」を指すと理解できる。逆に〈寛〉は「此事、新大納言成親卿以下……」（七四頁）と続き、〈延〉と同様に「此事」が山門に誠めを加えることを指している。○抑今度大衆之狼藉仍可被責山門之由、被仰武家ケレ共進ザリケレバ〈闘・屋・覚・中〉には該当する表現はない。〈延・長〉は「此事ヲ武家ニ被仰ケレドモ、ス、マザリケレバ」(〈延〉二二ウ〜二三オ)とする。〈盛〉に近いのは〈南〉で、「法皇平家ニ仰テ山ヲ責ムベキ由仰ラレケレ共、平家進ミ申サ、リケレバ」(一六〇〜一六一頁)とする(前項参照)。「武家」はこの場合軍事権門としての平氏を意味するか。以下、古記録に沿って明雲奪還後の院の対応を見てみる。『玉葉』治承元年五月二十三日条には「此上堅東西坂下、可被攻叡山ニ云々」とあり、奪還のあった当日に、叡山を責めるべきとの話が出ている。おそらくこれは『顕広王記』五月二十四日条と関わり。そこには、「召居両大将、可固坂本之由有院宣、而先可仰入道、隨其左右之由、兩人被遁申云々。仍為御使、今朝字平内左衛馳馬向福原」とあり、院は両大将(重盛・宗盛)に東西坂本を固めるように命じたが、兩名は清盛の指示に従うと言って拒否している。そこで使(平家長。高橋昌明①一五六頁によれば家貞の子)が福原に向かったという。こういった、平家が院宣に随わなかったことが本文の背景にあらう。そして『顕広王記』二十五日条には「入道殿御返事不分明歟。雖然申時入道被入洛」とあるように、清盛の返事は「不分明」であったが、清盛が福原から入洛することとなった(『玉葉』は二十七日に入洛したとする)。そして『玉葉』二十九日条「人伝云、大衆奪取明雲之後、近日有沙汰事等」。京中帶兵器往還之輩、可擲取之。又台獄末寺庄園、仰

諸国可被注進之、是為停廢歟。又近江、美乃、越前三ヶ国、各可注申国内武士之由、被仰国司云々。院は兵器を所持して京中を往還する輩を絡め取ること、比叡山末寺の莊園を報告させること(莊園を停廢するためかという)、近江・美濃・越前の武士を動員すること、以上三点を命じたという。これには前日の二十八日の動きが関わっている。右の続きに「又昨日以僧綱等令登山、被仰可進明雲之由、又被問謀叛之意趣云々。僧綱等今日登山了云々とあり、二十八日に僧綱を比叡山に差し向け、明雲を差し出すこと、また謀叛の意趣を問い質すこととしている。このことは『愚昧記』二十九日条にも「伝聞、僧綱等為仰院宣於衆徒昨今登山云々とある他、『顕広王記』二十八日条にも「僧綱等被差遣山上、可召進座主之由云々。不申大衆返事云々とあり、大衆の返事はなかったと言。さらに『百練抄』二十三日条の明雲奪取の記事の後には、「後日以僧綱等、被尋子細。大衆申云、更非謀反。顕密棟梁惜而有余。今一度為謁見也云々」と、派遣された僧綱への大衆の回答が記されていて、大衆に拒絶されたことが窺える。また、『玉葉』二十九日条の前掲記事の続きには、「人伝云、昨日禪門相国参院、有御対面云々。大略堅東西之坂、可責台山之議、一定了云々。然而入道内心不悦云々」とあり、同じ二十八日には入洛した清盛が院と対面し、東西の坂本を固めて比叡山を攻めるべきとの結論に至ったが、清盛は喜んでいないようだという。こうした二十八日の対応の結果、翌二十九日に、院は先に示したような三点の指示を出したということになる。このうちの莊園の廃止については、「後白河は、承安三(一一七三)年六月の興福寺僧徒の多武峰焼打により興福寺・延

曆寺僧徒が互いに蜂起した事件でも、南都の行動を「謀反」と認定、一五大寺の莊園を没官する措置に走ったことがある」ので「前例のない話ではない」という（高橋昌明②一七〇頁）。中でも、三ヶ国の武士の動員を企図したように「独自の軍事動員さえ試みようとした」とは、「軍事権門たる平家にとっては、自己の存在意義、存立基盤を脅かされる非常事態で」あった（同一七四頁）。また元木泰雄は、「治天の君には北面などの軍事貴族、検非違使とならんで諸国衛に組織されている地方武士を動員する権限があった」、一方で、「諸国の国衛に組織されていた多くの地方武士を、平氏は独自に招集できなかった」のであり、「後白河が近江・美濃・越前の「国内武士」を注進させたのはその現れであり、場合によっては彼らが平氏に対する武力たり得たのである」（元木泰雄①一一四・一一五頁）と指摘する。また、この三ヶ国のうち「美濃は後白河の、そして越前は重盛の知行国であった。他にも近江に隣接する国がある中で、美濃とともに越前から武士が動員されたことは、知行国主重盛の協力的な姿勢を明示するものといえる。後白河が、清盛に対し強硬な態度で臨んだ一因は、重盛がこうした対応を示したことにあった」と指摘する（元木泰雄②一五四頁。以上の見解は元木泰雄③四八・四九頁にもまとめられている）。このように、明雲奪還に憤激した後白河院は、東西坂本を固め、比叡山を攻めようとしたが、重盛、宗盛の両大將は動かず、清盛と会談して処置を決するしかなかった。「重盛を軸にした院⇨平氏軍制はここに崩壊し、清盛が直接軍制の担い手として登場する事態をむかえ」ることになる（五味文彦一六頁）。こういった事情が本文の背景にあるのだろうか。

○新大納言成親卿已下近習ノ輩、武士ヲ集テ大衆ヲ可傾之由、其沙汰

アリ（延・長・南・寛・中）も同様。「此事新大納言成親卿以下、近習の人々に仰あはせられて、山攻めらるべしと聞えしかば」（寛七四頁）。〈中〉は「一めん、しん大納言なりちかの卿、已下のきんじゆにおほせて、山せめらるべしときこえしかば」（七七頁）と、主格「一めん」を示す。〈闕・屋〉はこの文なし。武家、すなわち平氏が動かなかったため、院は成親ら近臣に、武士を集めて比叡山を攻めるように命じたとする。こうした動きは資料からは確認できない。『保暦間記』には、「コレニ依テ、山門ヲ責ラルベキ由、武家へ仰ラレケレ共、太政入道進ミ申サバリケレバ、院近習ノ人々ヲ催テ山門ヲ責ラルベシトテ軍兵ヲ調ヘラル。成親卿ヨキ次ト思テ、日来ノ本望ヲ達セントスル処ニ、語ラウ所ノ中ニ多田蔵人行綱ト申者アリ。……」（校本 保暦間記）九頁）とあり、混乱に乗じて成親に平家を攻撃する計画があったとする。ただし、これは噂に過ぎないと考えられるし（佐々木紀一、九四頁）、『平家物語』の影響を受けた記述とも考えられよう。一方で、『顕広王記』六月五日条「尋事発者、寄事於大衆謀、欲誅禪定相国云々」のように、叡山攻めにかこつけて、清盛を討とうとする企みがあったとする記述もある。元木泰雄は、平氏一門を打倒せずとも「清盛を延暦寺との戦場におびき出して暗殺することは、けっして不可能ではない」のであり、それにより「平氏一門の力は大きく削がれることに」なり、「後白河と院近臣たちの独裁が完成する」ことが狙いであったと見る（元木泰雄③五一頁）。なお、成親が兵を集めることは、卷三・成親謀叛で鹿ヶ谷の謀議においても、「平家ヲ亡サント謀叛ヲ発、疎人モ入ヌ所ニテ、兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラレ、サルベキ者共相語ヒ、此宮ノ外他事無リケル中ニ」（一―一六二頁）と描かれ

ている。元木泰雄④は、「後白河は、元来「武勇」と称される武的な性格を有する成親に下北面を組織させ、平氏とは別個の武力・警察力の統率者とする構想を有していた可能性が高い」（二六頁）と指摘する。

○物二モ覚エ又若者共、北面ノ下臈等ハ、興アル事ニ思テ勇ミケリ
 〈延・長・南〉も同じ。〈鬪・屋・覚・中〉にはなし。前掲『玉葉』五月二十九日条に、「又近江、美乃、越前三ヶ国、各可_レ注_レ申_レ中国内武士之由、被_レ仰_レ国司云々」とあったように、後白河院は自身の知行国の武士を動員しようと企図したわけであるが、ここでは「北面ノ下臈等」とあるように、院直属の親衛隊である武士達が勇み立ったことを記す。「物二モ覚エヌ」は「物事の分別が付かない」こと。北面のうち、上北面は諸大夫身分の者、下北面は侍身分の者で多くを武士が占めた。米谷豊之祐は、「院上北面が儀礼に通じた事務官僚たるにとどま」るのに対して、「下北面―北面下臈―には白河院以後に於いて院の直接・間接の推挽に因って加えられたものが多く、地方の開発領主と思われるものも含まれていて、より野性的・行動的である」とする（一五五頁）。『吉記』安元二年四月二十七日条に後白河院が受戒のために延暦寺に参詣した際、供奉した北面の武士の名として、「加賀守師高」ら二十一名の名（他に、藤原為行・藤原為保・藤原能盛・平知康・平扶行・惟宗信房・平維房・平宗清・紀宗吉・源清忠・藤原能清・藤原信盛・藤原親盛・藤原基能・藤原知親・藤原信景・大江遠致・平景季・橘定康・源景房）が挙げられる。「以上二一名は、下北面の武士であり、院の近臣とみなしてよいであろう」（角田文衛四〇頁）。彼ら北面下臈が後白河院のもので増長していった様は、〈盛〉巻四・泉涌寺喧嘩で、「此御時ノ北面ノ下臈共ハ事ノ外ニ過分ニテ、公卿殿

上人ヲモ物共セズ、無礼義。理ヤ、下北面ヨリ上北面ニ移リ、上北面ヨリ殿上ヲユルサル、者モ有ケレバ、驕レル心モ有ケル也」（一―二〇五頁）と描かれ、その例として西光が登場している。今回、成親らの召集に、北面下臈が勇み立ったとするのは、先に〈盛〉巻三・成親謀叛で、成親に「平判官康頼、近江中将入道運海、其外北面ノ下臈共アマタ同意シケリ」（一―一六四頁）とあることも呼応するだろう。この後清盛により捕らえられたとされる西光の他、「基仲法師・山城守中原基兼・檢非違使左衛門尉惟宗信房・同平佐行・同平康頼」「木工頭成房」（以上『玉葉』六月四日条、「式部大夫章綱」（同六日条）は、いずれも北面下臈であったことが確実視される（米谷豊之祐一五七―一六四頁）。○少シモ物ノ心弁タル人々ハ、「コハイカゞセ
 ン、只今天下ノ大事出来ナン」トゾ歎ケル 〈延・長・南〉も同じ。「少モノノ心ヲモ弁タル人ハ、「只今大事出来ナムズ、コハ心憂態哉」ト歎アヘリ」（〈延〉一三〇）。〈鬪・屋・覚・中〉なし。短絡的な若者と思慮深い者とを対比するのは、巻四・山門御輿振「大衆聞_レ之、若衆徒ハ『何条是非ニヤ及ベキ。唯押破テ陣頭へ奉_レ入』ト云ケルヲ、物ニ心得タル大衆老僧ハ、『サレバコソ、子細有ラント思ツルニ』トテ、奉_レ抑_レ神輿、暫僉議シケリ」（一―二四五頁）などにも見える。○内々又大衆ヲモ誘仰ノ有ケルハ、「院宣ノ下モ忝シ。王士ニハサマレテサノミ詔命ヲ対捍センモ恐有」トテ、思返靡キ奉_レル衆徒モアリ 「ハサマレテ」は〈蓬〉「はらまれて」がよい（校異27参照）。密かに大衆を動揺させるための働きかけがあり、大衆の中には延暦寺追討の院宣が下されたことを畏れて寝返る者もいたとする。〈延・長・南〉も同じ。「又内々大衆ヲモ誘へ仰ノ有ケレバ、院宣ノ度々下モカタジケナケレ

バ、王土ニハラマレナガラ詔命ヲ対押セムモ恐有ケレバ、思返靡奉ル衆徒モ有ケリ」（〈延〉一三オ）。一方、〈屋・覚・中〉は大衆を動揺させる工作があったことは記さない。「山門の大衆、『さのみ王地にはらまれて、詔命をそむくべきにあらざ』とて、内々院宣に随ひ奉る衆徒もありなど聞えしかば」（〈覚〉七四頁）。〈鬪〉は該当する記述なし。〈延〉は大衆の御輿振を源頼政が留める場面でも、「王土ニハラマレナガラ、勅命ヲ対押セムモ其恐候テ」（巻一九五ウ）と同句を引く。他にも『平家物語』には、「平家都ヲ落テ後、兵衛佐『王地ニハラマレテ、サノミ年貢ヲ対押セン事モ恐ナレバ』トテ」（〈屋〉六四八頁）、「朝敵となり給ひて、追討すべき由、院宣を給はる間、さのみ王地にはらまれて、詔命をそむくべきにもあらねば、力不及」（〈覚〉下二三七頁）など、類例が見られる。○大衆二心出来又ト聞食ケレバ、座主ハ責ノ御事有シ時、兎毛角モ成タリセバ、今ハ思切ナマシ、中々衆徒ニ被取登、又イカニ成ベキ身ヤラント御心細思召ケルニ 〈鬪・延・長・南・屋・覚・中〉も同様だが、「座主ハ責ノ御事有シ時、兎毛角モ成タリセバ、今ハ思切ナマシ、中々衆徒ニ被取登」は、〈盛〉の独自異文。「座主は、『伊豆流罪の折にそのまま配流されていたのならば、

今は覚悟を決めることもできたであろうに。かえって衆徒に叡山に連れ戻されたために……』の意となろう。気弱となった明雲像をより具体的に描くことになっている。〈盛・南〉を除いていずれも座主が妙光坊にいたとする。〈延〉「座主ハ妙光坊ニ御座ケルガ、大衆二心有ト聞給ヌレバ、何ト成ナムズル身ヤラムトゾ思食レケル」（巻二一三オ）。「妙光坊」は大衆が奪還した明雲を奉じ入れたところ。〈盛〉「廳座主ヲ奉昇、東塔南谷妙光坊へ奉入」（一―三〇五頁）。また〈屋・覚・中〉は「され共流罪の沙汰はなかりけり」（〈覚〉七四―七五頁）と、再び流罪の沙汰は下されなかったとする。○大講堂ノ庭ニ会合僉議シケルハ、「前座主ヲ中途ニシテ奉取留事、依輕朝威公家殊ニ御憤深由、其聞エアリ。此事イカゞ有ベキ。今ハ唯可奉宥逆鱗歟」ト云ケル砌ニ、落書アリ 〈鬪・延・長・南・屋・覚・中〉なし。大衆も朝廷の怒りを前に、弱腰になっていたとすることで次の落書に続く。〈盛〉が落書の引用に合わせて加えた独自記事であろう。大講堂の庭が僉議の場となるのは、「則其夜大講堂ノ庭ニ三塔会合シテ僉議シテ二云」（〈盛〉一―二二―二三頁）など頻出。

【引用研究文献】

- * 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（二）（大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・一）
- * 五味文彦 「平氏軍制の諸段階」（史学雑誌八八編八号、一九七九・八）
- * 米谷豊之祐 「後白河院北面下臈院の行動力を支えるもの」（大阪城南女子短期大学紀要一一卷、一九七六・一）
- * 近代文藝社 一九九三・七。引用は後者による）
- * 佐々木紀一 「語られなかった歴史―『平家物語』『山門強訴』から『西光被斬』まで」（文学三卷四号二〇〇二・七）
- * 高橋昌明 ①「平家家人制と源平合戦―譜代相伝の家人を中心として」（軍記と語り物三八号、二〇〇二・三）。『平家と六波羅幕府』東京大学出

版三二〇一三・二に再録。引用は後者による)

* 高橋昌明②『平清盛 福原の夢』(講談社二〇〇七・11)。

* 角田文衛「後白河院の近臣」(古代学協会編『後白河院 動乱期の天皇』吉川弘文館、一九九三・3)

* 元木泰雄①『平清盛の闘い 幻の中世国家』(角川書店二〇〇一・2。角川ソフィア文庫二〇一一・11再刊。引用は後者による)

* 元木泰雄②『平清盛と後白河院』(角川書店二〇二二・3)

* 元木泰雄③『治承・寿永の内乱と平氏』(吉川弘文館二〇一三・4)

* 元木泰雄④『藤原成親と平氏』(立命館文学六〇五号、二〇〇八・3)

其状二云、

¹ 告申大衆御中²可^レ被^レ遣¹入道大相国許事

夫前座主明雲僧正者、挑²法燈於三院之³学牖、灑³戒水於四海之受者。顯密之大將、大戒之和尚也。三觀之隙、必專³金輪之久、六時之次、先祈玉体之長生。誠是佛法之命也、王法之守也。爰興降恩深、而悛九院之朽梁、護国志厚、而却⁴六蛮之凶徒。依³之法侶、勵⁴修学之劣、惡党隱³弓箭之具、制³修羅之巧、而飾³護国之道場、豈非³為³山門之奇異哉。亦停³兵俗之器、而殘³法僧之道具、寧非³專³朝家之祈願哉。為³天朝³為³国家、治者也明人也。而有²二類³謗家、所³惡³成³瘡³瘡³矣。其³不³被³糾³是非、不³被³尋³真偽、預³重科³蒙³流罪³之案、是⁶非²君有³偏、亦非³臣無³忠、讒奏之⁷酷、偽言之⁷巧故也。讒口⁸煖³於黄金、毀³言³銷³白骨、此³謂³欺。夫末寺末社之訴者、非³始³于³当代、皆是³往代例也。或斷³根本之³仏事、或闕³恒規之³祭礼之時、受³末所之³愁訴、而及³本山之³悲歎。列³大師門徒之³族、習³皆³成³教網³之³者、何³可³悅³三³聖之³威光消、誰³不³悲³一³山之³仏法滅³乎。然者衆徒三千之蜂起、豈³被³引³座主一人之³結構哉。何況於³先座主者、大畏³勅制、而頻雖³制³大衆蜂起、依³殘³愁訴³尚³以³烏合³者也。

【校異】 1 〈近〉、以下「寧天子之守在海外¹乎」まで白文。 2 〈蓬〉「法灯³」。 3 〈蓬〉「学牖¹」。 4 〈蓬〉「励³」。 5 〈蓬〉「治者也³」。 6 〈蓬〉「非²君有³偏¹」。 7 〈蓬〉「酷¹」。 8 〈蓬〉「煖³於黄金¹」。 9 〈蓬〉「列³大師門徒之族¹習³皆³成³教網³之³者¹」。 10 〈底〉「教網」を改める。 〈近〉「教網」〈蓬〉「教網」。 11 〈蓬〉「前座主¹」。

【注解】 ○其状二云 以下の山門の落書は〈長・盛〉のみの独自記事。

〈闘〉は山門から清盛に宛てた申状を載せる。但し、〈長・盛〉両本間でも落書本文に異同があることに加え、〈長〉は、二十日の公卿僉議

において明雲の流罪が決まった直後にこの落書を載せ、「大政入道、是を見給ひて、尤いはれありとおもはれければ、此事申とゞめんとて、まいられたりければ」(1—20頁)と、清盛の参院のきっかけと

して扱っている。一方〈盛〉は、本落書のあとに「此落書ニ依テ、山門ノ大衆ノ座主ヲ奉_レ取留事ハ、公家御沙汰ニ不_レ及ケリ。是偏医王山王ノ御利生也トゾ、人貴ミ申ケル」（1—315頁）と記し、大衆による明雲の奪還が問題視されることになかった理由として位置づけ、さらにそれを実現した医王・山王の靈験に言及している。『愚昧記』治承元年五月一日条に「伝聞、院御所有落書ニ云々、但偏非落書之体_レ書名云々、其状多之中、依_二両凶徒之結構_一、欲_レ奉_レ傾_二王法_一、若然者仏法又有_レ何憑_レ哉云々（院の御所に落書があったということである。ただ、それは一般的な落書とは違い「名」が書いてあったというふうなことだ。その多くの内容のなかに、一人一人の「凶徒」が計略によって「王法」を傾けようとしている。もしそうならば、仏法は何の頼りになるであろうか、とあるということだ）」と、この時期、院御所に落書があったことが記されている。落書は通常無記名であることが普通だが、『中右記』康和四年十月十九日条には、「未時許為御使参院、（略）、此次從院令_レ申御事」（明年主上御慎能々御用心可候事、又一日院中有落書事、其文云、仏法、以_レ火可滅、王威、以_レ軍可亡、其期十月十七・廿五、十一月五日也、但伊勢太神宮・八幡宮等_レ可_レ被_レ祈者、若被_レ祈申者、院・主上御平安者、此事雖_レ不_レ可_レ信受、落書之体非_レ凡人手跡、又不_レ記世間人悪、甚_レ不得心、件旨必可_レ奏聞_一とあり、院にあった落書について、内容は信じるに足りないけれども、「落書之体」が凡人の手跡ではないこと、世間の人の悪を記していないことから、天皇の耳にも入れるように、と指示が出されている。〈盛・長〉の引く「落書」も、後に見るように無記名であるが、格調有る文体で、事実関係に整合性もあり、清盛亭などに貼られた何

らかの落書が引用された可能性はある。美濃部重克も、先掲の『愚昧記』の記事を引いて「一両凶徒」が藤原成親と西光あるいは西光・師高親子を指すものか他の誰かを指すのかは不明だが、後白河院の二人の近臣が直接の非難の対象となっていたことは分かる。たくさん落書が書かれたとあるが、『源平盛衰記』巻五「山門落書」や長門本巻二「明雲僧正被流罪事」に載せる五月日づけで平清盛に宛てるかたちで記された山門の落書なども、その類だったのかもしれない（二六七頁）と論じる。以下の本落書の論旨は、当然だが〈盛〉巻五「山門奏状」に載る山門の奏状の論旨に似る。山門奏状については、本全一四一—一六二—三三頁参照。なお、本落書のような漢文体による長文の「落書」の例は、〈盛〉では、巻二十四「坂東落書」に「治承四年ノ冬、何者カシタリケン、坂東ニ落書アリ」（3—四六五頁）として引用される落書がある（〈盛〉のみの独自記事）。本落書の訓読文は後掲。○告申大衆御中可被遣入道大相国許事 この事書によれば、本落書は〈長・盛〉とも、延暦寺大衆に対して平清盛に訴えるべきことを求めたものであるが、事実上、大衆から入道（清盛）への訴えを匿名で記したものである。前述の通り、〈長〉はこの落書を清盛参院のきかけに位置づける。なお、〈長〉の本落書に該当する部分については、付訓のある岡山大学本（福武書店『岡山大学本平家物語二十巻』を底本として用いる。○夫前座主明雲僧正者 〈長〉は「夫座主明雲僧正者」（岡山大学本1—二〇頁）とし、「前」を欠く。○挑法燈於三院之学牖 〈長〉同。「法燈」は「仏の正法が世の闇を照らすことを灯火にたとえていう語」（日国大）。「牖」は窓のことで、「学牖」は「学窓」に同じ。「三院」は、「比叡山延暦寺の三塔のそれぞれの主

院。東塔の一乗止観院、西塔の宝幢院、横川の首楞嚴院のこと」(『例文仏教語大辞典』「山門三院」)。「盛」巻四「白山神輿登山」に「三院ニ披露シケレ共、是ヲ用ズ」(本全釈一―一七六頁)。「三塔」に同じく、ここでは比叡山延暦寺全体を指す。○灑戒水於四海之受者〈長〉同。「戒水を灑く」とは、受戒者に戒を授けることをいうか。賢位撰『唐大和上東征伝』下巻「兼テ天台ノ止観等ヲ講シ始メ。永ク不退ノ軌則ヲ定メ給フ。此ヨリシテ相南ニ家之戒水ウルヲヒオ三草ニ木之根ニ灑キ。台衡三観之明月光ヲ南都北嶺之地ニ流ス」(大日本仏教全書・遊方伝叢書、一四五頁)。鎌倉本『保元物語』「弘法大師は又紀州高野山を取テ三密の法水を四海に灑き給」(伝承文学資料集三九頁)。「名義抄」「灑 ソ、ク」(法上三三五)。「四海」は国内をいう。〈盛〉巻三「諒闇事」に「天子ノ親ニ奉レ別ヌレバ、四海ノ内ニ天下、皆禁忌ナレバ、諒闇ト云也」(本全釈八一―一頁)とある。前句とあわせ、巻五「山門奏状」にも「右座主是挑法燈之職、和尚又伝戒光之仁也」(本全釈一四―一九頁同項参照)とあったものと同意。○顕密之大将、大戒之和尚也 〈長〉同。「顕密之大将」は〈盛〉巻五「就中明雲是顕密之棟梁、智行之賢徳也」(「山門奏状」)などとよく使われる。「顕密の棟梁」に同じく天台座主を指す(本全釈一四―二〇頁同項参照)。「大戒」は、大乘の菩薩戒、すなわち天台の円頓戒をいう。松下健二は「明雲が「大戒之和尚」である点を強調し、仏法王法双方の守護者であることを述べたてるのは『鬪諍録』の両書状と共通する趣向で、大衆の主張の根幹を成していたことが、ここでも確認できる」(五七頁)とする。○三観之隙、必専金輪之久転 〈長〉同。「三観之隙」は、天台の一心三観法を行う間をいう。「金輪」は〈校注盛頭注は「地輪

大地。)(一―一六九頁)とし、風輪、水輪とともに、仏教の世界観で地下にあって大地を支える三輪の一つである金輪の意味に解するが、『俱舍論』巻十二に「経説輪王出_レ現於世、便有七宝出_レ現世間」(大正新脩大蔵経二九―一六五頁)とある金輪聖王の七つの輪宝の一つをさすと解すべきか。『神皇正統記』上・序論「其間ニ王アリテ転輪ノ果報ヲ具足セリ。先ヅ天ヨリ金輪宝飛降テ王ノ前ニ現在ス。王出給コトアレバ、此輪、転行シテモロクノ小王ミナムカヘテ拜ス。アヘテ違者ナシ。即四大州ニ主タリ」(大系四六頁)、『澄憲作文集』第一国王「然_ニ天君 金輪鮮_ニ廻_テ 天邪永_ク退_キ 宝位静_ニ持_テ 仁徳妙_ニ布_ス」(『大曾根章介日本漢文学論集2』六三四頁)や、第六九塔表白「金屋之中ニ 金輪久転_シ 玉履之下ニ 玉体無_ク恙_カ」(同六七一頁)、叡山文庫真如蔵『唱導鈔』「頌帝徳 付祝言 天子讚 金輪久転 玉躰長平_ク」(小峯和明六〇―一頁)などの例があるように、「金輪之久転」とは、王権の安泰を言う言葉。○六時之次、先祈玉体之長生 六時行道を勤めるにつけても、第一に玉体の長生なることを祈っている、という意。〈長〉は「先奉祈」とし対句が崩れる。「六時」は、「昼夜を六分した念仏読経の時刻。すなわち晨朝・日中・日没・初夜・中夜・後夜の称」(日国大)。前句と対で、合わせて明雲が仏法のみならず王法を守護していたことを強調し、次句につなげる。○誠是仏法之命也、王法之守也 まことにこれは仏法の命根であり、王法を守護するものである、の意。〈長〉同。○爰興隆思深、而悛九院之朽梁 ここに仏法興隆の思いを深くし、叡山の古い堂塔を改修し、という意。〈長〉は「爰興隆之思深、換九院之朽梁」(岡山大学本一―二〇頁)とし、「悛」を「換_ス」とするが、「悛」も〈名義抄〉に「アラタム」(法

中八九）の和訓がある。「九院」は、比叡山にある主要な九つの堂塔。

『叡岳要記』上「九院（五十四代仁明天皇 止観院・定心院・総持院・四王院・戒壇院・八部院・山王院・西塔院・浄土院）（群書二四—五〇七頁）。ここでは叡山の堂塔一般をいう。明雲の功績として諸堂の復興を挙げるのも、〈盛〉巻五「山門奏状」の「一山九院之陵遷、此時復旧跡」（本全釈一四—一六頁）と同じ論理。本全釈一四—二〇頁同項参照。○護国志厚、而却六蛮之凶徒 鎮護国家の志厚くして、日本各地の凶徒を退却させてきた、という意。〈長〉「護国」の後に「之」あり。「六蛮」は『爾雅』釈地第九に「九夷、七戎、六蛮 謂之四海」〈九夷在東七戎在西六蛮在南次四荒者〉（叢書集成初編八四頁）とあり、郭璞注に「六蛮在南」とするように、古代中国の東西南北の異民族のうち南方の民族をさす。但し、ここではとくに方角等は関係なく、特定の事件を指すのではなく、単純に国内四方の凶徒、といった意味で用いられている。前項の「九院」との対句としてこの語が選ばれたのであろう。○依之法侶励修学之勞、悪党隠弓箭之具 これにより、僧侶たちは修学に励み、悪党たちは武器を収めた、の意。法侶、「仏法の学徒。僧侶」（日国大）。なお、「法侶励修学之勞、悪党隠弓箭之具」の対句表現を〈長〉は「法侶 擅ハシマ 修学シウガク、悪党隠シウ 矢弓ヤキウ」（岡山大学本1—二〇頁）とし、小異がある。○制修羅之巧、而飾護国之道場、豈非為山門之奇異哉 修羅の策謀を制し、護国の道場を飾ることは、山門の素晴らしい行いではないか、の意。「奇異」は「普通と変わっていてめずらしいこと。不思議なさま。奇妙。奇怪。また、普通と変わっていてすぐれていることや、そのさま」（日国大）。〈盛〉では、次の「停兵俗トウヘイソク 祈願哉」と対句をなす。

〈長〉はほぼ同文だが、「制修羅之巧」を「已オモ 運ウツ 修羅道之巧シウラダウノウ」（岡山大学本1—二〇頁）とする。これは「而飾護国之道場」との対句と誤解したものか。○亦停兵俗之器、而残法僧之道具、寧非專朝家之祈願哉 武器を停止し、法具を残したのは、朝家を祈願することを第一としたからではないか、との意。〈長〉は「亦停トウメテ 兵俗之具ヘイソクノウ、而残ノク 法僧之具ホフショウノウ」（岡山大学本1—二二頁）とし、やはり前句と対句をなす〈盛〉とは構成が異なる。また「寧非專朝家之祈願哉」を「寧非朝家之嚴制也」（岡山大学本1—二二頁）とする。〈長〉の形態の場合、朝家を厳しく制するものではない、の意になる。「專」を欠いて対句を崩していることに加え、意味の上からも、ここは〈長〉に脱落があると見られる。○為天朝為国家、治者也明人也 朝廷のため、国家のためには、統治者であり、指導者である、の意。「明人」は、「明師メイシ」に同じく、「さとり目の眼が明らかな師。人々を指導する力量をもった師」（日国大）「明師」の意味であろう。〈長〉「為朝為所、治者也明人也」（岡山大学本1—二二頁）とあるが、この一文が底本等では□で困っているように、また、〈新定盛〉が「長門本、「天・国家」ノ字無シ。「治」ノ上「所」ノ字有リ。疑フラクハ共ニ錯誤有ラン」（1—二五二頁）とするように、文意が不明瞭で、何らかの誤脱があるろう。○而有一類謗家、所惡成瘡瘡矣 明雲を誹謗するものがあり、その譏りを受けて瘦せ衰えた、の意。「謗家」は「誹謗する者。悪口を言う者」（日国大）。平家物語諸本は、明雲の流罪は西光父子による譏奏が原因としており、「一類謗家」は、西光らを指しているよう。「瘡」は、きずやかさを言い、「瘡」はやせることを言う。「所惡成瘡瘡矣」は『文選』張衡『西京賦』「若其五縣游麗弁論之士、街談巷議、

彈射臧否」。剖析毫釐、擘肌分理。所好生毛羽、所惡成創瘡」。(若し其れ五縣游麗弁論の士、街に談し巷に議し、臧否を彈射し、毫釐を剖析し、肌を擘き理を分ち、好する所には毛羽を生じ、惡む所には創瘡を成す)。(新釈漢文大系『文選』賦篇上、一〇六―一〇七頁)とあるものによるか。『明文抄』四・人事部下にも「所好生毛羽、所惡成創瘡 文選」(統群書三十下―二六七頁)とある。したがって、「瘡」は「瘡」であるべきか。「瘡」も、きずの意。とすれば、ここは「その譏りを受けて傷つけられた」の意と取るべきか。具体的には配流に処せられたことを指す。〈長〉「然有^レ一類、謗家^ニ而所惡也。成瘡瘡^ニ矣」(岡山大学本1―121頁)は典拠から離れた形となっている。

○其不被^レ糺是非、不被^レ尋真偽、預重科蒙^レ流罪之^レ条 是非を糾明されることも、真偽を尋問されることもなく、重罪を得て流罪を蒙ったことは、の意。〈長〉もほぼ同じ。五月二十日の陣定では、配流猶予が主張されていたが、翌日急遽流罪が決定する。『百練抄』治承元年五月二十日条、同二十一日条)。そうした経緯を批判したもの。明雲を奪還した際の相模阿闍梨祐慶の言葉「奸臣ノ讒訴ニ依テ、実否糺サレズ、重科ニ被^レ行給ハン事、末代ト云ナガラ心憂次第ニ非ヤ」(〈盛〉1―三〇〇頁)などで繰返されてきた主張。本全釈一四一七九頁参照。

○是非君有^レ偏、亦非臣無^レ忠。讒奏之^レ酷、偽言之^レ巧故也 君の決断に偏りがあったわけではなく、また臣下に忠心がなかったわけでもない、讒奏が酷く、虚言が巧みだったからである、の意。〈長〉は前半を「非是君有^レ偏、非^レ是臣無^レ忠」(岡山大学本1―121頁)とする。松下健二は「一類謗家」が西光父子を指していることは後掲の引用からも疑い得ないが、ここで留意しておきたいのは、大衆がすべての悪

因を西光父子に集約させる一方で、後白河院や周囲の臣下を巧みな偽言に翻弄された被害者として認識している点である(五七―五八頁)とする。首肯すべき意見であろう。

○讒口煖^レ於黄金、毀言銷^レ白骨、此謂^レ欺 讒言は黄金を煖め、誹謗は白骨を消すとは、このことを言うか、の意。「讒口」は「他人をおとしめようとして、事実をまげ、また、いつわって悪く言うこと。他人をそしめること。また、そのようなことをする人やそのことば。讒言」(〈日国大〉)、「毀言」は「人をそしめる言葉。そしり。悪口。誹謗」(〈日国大〉)。「校注盛」はこの部分は史記・鄒陽伝の「衆口鑠^レ金、積毀銷^レ骨」という句に基づく(1―169頁)と指摘する。これは、『文選』卷三十九・鄒陽「獄中上書自明(獄中にて上書し自ら明かす)」にも「昔魯聽^レ季孫之說^レ逐^レ孔子、宋信^レ子冉之計^レ囚^レ墨翟。夫以^レ孔墨之弁^レ、不能^レ自免^レ於讒諛^レ而二国以^レ危。何則、衆口鑠^レ金、積毀銷^レ骨也。(昔、魯、季孫の説を聴きて、孔子を逐ひ、宋、子冉の計を信じて、墨翟を囚らふ。夫れ孔墨の弁を以てして、自ら讒諛より免るること能はず。而して二国以て危し。何となれば則ち衆口金を鑠し、積毀骨を銷せばなり)」(新釈漢文大系『文選』文章篇中、二七頁)とある。「衆人の口は金をも溶かし、讒言の積もるときは骨をも溶かし尽くす。衆人の口や讒言の恐るべき例え。「衆口鑠金」は、『風俗通』によれば、純金ではないと衆人がいっているので、売る者が、溶かしてみせた、という話に基づく(全釈漢文大系『文選』(文章編)五、三六一頁)。いずれも〈盛〉とは小異があり、完全には一致しない。『玉函秘抄』中にも「衆口鑠金、積毀銷^レ骨」(『玉函秘抄語彙索引並びに校勘』二五三行)とある。〈長〉は「煖於黄金」を「鑠^レ荒金」(岡山大学本1―121頁)とする。

この形態のほうが対句構成上も、意味上も、また出典との対応においてもふさわしい。〈新定盛〉は「煖於黄金」を「黄金於煖かく」（1—25二頁）と訓ずるが、採らない。この句のあと、〈長〉は「抑明法道之勘状所載三箇条事、先快修僧正事、…」と、法家の勘状三箇条に対して反論する形を採る異文がある。その異文は以下の通り（岡山大学本1—22二頁）。

抑明法道之勘状所載三箇条事、先快修僧正事、全_テ以_テ非_ニ前座主_ノ之推印_ニ代_テ座主_ノ之替補、未_レ任_ニ自由_ニ、唯_テ衆徒探_テ器量_一而申_ニ乙_テ貫首_ノ之職_ヲ。亦_テ先座主_、依_レ為_ニ三宗_、英花_、主_ト於_ニ一山_之貫長_ヲ。是_レ只_テ衆徒_ノ之採用也。全_ク非_ズ自力_ノ結構_也。矧_ハ雖_モ有_ニ犯過_、於_ニ赦免_ノ之後_者、非_ズ所_ニ糾法量_、何_レ由_ニ無罪_而被_レ趣_{勘責}哉。若_シ本_ト自_レ不_レ叶_{勸情}者、何_レ於_ニ其_、時_ニ可_レ被_ル補_{座主}職_哉。

〈盛〉および〈鬪〉の巻五「山門奏状」（〈盛〉）には法家に勘状を求めた宣言状「延暦寺前座主僧正明雲条々所犯事」が載せられている（本全釈一四—一〇頁同日ニ明法へ被尋下宣言状云以下の項を参照）。それに対する法家からの勘状の内容は知れないが、宣言状と〈長〉との対比を試みると、先の〈長〉の落書のいう、快修が座主職を追われたのは、明雲によるものではなく、明雲が衆徒によって座主に選ばれたからであり、そもそもそれが勸慮に叶わないのであれば、なぜその時に明雲が座主職に補されたのか、と疑問を呈する内容は、宣言状の第一条「故大僧正快秀為当山座主間、相語惡僧等令追弘山門事」（本全釈一四—八頁）に対する反論になっていることがわかる。これは、前述の通り、〈長〉は本落書を明雲流罪決定の議定が行われた直後に置いており、法家の勘状の条文に逐一反論する形態を採っていると考

えることができる。但し、〈長〉はこの勘状を求めた宣言状を掲出していない。一方、〈盛〉においては、明雲流罪決定の議定の直前に、〈長〉が持たない山門の奏状を掲出しており（〈鬪・盛〉のみの独自記事）、そこにおいて、〈盛〉「如閭巷説者、或人讒言度々山門訴訟、或追却快秀僧正、或訴申成親卿、又當時師高之事等、偏是明雲之結構也者。因此謹違勿蒙勘勅云々」（本全釈一四—一六頁）と成親・師高の件とともに、快修（快秀）追却の件も明雲の結構によるとされたのは讒言であると反論している。また〈鬪〉が〈盛〉の落書の位置に持つ、清盛宛の訴状も「先追_○却_○快秀_者者斬_○住山修学_者之_○首_○成_○破戒無慚_之器_○偏含怨心_○注_○八十人之衆徒_○付_○誠使_○庁_○之_○故_○不堪_○伝_○戒_○和尚_○兼背_○大師_○起_○請_○仍_○二千衆徒_○同心_○停_○廢_○座主_○職_○」（巻二下—一〇ウ）と、やはり三箇条に対応させる形で快修追却事件に触れて反論している。岡野浩二は、円仁までの座主補任は太政官牒をもって行われていたのが、安慧からは宣命をもって行われるようになり、座主の補任様式は、太政官牒または宣旨のみによって行われる諸寺別当のそれよりも高く、僧綱と同等のものとなったこと、天台座主の選任が延暦寺三綱をはじめとする大衆協議によって決められ俗別当を経て太政官に申上されていたのが本来の方法であることを述べており（九九—一〇六頁）、〈長〉の落書の主張は、そうした事実に基づくものと見なせる。なお、〈鬪〉〈長〉〈盛〉等の諸本の文書掲出形態の異同については、本落書末尾において考察を加える。○夫末寺末社之訴者、非始于当代、皆是往代例也。叡山の末寺末社の訴えは、当代に始まったことではなく、みな過去の例があることである、の意。〈長〉はこの句の前に「次_ニ成親_○郷_○訴_○詔_○発_○起_○之_○由_○亦_○以_○無_○実_○也_○」

(岡山大学本1—122頁)と云う句を置いている。これは前述の「明
 法道之勘状所載三箇条ノ事」の第二条「去嘉応元年、就美濃国比良野
 庄民等結構詔、発当山之悪徒、令乱入宮城狼藉事」(1—
 二八三頁)に対応するものであり、〈長〉の落書では、この句以下が
 勘状の二箇条目に対する反論になっている。この嘉応元年の訴訟は、
 〈盛〉巻四「山門垂跡」に「山門ノ大衆詔ヲ致ス時、聖断遅々ノ間、
 神輿ヲ下シ奉事」(本全釈一三—二二頁)の先例の一つとして「高倉
 院御宇嘉応元年十二月廿二日」の出来事として挙げられているもので
 あるが、巻七「成親卿流罪」においても詳述されるように、成親の尾
 張国目代政友の所業に端を發する神輿入京事件であった(本全釈一三
 —三〇)三二頁「高倉院御宇嘉応元年十二月廿二日、尾張国目代政友、
 依平野ノ神人陵礫ノ事」以下の項参照)。この事件をも明雲の発起
 によるものとする宣旨状に対する反論である。〈闕〉所収の申状にお
 いても、快修の件に続けて「嘉応元年之詔詔更非座主之結構」(是平
 野庄民等不備)年貢御油)將)絶諸堂之常燈)者三塔大
 衆一日驚天聰)也設雖為明雲之所為天間大赦已前之所犯也已發覺
 (・)未發覺(・)已結正(・)未結正(・)皆悉被赦除)畢。付二
 事)何成今日之罪)哉」(卷二下一〇ウ)一才頁)とやはり宣
 旨状に対応する反論がある。高橋昌明が指摘するように、『兵範記』
 嘉応元年十二月二十七日条に「大衆騒動事猶院御氣色不快、座主不
 制止、且与力申由聞食咎云々、先可止御持僧由有仰」とあり、
 大衆を制止せずむしろ与力したとしてその責任を問われ、明雲は高倉
 天皇護持僧の役を停止されている(二二五頁)。一方〈盛〉は、前述
 の通り山門奏状において反論が示されているが、この落書では宣旨状

には対応させず、叡山側および明雲に非のないことを述べるのみであ
 る。○或断根本之仏事、或闕恒規之祭祀之時 或いは、重要な仏事
 が絶えてしまったり、日常の祭祀行事が行われなかった時に、の意。
 〈長〉は「或、將断根本之常燈、或、闕恒規之祭祀」(岡山大学本
 1—122頁)とし、いわゆる根本中堂の不滅の法燈を直接指す形に
 なっている。○受末所之愁訴、而及本山之悲歎 (前項のような事
 態が生じた場合には)末寺末社の訴えが、それは本山比叡山の悲嘆に
 及ぶといえる、という意。今回の騒動も末寺白山の訴えから起こった
 ことである。なお、〈長〉「依之」を最初に置き、「本山」を「本寺」
 とする。○列大師門徒之族、習皆成教網之者 〈蓬〉は「列大師
 門徒之族、習皆成教網之者」と読むが、「列大師門徒之族、
 習皆成教網之者」と対句で読むべきである。大師の門徒に連なり、
 皆を救うその教えを受けたものは、の意だろう。「教網」は、衆生を
 魚に喩え、仏の教えを網に喩えた表現。『性靈集』卷八—七三「広投
 教網漉沈淪之魚、高張法羅罽飛散之鳥」(広く教網を投げ沈淪
 の魚を漉き、高く法羅を張つて飛散の鳥を罽めたり)(旧大系三五二
)三五三頁、『三教指帰』卷上(序)には「是故聖者驅人、教網三種、
 所謂積李孔也(是の故に聖者、人を驅るに教網三種あり、所謂、積李・
 孔なり)」(旧大系八五頁)。〈長〉は次項参照。○何可悅三聖之威光
 消、誰不悲一山之仏法滅乎 どうして山王三聖の威光が消えることを
 喜ぶだろうか、誰が叡山の仏法が滅することを悲しまないだろうか、
 の意。「三聖」は大宮、一宮、聖真子のこと。「三聖」については、本
 全釈(一四—七〇頁)「然而身ニ誤ナフシテ、無実ノ讒奏ニヨリ遠流
 ノ重科ヲ蒙ル事、両所三聖定テ知見照覽シ給ラン」項参照。このあた

り、〈長〉は「烈レ大師ノ門徒ニ之習ヒ皆成レ之。教納者不レ歎三聖之威、光消一」（コトヲ、誰ノ輩ラ不レ悲シ一山之仏法滅シ）」（岡山大学本1—121頁）とするが、文意が取れない。誤写・誤脱が加わり文意が取れなくなった上に意改が加えられているのである。〈新定盛〉も「疑フラクハ錯誤有ラン」（1—125頁）と推定する。○然者衆徒三千之蜂起、豈被引座一人之結構哉 そうであるから、三千人の衆徒の蜂起が、どうして座主一人の意向によって導引されることがあるだろうか、の意。天台座主の意向からの大衆の意志の独立を主張している。〈長〉は「然者」を欠き、「豈」を「何」とする。○何況於先座主者、大畏勅制、而頻雖制大衆蜂起、依殘愁訴尚以烏合者也 ましてや前座主は勅制を尊重して、しきりに大衆が蜂起しようとするのを制止したにもかかわらず、なお訴えるべき思いが残っているために集まったのである、という意。「烏合」は「カラスは離合集散がばらばらであるといわれるところから）規律も統一もなく寄り集まること」（〈日国大〉）の意。〈校注盛〉が指摘するように「蜂起」と対をなす（1—126頁）ものであるが、それ以上に、座主に指示されることなく、大衆達が自然と集まったとする主張において「烏合」の語の意味は重要。〈長〉は最後の句を「依殘愁訴テ、尚ラ蜂起スル也矣」（岡山大学本1—122頁）とし、「烏合」の意味を持っていない。なお、明雲が大衆の蜂起を制止しようとしていたという主張は、巻五「山門奏状」においても「至ニ件等事者、大衆鬱憤致シ訴訟之刻キ、於ニ前座主者、每度禁制之」と同様に主張されていた（本全釈一四—122頁同項参照）。

ここまでの部分について訓読を試みた（底本の読みに従っていない箇所もある）。

其の状に云はく、大衆の御中に告げ申す、入道大相国が許へ遣はさるべき事

夫れ、前座主明雲僧正は、法燈を三院の学牖がくまどに挑かげ、戒水を四海の受者に灑まく。顕密の大將、大戒の和尚なり。三觀の隙ま、必ず金輪の久転を専らとし、六時の次ついで、先づ玉体の長生を祈る。誠まことに是れ、仏法の命めいなり、王法の守まもりなり。爰こゝに興隆の思しひ深くして、九院の朽梁あつたを憐あはれ、護国の志厚こゝろくして、六蛮の凶徒しりぞを却かく。之これに依り、法侶修学の勞はげを励まみ、悪党弓箭の具を隠し、修羅の巧たくまを制して、護国の道場を飾る。豈あに山門の奇異と為なすに非なずや。亦また兵俗の器ぐを停とめて、法僧の道具を残す。寧なぞ朝家の祈願を専らとするに非なずや。天朝てんてうの為ため、国家こくがの為ため、治者ちしやなり、明人めいじんなり。而しかるに一類の謗家ぼうか有り、悪む所瘡瘡そうそうと成る。其れ是非を糺ただされず、真偽まことを尋たねられず、重科じゆうかに預あり、流罪りゆうざいを蒙あるの條、是れ君の偏有へんゆうるに非なず、亦また大臣の忠無ちゆうむきに非なず。讒奏ぜんそうの酷こつ、偽言ぎげんの巧たくまなる故なり。讒口黄金ぜんこうごうごんを煖あたため、毀言きげん白骨びやくこつを銷けす、此こゝの謂いか。夫れ末寺末社の訴は、当代たうたいに始はまるに非なず、皆是れ往代わうたいの例なり。或いは根本の仏事を断たち、或いは恒規こうきの祭礼さいらいを闕あくの時、末所の愁訴しゆうそを受けて、本山の悲歎ひたんに及およぶ。大師の門徒もんたに列らなる族しゆ、皆成けいの教網きやうもうを習まふ者、何ぞ三聖の威光消しょうゆるを悦よろこぶべけんや、誰か一山の仏法滅めつするを悲かなしまずや。然らば衆徒三千の蜂起ほうき、豈あに座主一人の結構けいこうに引ひかれんや。何ぞ況いはんや先座主せんざいに於おいては、大いに勅制ちくせいを畏おそみて、頻しばしばりに大衆蜂起だうしゆうほうきを制せいすと雖なも、愁訴しゆうそを残のこすに依より、尚なほほ以もつて烏合うがふする者なり。

【引用研究文献】

* 岡野浩二「延暦寺俗別当と天台座主」（駒沢史学三三号、一九八五・3）

* 小峯和明「叡山文庫真如藏『唱導鈔』翻刻」（国文学研究資料館調査研究報告二二号、一九九一・3。『中世法公文芸論』笠間書院二〇〇九・6再録。引用は後者による）

* 高橋昌明「嘉心・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世』（法蔵館、二〇〇四・6））

* 松下健二「明雲流罪事件の再検討―『源平闘諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに―」（人文一四号、二〇一六・3）

* 美濃部重克「隱喩的文学」としての『平家物語』―巻二「座主流」を中心に―（伝承文学研究五五号、二〇〇六・8。『観想 平家物語』三弥井書店二〇一一・8再録。引用は後者による）

抑考「山門之故美」、懷「理訴」無「裁許」之時、衆徒等戴「三社之宝輿」、而參「九重之金闕」、曩時之例中古之法也。厥「皇化」者專「天下之太平」、貫首者慕「山上之安穩」。臣家可「思」、奏者可「案」。豈勸「騷動」於衆徒、招「朝勘」於一身乎。凡大衆不「叶」貫首之進止、欲「遂」訴訟之本意、先皇之代在「之」、明哲之時非「無」。依「之」驚「先座主之罪名」、雖「捧」衆徒之愁訴、近臣依「怨家之語」、而全「不」達「上聞」、弁官隨「姦人之謀」、更「不」奏聞。然間「不」被「決」理非、忽蒙「使庁之責」、不「被」糺「実否」、俄定「配流之國」。以好言而全「人」、以惡口「損」人者也。政忘「先例」、讒達「巧故」也。亦「君非」奇「叡山之弘法」、怨人之不「知」食所「疵乎」。誠「魔界」競「我山」、而法滅之期得「此時」歟。波旬怯「洛城」、而無美之答達「叡聽」。爰衆徒等「悲」弘法之命根斷、「歎」大戒之血脈失「之」処、如「風聞」者、師高往「向」一「村」之邊、「可」天書先座主「云々」。弥失「前後」正「思慮」。且芳「先賢之明德」、且為「最後之面拜」、欲「陳」申子細、「向」配流路頭「之計」也。夫根朽枝葉必枯「矣」。一宗長者衰、三千俱可「衰」。非「痛貫首之流罪」、只痛「師資相承」之「斷」。非「惜」一人之嘉名、「偏」惜「頭」密「向」教之「廢」。況先座主鎮祠「候」於鳳城、「而」堅護「持」於龍顏。縱「雖」有「重罪之甚」、何不「被」免「於積勞」、縱「雖」有「過去之業」、何不「被」置「禮儀」於戒師。若夫有「証」拠者、尤可「賜」正文也。非「返」勅定、「陳」子細計也。以此旨「可」被「執啓」。夫国土理乱、「任」臣忠否。若不「被」糺「邪正」之道者、寧天子之守「在海外」乎。

安元三年五月 日 トゾ書タリケル。

此落書ニ依テ、山門ノ大衆ノ座主ヲ奉「取留」事ハ、¹²公家御沙汰ニ不「及」ケリ。是「偏」¹³医王山王ノ御利生也トゾ、人¹⁴貴ミ申ケル。

【校異】 1 〈蓬〉「慕」。 2 〈蓬〉「訴詔」之。 3 〈蓬〉「讒達之巧」故也。 4 〈蓬〉「君非」棄「叡山之弘法」。 5 〈蓬〉「悲」。 6 〈蓬〉「大戒之血脈之失」之「処」。 7 〈近・蓬〉「云々」。 8 〈蓬〉「斷」。 9 〈近〉「癡」、〈蓬〉「癡」。 10 〈近〉「雖」なし。 11 〈近〉「よて」、〈蓬〉

「よりて」。12〈近〉「くげの御さたに」、〈蓬〉「公家の御さたに」。13〈蓬〉「伊王山王の」。14〈近〉「たつとみ申ける」、〈蓬〉「貴み申ける」。

【注解】○抑考山門之故実、懷理訴無裁許之時、そもそも山門の故実を考えてみるに、道理にかなった訴えを懐いても、それにふさわしい裁許が無かった時には、の意。本全釈一—四二頁「衆徒会合シテ云、「理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、謂ナシ。山門ニテコソ火ニモ水ニモ成ベケレ」トテ、重テ又追ス」項参照。〈長〉はこの句がなく、「抑於成親卿師高者、瑕瑾何事ソ哉。於今度事自始固雖モ加禁制、及大事者、不拘禁遏」（岡山大学本1—二二頁）とする。〈盛〉が一般論として語るのに対して、〈長〉は今回の事例に則して主張しているという違いがある。○衆徒等戴三社之宝輿、而參九重之金闕、三社の神輿を奉戴し、九重の宮城に参上することは、の意。「三社は八王子、客人、十禅師の三社をいう。強訴の際は、この三社の神輿がまず動座するのが通例であった（本全釈二—二五頁「先八王子、客人権現、十禅師、三社ノ神輿下洛有」項参照。他に「八王子、客人、十禅師三社ノ神輿ヲ仙洞へ〈鳥羽院〉奉振へ1—二五九頁」など）。「金闕」は中国、漢の未央宮にあった金馬門の異称。宮中を指す。〈長〉は「衆徒等」を欠く。○曩時之例、中古之法也、昔から例のあることであり、その後も用いられてきた方法である、の意。「曩時」はむかし、「中古」は「その時点からある程度年代のへだたった昔。なかむかし」（日国大）。〈長〉同。○厥皇化者專天下之太平、そもそも天子は天下の太平を肝要とし、の意。「厥」は〈名義抄〉に「ソレハシメ」（法下一〇七）の訓がある。「皇化」は「天子の徳化。天皇の徳政の感化。王化。聖化」（日国大）。〈長〉同。○貫首者慕山上之安穩、貫首は天台座主、山上は叡山をいう。〈蓬〉は「慕」と訓み、

「伊王山王の」。14〈近〉「たつとみ申ける」、〈蓬〉「貴み申ける」。〈長〉にも「慕」（岡山大学本1—二二頁）とある。〈名義抄〉にも「ネカフ コヒネカフ」（僧上二）の訓がある。天台座主は叡山が平穩であることを願うものである。○臣家可思、奏者可案、臣家達はよく思慮するべきであるし、奏上を行った者もよく考えるべきである、の意。後に記される「近臣依、怨家之語、而全不達上聞、弁官随、姦人之謀、更不奏聞」を意識した主張とみることができる。〈長〉「臣下可思、奏者可量」（岡山大学本1—二二頁）とするが、〈盛〉と同意であろう。○豈勸騒動於衆徒、招朝勤於一身乎、どうして座主が大衆に騒動を勧め、朝廷の勘気を一身に受けようとするなどということがあるだろうか、の意。一貫して、座主明雲の意図と大衆の行動とが無関係であることを主張する内容。〈長〉はこの句の前に「有、何幸者可存乱世之基乎」（何のつもりがあって自ら乱世の基となるうとするだろうか、の意）（岡山大学本1—二二—二三頁）を挿入し、「衆徒」を「衆徒三十人」（岡山大学本1—二三頁）とする（なお、赤間神宮所蔵本は「衆徒三千人」とする）。○凡大衆不叶貫首之進止、欲遂訴訟之本意、先皇之代在之、明哲之時非無、大衆が座主の指示に従わず、訴えを遂げようとすることは、先代の天皇の世にもあったし、優れた座主がいた場合でもなかったわけではない、の意。「明哲」は「聰明で事理に通じていること。才知がすぐれ道理にあきらかなこと。また、その人やそのさま」（日国大）だが、ここでは天台座主を指す。〈長〉は「欲」がなく、「非無」を「有之」とする。また〈長〉はこのあとに「天之所壞、不可支、歟、衆徒、所為不可妨、已此理歟」（岡山大学本1—二二頁）を挿入する。これは

『国語』第三周語下の引く周詩に「周詩有_レ之、天之所_レ支、不_レ可_レ壊也。其所_レ壊、亦不_レ可_レ支也。(周詩に之有り。天の支ふる所、壊るべからず。其の壊る所、亦支ふべからず、と)」（新釈漢文大系『国語』上、二二七頁）とあり、『春秋左氏伝』定公元年に「晋女叔寛曰、周給弘・齊高張、皆將_レ不_レ免、給叔違_レ天、高子違_レ人、天之所_レ壊、不_レ可_レ支也。衆之所_レ為、不_レ可_レ奸也(晋の女叔寛曰く、周の給弘・齊の高張は、皆將に免れざらん。給叔は天に違ひ、高子は人に違ふ。天の壊る所は、支ふべからざるなり。衆の為す所は、奸すべからざるなり、と)」（新釈漢文大系『春秋左氏伝』四、二六三九頁）とあるものによる表現。『明文抄』卷一・帝道部下にも「天之所_レ壊不可_レ支也。衆之所_レ為不可_レ奸也。左伝」(統群書三十下―一五頁)として『春秋左氏伝』と引いている。

○依之驚先座主之罪名、雖捧衆徒之愁訴 先座主明雲に着せられた罪名に驚き、衆徒の訴えを奏上したが、の意。〈長〉は「_レ為_レ承_レ罪科之由緒、雖_レ拳_レ度々_レ陳_レ状」(岡山大学本一―一二二頁)とする。ほぼ同意。

○近臣依怨家之語、而全不達上聞 後白河のお耳に入れるべき院近臣は、叡山を恨む者の語るに乗せられ、全く院のお耳に入れることもせず、の意。「怨家」は「自分に対して怨みをいだいている者。あだをなすもの。また、互いに怨み合っている者。敵同士」(『日国大』)。ここでは西光父子を指しているよう。〈長〉は「近臣」がなく「於事」とする。次句に見える「弁官」との対句構成上は「近臣」がよいか。

○弁官隨姦人之謀、更不奏聞 (寺社の要望を太政官を通じて) 天皇に奏聞すべき弁官も悪賢い人物の謀略により、全く奏聞しなかった、の意。「弁官」は「合制職員の一。太政官において庶務を処理し、太政官に関する文書を扱い、太政官と諸官司・諸国との間

の連絡に当たるのを職掌とした」(『平安時代史事典』)。院へ取り次ぐ前句「近臣」(院近臣)と対句をなしている。〈長〉は「姦人」を「奸人」とし、「更」を欠くが、ほぼ同意。この「姦人(奸人)」も西光父子を指す。

○然間不被決理非、忽蒙使厅之責 そのために理非が決められる間もなく、検非違使庁による責任の追及を受けることとなり、の意。〈長〉同。「使厅」は検非違使庁の略。明雲は院の近習の検非違使惟宗信房らに厳しく責められたほか(『顕広王記』安元三年五月四日条「被_レ付天台座主於檢非違使二人、依_レ被_レ召山上惡僧也」、新たに起用された検非違使平兼隆にも厳しく拷問されていた(『玉葉』安元三年五月十五日「座主此兩三日、飲食不_レ通、自_レ昨日、檢非違使兼隆、為_レ守護、被_レ加遣_レ之、其譴責之体、如_レ切燒」、同十六日条「人伝云、前座主去夜絶入、其譴密之間、不_レ能_レ飲食云々」)。このことは〈盛〉卷五「座主流罪」にも「十二日ニ、前座主所職ヲ被止之上、大衆ノ張本ヲ出スベキ由、檢非違使二人ヲ被差遣、水火ノ責ニ及ケリ」(本全釈一四―一三頁同項参照)とあった。

○不被糺実否、俄定配流之国 事の実否を糺明されることもなく、すぐに伊豆国への配流が定まってしまった、という意。前句と対句をなす。〈長〉同。拙速な流罪決定の経緯については『玉葉』安元三年五月二十二日条に「降職宿禰生送云、去夜前僧止明雲被_レ配流伊豆国了。上卿別当、右少弁光雅等奉行也云々。可_レ為_レ此議者、素不_レ可_レ被_レ及_レ仗議歟。政道之体、後鑑有_レ恥、可_レ憐_レ之世也。無_レ此事濫觴者」と批判されていた。明雲流罪決定の経過については、本全釈一四―一三―一四二頁参照。

○以好言而全人、以惡口損人者也 好言は人を完全にし、悪口は人を傷つけるものである、の意。前掲「而有一類謗家、所惡成瘡瘡矣」

の項で引いた『文選』「所好生毛羽、所惡成創瘡」と同意の表現。〈長〉は「悪口」の後に「而」があり、対句となっている。また、この前に「是傷人之言、甚^{ハシ}剣戟^{ケンキツ}、此謂^{コト}歟」（岡山大学本1—122頁）とある。これは『荀子』榮辱篇第四「故与人善言、燠^{ユル}於布帛、傷人之言、深於矛戟」（故に人と与に言を善くするは、布帛よりも燠かに、人を傷くるの言は、矛戟よりも深し）（『新釈漢文大系』『荀子』上、九五頁）とあるのによるか。『明文抄』第四・人事部下に「贈人以言、重於珠玉、傷人以言、痛於劍戟」漢一（『統群書』二十下—172頁）の句が載る。『芸文類聚』卷十九・人事部三・言語「孫卿子曰、贈人以言、重於珠玉、傷人以言、甚於劍戟」（上海古籍出版社・上—三四五頁）とも。○政忘先例、讒達巧故也 為政者が先例を忘れ、讒言が巧みであった故である、の意か。〈長〉「故忘先例、讒達之巧故也」（1—122頁）とし、〈新定盛〉「政先例讒達の巧を忘るる故なり」（1—123頁）とするが、採らない。「讒巧に達する故なり」と読む。但し、〈盛〉卷五・山門奏状でも〈盛〉「因此讒達忽蒙勅勸」（本全釈二四—16頁）（〈闕〉者依此讒達忽に蒙勅勸）云々（卷二下—13ウ）とあること、また、本落書にも「偽言之巧故也」（本全釈「是非君有偏、亦非臣無忠。讒奏之酷、偽言之巧故也」項参照）とする箇所が前出していることから、「讒達の巧なる故なり」とも読みうるか。○亦君非奇叡山之仏法、怨人之不知食所疵乎 また帝が叡山仏法をおかしいと思っただけでいらっしやる訳ではないが、讒言を行う者が与える損害をご存じないのではないか、の意。〈蓬〉は「君非棄叡山之仏法」とするが、同様の意味であろう。〈長〉（勉誠出版版）は一句目の内「奇」を「寄」とするが不審（1—118頁）。

また、〈長〉は二句目を「怨人之不顧所疵歟」（岡山大学本1—122頁）とする。○誠魔界競我山、而法滅之期得此時歟 まさに魔界の勢力が叡山と競い、仏法の滅びる時が、今この時に来ているのではないか、といった意。〈長〉は「競」を「竟」とし、勉誠出版版では、その釈文で「竟りて」（1—129頁）と訓じるが、「競」が良いだろう。○波旬怯洛城、而無実之咎達叡聽歟 前句と対句をなす。「波旬」は「釈迦の修道を妨げようとした魔王の名。天魔」（『日国大』）の意で、前句の「魔界」とほぼ同じ。天魔が京都を脅かして、座主の無実の罪が帝の耳に達することとなったのか、の意。〈長〉は「怯」を「荒」(岡山大学本1—122頁)とする。○爰衆徒等、悲仏法之命根断、歎大戒之血脈失之処 衆徒らが、仏法の命根が断絶してしまうことを悲しみ、菩薩戒の血脈が途絶えてしまうことを歎いていたところに、の意。〈長〉は一句目「爰衆徒等悲、仏法之命根之断」（岡山大学本1—122頁）と「之」が加わる。○如風聞者、師高往向二村之辺、可天害先座主云々 噂によると、尾張に流されている師高が尾張国二村で、明雲を殺害しようとしているらしい、という意。「二村」は、『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条に尾張国両村駅が見える。また、「ふたむら山」は平安期から歌枕として知られ、『宝治百首』に「誰が世よりうゑてその名をとどめけんそのふの竹の二むらの里」（新編国歌大観・雑・三三三・公相）と詠まれたほか、『海道記』「今日過又帰ラバ又ヨ二村ノヤマヌ余波ノ松ノ下道」（新大系八四頁）、『十六夜日記』「はるかくと二村山を行過ぎて猶未たどる野辺の夕闇」（新大系一八九頁）などの例がある。松下健二は「すでに確認したように、配所が伊豆に決められたのは、興福寺別当惠信の例にならってのこと

だった。しかし、大衆のあいだでは、西光が尾張で明雲を討たせるために伊豆配流が下されたのだという説が信憑性のある情報として受けとめられていたようだ。むろん、このような風聞は荒唐無稽なデマとみなすのが妥当であろう。しかし、このときの大衆は、西光父子を敵視するあまり、讒奏を自明視し、到底事実とは認めがたい陰謀説に突き動かされるまでになっていた。明雲の配流決定後、異常な昂奮状態にあった大衆たちの様子が、この文面から伝わってくる（五八頁）と評する。〈長〉は「往向」を「行向」とし、「先座主」を「前座主」とする。○弥失前後正亡思慮（余りに異常な状況に）いよいよ前後を失い、思慮を失うばかりである、という意。〈長〉は「正」なし。○且芳先賢之明德、且為最後之面拜（一つには先賢の明德に預かり、一つには最後の面会をするために、の意。「面拜」は、お目にかかること、拝顔、面展（日国大）。〈長〉は「且 芳 明德、且 為」最後「面拜」）（岡山大学本1—122頁）とし、同意だが対句になっていない。○欲陳申子細、向配流路頭之計也（自分たちの思いを）詳しく申し述べようと思ひ、配流の途上に向かおうとしただけである、の意。〈新定盛〉は二句目を「配流の路頭に向ふの計なり」（1—123頁）と訓ずる。〈長〉は「罷 向宿所 而為陳申子細、乍 恐留申先座主之許也」（岡山大学本1—122頁）とする。このあたりの記述は、明雲奪還事件を前提としてるように読め、奪還記事以前に置く〈長〉ではやや不自然に感じられる。○夫根朽枝葉必枯（矣） 根が朽ちると、その枝や葉も必ず枯れてしまうものである、の意。〈長〉は「必」なし。『文選』所収の曹叅「六代論」の「夫泉竭則流涸、根朽則葉枯（夫れ泉竭くれば則ち流れ涸れ、根朽ちれば則ち

葉は枯る）」（新釈漢文大系『文選』文章編下、二一九頁）による表現。○一宗長者衰、三千俱可衰（天台宗の長者である座主が衰えると、三千の大衆もともに衰えるだろう、の意。○非痛貫首之流罪、只痛師資相承之斷（これは天台座主の流罪を歎くのではなく、ただ師資相承の法脈が断絶することを歎いているのである、の意。〈長〉は「只痛」を「且悲」とするが、次句との対句構成上は「痛」を繰り返す形がよいか。○非惜一人之嘉名、偏惜顯密両教之廢（前句と対句をなす。明雲一人の名声が失われることを惜しんでいるのではない、ひとえに顯密両教が廢れてしまうことを惜しんでいるのだ、の意。「嘉名」はよい評判。りっぱな名声。令名。美名）（日国大）。〈長〉は「非惜一人名、偏惜法、疵徳」（岡山大学本1—123頁）とする。〈長〉の「徳」は上欄外に「摠」とあるという（岡山大学本1—148頁・頭注補記六二）。文意不明だが、文脈的には、仏法の衰微を嘆く言葉であろう。前句とも、今回の件が明雲一人のことではなく、叡山全体の存続に関わる問題であることを主張しているもの。○況先座主鎮祠候於鳳城、而堅護持於龍顔（ましてや前座主明雲は、長く宮中に伺候し、堅く帝を護持してきた、の意。「鎮」は〈名義抄〉に「トコシナへ」の訓がある（僧上一三七）。〈新定盛〉も「鎮へに」（1—124頁）と訓む。「鳳城」は「中国で、漢の宮城の門に、銅製の鳳凰を飾ったところから）天子の住まい。皇居。宮城。禁裏（日国大）。明雲が天台座主として天皇の法華経の師であり、法皇の受戒の師であったことが、明雲流罪の可否の争点になっていたことは、卷五「山門奏状」において、山門の奏状の主張にも「何況、前座主於天朝者、是一乘経之師範也。須尽千歳之供給。於仙院者、又菩薩戒之和

尚也、蓋運三時之礼敬（いひまやうを）」（本全釈一四—一六頁）とあり、公卿らの議定の場での議論においても「前座主僧正ハ顯密兼学、浄行持律ノ上、公家ニハ一乘田宗ノ御師範也、法皇ニハ円頓受戒ノ和尚タリ。御経ノ師、御戒ノ師ニヤ、被行重科一事、冥ノ照覽難測」（本全釈一四—二四頁）と論じられていた。本全釈一四—両箇所注解参照。〈長〉は「況先座主鎮」を欠き、対句にはしていない。脱落と考えて良からう。○縦雖有重罪之甚、何不被免於積勞、たとえ甚大な重罪があつたとしても、どうしてそれまで積み重ねてきた労苦をもつて、その罪を免れないことがあろうか、の意。〈長〉は「重罪之甚」を「重畳之辜」（岡山大学本1—二二頁）とするが、同意。○縦雖有過去之業、何不被置礼儀於戒師、前句と対句をなす。たとえ過去に罪があつたとしても、どうして戒師であることに對して礼儀を持って接せられないことがあろうか、という意。〈長〉は「礼儀於戒師」を「礼於戒師」とするが、同意。○若夫有証拋者、尤可賜正文也、もし証拋があるのであれば、正式にその証拋をいただきたい、という意。「正文」は「も」となる文書。正式の文書をさし、草案・控え・写しなどに對していう（日国大）。〈長〉同。○非返勅定、陳子細計也、帝の決定を覆そうというのではない、（自分たちの思いを）詳しく申し述べようとしただけである、の意。〈長〉は、この後に恵信僧正に触れる次の異文を持つ（岡山大学本1—二二頁）。

又恵信僧正ノ事、謂其例者、不及大海之滴、不足須弥之邇害（いせ）。而彼寺僧進而申朝罰。此者依為天台依怙、而衆徒輕（しん）惜（せき）流罪（りゆうざい）而已

ここで〈長〉が触れる「恵信僧正」とは、法性寺関白忠通の長子で

あり興福寺別当を務めた人物である。いわゆる「額打論」において大衆に与力したとして源義基（配流）とともに処罰対象とされ、解官されていることが、〈盛〉巻二「山僧燒清水寺」に見えていたが、ここでは興福寺大衆が自ら進んで朝罰を望んだ例として「恵信僧正ノ事」が上げられており、額打論の一件を指すのではない（ただし、佐々木紀一が指摘する通り、史実としては、この恵信解官も「大衆訴」であつたという）。さらに、恵信は、その後の仁安二年（一一六七）三月十日に南都に夜討ちを仕掛け、興福寺別当尋範の暗殺を試みたことにより、四月十九日に大衆が強訴を表明し（『山槐記』仁安二年四月十九日条「自興福寺持来牒状」、家申放火事裁断遅々、仍衆徒来廿三日可上洛、大明神可有影向、可參向御迎云々、献請文了）、仗議の結果遠流が決定されるに至っている（『山槐記』同五月七日条「南京衆徒訴申前別当恵信罪名勘文可仗議之由、藏人右衛門権佐経房宣下左大臣云々」、『兵範記』仁安二年五月十三日条「今夕有陣定」、去三月十日夜、興福寺前別当前法務僧正恵信、大僧都宗寛、僧正房僧亮君玄明、肥前君維勝以下、数多悪賊打入興福寺中、燒下失喜多院松室山城房并寺外人家、殺害字衆堂衆寺僧等趣、宣下法家、令勘申罪名事也」、『顯広王記』同五月十七日条「前僧正恵信流罪事有沙汰、去比入獄、於山階寺燒失僧房等之故也」）。「恵信僧正ノ事」とは本件を指す。別当経験者の遠流は異例であり、明雲の流罪の際にも、先例として直前の恵信の例が取り沙汰されたことは、『愚昧記』治承元年五月二十一日条「仍上卿相尋子細之処、官申云、恵信僧正之例（仁安二年五月十五日、伊豆国配流云々）、僧正是准大臣云々、此事可尋歟」によってもわかる（本全釈七一—七七頁「法務

僧止惠信」項および同一四一三六頁「廿一日ニ前座主明雲僧止ヲバ、大納言大夫藤原ノ松枝ト名ヲ改テ、伊豆国へ流罪ト定ル」項参照)。それに対して〈長〉の落書は、惠信の場合には興福寺僧の側が朝罰を望んだのに対して、明雲についてはむしろ大衆が明雲を支持し、流罪を止めようとしている、という違いを主張している。たしかに『玉葉』仁安二年五月十五日条に「今日、前山階寺別當惠信可被遠流云々、此事度々経沙汰畢、被問諸卿、申状大略一同、召犯人於公庭、決真偽云々、而不被用彼申状等、偏似以衆徒申状被処罪科也」とあり、坂井孝一が「諸卿の間では、犯人を法廷に召喚して真偽を決すべきであるという意見が大勢を占めていたが、結局はそれが全く無視される形で、一方的に大衆側の主張が採用されたのである。」(七二頁)と述べるように、惠信の流罪は興福寺大衆が望んだものであった。先述の通り、〈長〉の落書は少なくとも二箇条目までは法家の勘状三箇条に反論する形態になっていた。「又惠信僧止ノ事」とあるこの箇所も、勘状に対応する条文があった可能性がある。しかし、少なくとも『玉葉』安元三年五月十一日条および『平家物語』諸本に引かれるのは宣旨状のみであり、法家からの勘文や配流の宣旨は見られない。あるいはそうしたものでは惠信の例には触れていたのかもしれない。○此旨可被執啓 以上の趣旨を奏上せられるべきである、の意。「執啓」は「意見書などを取り次いで奏上すること」(『日国大』)。「長」同。○夫国土理乱、任臣忠否 国土が治まるかどうかは、臣下に忠心があるかどうかにかかっている、の意。「長」同。

○若不被糺邪正之道者、寧天子之守在海外乎 もし邪の道理を明らかにされないのであれば、どうして遠く国外のものが天子を守るこ

とがあるだろうか、の意。『文選』張平子「東京賦」「天子有道、守在海外」(天子が道にのっとり善政するなら、王国の守りは国の外なる夷狄にある)。「新釈漢文大系『文選』賦篇上、一四二頁)による。善政を行うことが大事だ、の意。出頭してきた為義を斬り殺した事について、半井本『保元物語』「天子ノ御守ハ海外ニアリナムヲ、其ガ有ベキカ」(新大系一二六頁)とある。〈長〉は「糺」を「糾」にする。ここまでの部分について訓読を試みた(必ずしも底本の読みに従っていない箇所もある)。

抑山門の故実を考ふるに、理訴を懐き、裁許無きの時、衆徒等、三社の宝輿を戴きて、九重の金闕に参るは、曩時の例、中古の法なり。厥皇化は天下の太平を専らとし、貫首は山上の安穩を慕ふ。臣家思ふべし、奏者案ずるべし。豈に騒動を衆徒に勧め、朝勸を一身に招かんや。凡そ大衆貫首の進止に叶はず、訴訟の本意を遂げんと欲すること、先皇の代これに在り、明哲の時無きに非ず。これに依り先座主の罪名に驚き、衆徒の愁訴を捧ずと雖も、近臣、怨家の語に依りて、全く上聞に達せず、弁官、姦人の謀に随ひ、更に奏聞せず。然る間、理非を決せられず、忽ち使庁の責を蒙り、実否を糺されず、俄に配流の国を定む。好言を以て人を全うし、悪口を以て人を損ずる者なり。政先例を忘れ、讒巧に達する所なり。亦た君の叡山の仏法を奇とするに非ず、怨人の疵する所を知食さざるか。誠に魔界我が山を競ひて、法滅の期此の時を得たるか。波旬洛城を怯やかして、無実の咎叡聴に達するか。爰に衆徒等仏法の命根の断ゆるを悲しみ、大戒の血脈の失するを歎くの処、風聞のごとくんば、師高二村の辺に往き向かひ、

先座主を天害すべしと云々。弥前後を失ひ、正に思慮を亡くす。且は先賢の明德を芳くし、且は最後の面拜の為に、子細を陳じ申さんと欲し、配流路頭に向かふばかりなり。夫れ根朽つれば枝葉必ず枯る。一宗の長者衰へば、三千俱に衰ふべし。貫首の流罪を痛むに非ず、只師資相承の断ゆるを痛む。一人の嘉名を惜しむに非ず、偏へに顕密両教の廃るるを惜しむ。況んや先座主鎮へに鳳城に伺候して、堅く龍顔を護持す。縦ひ重罪の甚しき有りとも雖も、何ぞ積勞に免れざらん。縦ひ過去の業有りと雖も、何ぞ礼儀を戒師に置かれざらん。若し夫れ証拠有らば、尤も正文を賜ふべきなり。勅定を返すに非ず、子細を陳するばかりなり。此の旨を以て執啓せらるべし。夫れ国土の理乱、臣の忠否に任す。若し邪正の道を糺されずは、寧ろ天子の守海外に在らんや。

○安元三年五月日トゾ書タリケル 〈盛〉は「山門奏状」においても、〈鬪〉が「安元三年 五月十六日 延暦寺三千大衆法師等」とする差出人と日付を持たず、「安元三年五月日」としていた（本全釈一四一—一六頁）。落書に差出人は必要ないが、日付がない点は山門奏状の形態に同じである。〈長〉は「安元三年五月日」という年月を全く表示しない。明雲流罪決定の公卿僉議直後という〈長〉の位置に落書があつてもこの年月日で問題がなく、年次を欠く理由は不明。 ○此落書ニ依テ、山門ノ大衆ノ座主ヲ奉取留事ハ、公家御沙汰ニ不及ケリ。是偏医王山王ノ御利生也トゾ、人責ミ申ケル 本落書の直前に「大講堂ノ庭ニ公合ノ僉議シケルハ、「前座主ヲ中途ニシテ奉取留事、依輕朝威ノ公家殊ニ御憤深由、其聞エアリ。此事イカク有ベキ。今ハ唯可奉宥逆鱗一歟」ト云ケル砌ニ、落書アリ」とあつたように、山門大

衆は、明雲奪還によって処罰の対象となることを恐れていた。ところがそれが「此落書ニ依テ」回避されたとし、さらにそれを医王山王の加護としている。このように、〈盛〉は、山門大衆による明雲奪還以後、その行為が不問に付された理由として扱っている。一方、〈長〉は前述の通り、この落書を山門大衆による明雲奪還以前に置き、「大政入道を見給ひて、尤いはれありとおもはれければ、此事申とゞめんとてまいられたりければ」（一—二〇頁）と、清盛参内の契機として扱っている。伊豆配流の風聞があつたことを記す〈中〉を除いて、〈延〉ほか諸本は「大政入道モ此事申止トテ被参」タリケレドモ」（〈延〉巻二—三ウ）とし直接のきっかけを記さないが、公卿僉議の前に山門奏状と訴状を掲出する〈鬪〉は、清盛の参院について、「大政大臣爲申」有此事を「帶山門の奏状并に私の書状を雖令院参」（巻二下—六ウ）と描き、清盛がそれら両文書を持って参院したとしていた。〈長〉の落書とは異なるが、直接の契機が山門の訴えとの関係において明示される点では共通する。また〈鬪〉には、「然大衆奉取留前。座主之由法皇被聞食」太太不安」被思食」因茲」大衆福原入道大相国之許重遣書状」彼状云、」（九ウ）として、「安元三年五月廿九日」付の書状が掲出されている。これは他には見えない〈鬪〉独自の記事である。なお、〈鬪〉は特にその結果を記さず、この書状を掲出するのみであるが、『玉葉』安元元年五月二十九日条「人伝云、昨日禅門相国参院、有御对面云々、大略堅東西之坂、可責台山之議、一定了云々、然而入道内心不悦云々、所惱猶不減、偏是風病也」によれば、同日に清盛が院参していることがわかる。〈鬪全注釈〉はこの訴状を「その基本的な趣旨は五月十七日付の申状と同じで、明雲の

罪科の勘申を明法博士に命じた五月十一日付の宣旨―従っておそらくはこれに基づいて提出された「法家勘文」と「明雲配流の宣旨」―を念頭に置き、そこで明雲の罪科とされた三箇条を逐一反論して明雲の無罪を主張し、流罪免除の奏状を清盛に依頼している。その内容は鮮明で、時期的にも適合しており、特に偽文書とみるべき根拠は見当たらないように思える。」と評している。

これら〈闘〉〈盛〉〈長〉を中心に文書等の引用に関わる部分についてのみ対照させてみた。

引用文書諸本対照表

〈闘〉	〈盛〉	〈長〉	〈延〉	〈屋・覚〉	〈中〉
十一日 ①法家への 宣旨状 十五日 ②山門奏状 ③山門訴状 I	十一日 ①法家への 宣旨状 十五日 ②山門奏状 (③山門訴 状I:地の 文)	二十日 公卿僉議 ④山門落書	二十日 公卿僉議	二十日 公卿僉議 十八日 公卿僉議	二十日 公卿僉議 二十一日 伊豆配流の 風聞 清盛参院
清盛参院 (②・③持参) 二十一日 伊豆国配流 二十三日 明雲奪還	清盛参院 二十一日 伊豆国配流 二十三日 明雲奪還	清盛参院 二十一日 伊豆国配流 二十二日 明雲奪還	清盛参院 二十一日 伊豆国配流 二十三日 明雲奪還	清盛参院 二十一日 伊豆国配流 二十三日 明雲奪還	清盛参院 二十一日 伊豆国配流 二十三日 明雲奪還

⑤山門訴状	④山門落書			
II				

最も文書等の引用の多い〈闘〉に比して、〈盛〉は③の清盛宛訴状を地の文として利用しているほか、⑤の二通目の訴状が落書に変わっているという違いがある。また、⑤の清盛宛書状の結果を示さない〈闘〉の形態に対して、〈盛〉では明雲奪還に関して公家から沙汰が無かったとし、④の落書の効果が一応は示される形になっている。〈闘〉のような清盛に直接宛てた「訴状」の形態を避けて、〈盛〉が清盛宛の「落書」に置き換え、その結果までを明示する形とした、と見ることができのではないか。但し、清盛宛「落書」によって「公家御沙汰ニ不_レ及ケリ」という結果を得る、という〈盛〉の叙述には違和が残る形となっている。

〈長〉は、清盛宛である本落書を公卿僉議の後に置き、直後の清盛参院記事のきっかけに位置づけている。もし、〈盛〉の形態が先行するならば、〈長〉は、公卿僉議の後に置くために、落書の文章を部分的に改変し、公卿僉議で議論された明雲の罪科三箇条に反論し、明雲流罪之不当を訴えるような形態に整えようとしたものだろうか。前掲の表の通り、現在の〈長〉は、〈延〉などと同じく、そもそも宣旨状などを作品内部には持っておらず、その内容を独自に落書として取り込んだか、重複を嫌って宣旨状等を削り、異文として増補した、と考えられる。

その一方で、前述の通り〈長〉の落書は、その反論のなかで「恵信僧正事」など〈闘・盛〉が持つ宣旨状には見えない内容にも触れている。この恵信僧正の事例は、実際に明雲流罪の先例として実際に取り

沙汰されたものであり、必ずしも荒唐無稽なものではない。こうした明雲流罪の決定に反論する形の〈長〉の落書があった可能性も否定できない。もしそうだとすれば、〈盛〉が山門の訴状の重複を避けて、〈嗣〉

容についても言冒状等との重複を避けてあらためたことなるう。但し、〈長・盛・共通〉の部分に「欲陳申子細、向配流路頭ニ計也」と、奪還を前提としたような箇所もあり、即断はできない。

の訴状Ⅱ（⑤）を〈長〉の落書によって、置き換え、なおかつその内

【引用研究文献】

*坂井孝一「伊豆僧正惠信―或る門閥僧侶の悲劇―」（創価大学人文論集五号、一九九三・3）

*佐々木紀一「惠信僧正伝断章」（米沢史学二十三号、二〇〇七・10）

*松下健二「明雲流罪事件の再検討―『源平闘諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに」（人文第一四号、二〇一六・3）

1 行綱中言

2 新大納言成親卿ハ、山門ノ騒動ニ³依テ私ノ宿意ヲ³三六バ暫被³押ケリ。其⁵内議支度ハ、様々也ケレ共、儀勢計ニテ其事可^レ叶共見ヘザリケレバ、サシモ契深ク憑^レレタリケル多田⁷藏人行綱ハ、弓袋ノ料ノ⁸白布ヲ直垂小袴ニ。裁縫テ、家子郎等ニ着ツ、目打シバタ、キテツクハ、案ジツ、此事無益也ト思^レニ心付^レニケリ。「倩平家ノ警冒ヲ見^レニ、当時輒¹⁰難^レ傾。大納言ノ語ヒ給軍兵ハ僅ニコソアレ、可^レ立^レ用之輩希也。無^レ由¹²事ニ与^レシテ、若聞エヌル者ナラバ、¹³被^レ誅事疑ナシ。無^レ甲斐身ニモ命コソ大切ナレ。他人ノ口ヨリ洩ヌ先ニ」トテ、五月廿日西八条ヘ推参シテ見^レバ、馬・車数モ知ズ集タリ。¹⁴藏人何事ヤラント思テ尋問ケレバ、案内者トヲボシクテ答ケルハ、「是ハ¹⁵入道殿福¹⁶三七セ原御下向ノ御留守ニ、君達会合シテ貝覆^レノ御勝負也」ト云ケレバ、¹⁶同廿七日ニ¹⁷藏人鞭ヲ上テ福原ヘ下向ス。入道ノ¹⁸宿所ニ¹⁹行向テ、「²⁰可^レ申入²¹事侍テ、行綱下向」ト申ケレバ、「常ニモ不^レ参者也。²³何事ゾ、²⁴其聞^レトテ、²⁵主馬判官盛国ヲ被^レ出タリ。「人伝ニ非^レ可^レ申事」。直ニ見参ニ²⁶可^レ申入」ト云タリケレバ、入道宣ケルハ、「行綱ハ源氏ノ²⁷最中也。隙モアラバ平家ヲ亡シテ、世ヲ知ラント思心モ有^レランナレバ、非^レ可^レ打解」トテ、子息重衡ヲ相具シ、銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ、中門ノ廊ニ出合^レレタリ。行綱申ケルハ、「院中ノ人々兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラル、事ハ、知召^レ候ヤラン」ト申ス。入道「其事ニヤ、²⁸西光法師ガ²⁹依^レ讒^{三〇}三ハ奏、山門ノ大衆ヲ可^レ被^レ責^レト聞ユ。サマデノ御企^{三〇}有^レベシ共覚ズ」ト、イト事モナゲニ宣フ。

【校異】1 〈近〉卷冒頭標題「ゆきつななかこと」、〈蓬・静〉卷冒頭標題「行綱中言」。2 〈近〉合点あり。行冒頭に「ゆきつななかこと」と傍書。3 〈近〉「よて」〈蓬〉「よりて」。4 〈近〉「その」〈蓬〉「そも」。5 〈蓬〉「内議支度は」。6 〈近〉「やうく」なりけれとも、〈蓬〉「さまく」成けれとも。7 〈近〉「くらうと」、〈蓬〉「藏人」。8 〈近〉「はくふを」、〈蓬〉「白布を」。9 〈近〉「たちぬはせて」、〈蓬〉「たちぬひて」。10 〈近〉「かたふきか

たし、〈蓬〉「かたふけかたし」。11 〈近〉「ようにたつへきのともから」、〈蓬〉「用に立へき輩」。12 〈蓬〉「事」なし。13 〈近〉「ちうせられんこと」、〈蓬〉「誅せらるへき事」。14 〈近〉「くらうど」、〈蓬〉「蔵人」。15 〈近〉「にうたうとの」、〈蓬〉「入道殿」。16 〈近〉「おなしき」。17 〈近〉「くらうと」、〈蓬〉「蔵人」。18 〈蓬〉「宿所へ」。19 〈近〉「ゆきむかつて」、〈蓬〉「行むかひて」。20 〈近〉「申入へきこと」。21 〈蓬〉「侍りて」。22 〈近〉「まいらぬものなり」、〈蓬〉「まいらざる者也」。23 〈近〉「なにことにそ」。24 〈蓬〉「夫」。25 〈近〉「しめのはうぐはん」、〈蓬〉「主馬判官」。26 〈蓬〉「申入へきと」。27 〈近〉「もなか也」、〈蓬〉「最中也」。28 〈近〉「さいくはうか」。29 〈近〉「さんそうによつて」、〈蓬〉「譏奏によりて」。

【注解】○行綱中言 「中言」は、「なかごと」とも、「ちゆうげん」とも読む。「中言」「ナカゴト」(三巻本『色葉字類抄』ナ豊字・中三八オ)、「中言」(文明本『節用集』ナ態去・四四一)、「Nacagoto. ナカゴト(中言) ある人について、その人と他の人との仲を割くために言われる言葉。『Nacagotou yū (中言を言ふ) 不和を惹き起すようなことを言う』(『邦訳日葡辞書』四三八頁)。「闘」「行綱仲言事」〈延〉「多田蔵人行綱仲言ノ事」〈屋〉「多田蔵人行綱忠言事」。「両者の中に立って告げ口すること」(『日国大』)。「玉葉」寿永二年十一月七日条、義仲一人漏れ人数之間、殊成奇之上、又有「中言之者」歟。〈盛〉「浦公方臣曹無傷ト云者、項羽ニ中言シテ、沛公王タラントスト言タリケレバ」(1—17頁)。○新大納言成親卿ハ、山門ノ騒動ニ依テ私ノ宿意ヲバ暫被押ケリ 〈延・長・屋・覚・中〉同。〈盛〉の場合は、卷三の鹿谷寄合記事に、「新大納言成親卿ハ、実定ノ大将ニ成給ヌルニ付テ、是モ平家ノ計也ト思ハレケレバ、平家ヲ亡サント謀叛ヲ発、疎人モ入ヌ所ニテ、兵具ヲ調ヘ重兵ヲ集ラレ、サルベキ者共相語ヒ、此宮ノ外他事無リケル中ニ」(1—162頁)とあり、卷四冒頭の鹿谷酒宴記事には、「新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩儉ニ催集テ、鹿谷ニ衆会シ、一日酒宴シテ軍ノ評定アリ」(1—120頁)と、成親が平家討滅を期し、自らが主導する形で乱に関わっていたことを記し

ていた。本全釈の注解「新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩儉ニ催集テ、鹿谷ニ衆会シ」(1—120頁)参照。その後、山門事件記事が続けて記されていたように、山門騒動により、鹿谷謀議が一旦途切れていたことを言う。○其内議支度ハ様々也ケレ共 〈延・長・屋・覚・中〉同。但し、「其」は、〈長〉同、〈延・屋・覚〉「ソモ」、〈中〉「抑」。「内議」は「内々で評議すること。また、その評議、とりきめ」(『日国大』)。内々の相談や準備が、成親主導の形で進められていたとするのである。○「内議」の用例、『玉葉』文治元年十月十三日条「義経・行家同心反鎌倉、日来有「内議」、昨今已露顕云々、雖為巷説非浮言」、〈盛〉「臣下内議シテ、皇居ニ古文ト云御遊ヲ始テ、其中ニシテ闘打ニセント支度ス」(1—136頁)。○儀勢計ニテ其事可叶見ヘザリケレバ 〈延・長・屋・覚・中〉同。「儀勢」は、〈長〉同、〈延〉「議勢」、〈屋・覚〉「義勢」、〈中〉「ぎせい」。「儀勢」の意は、当該記事を引用し、〈日国大〉「相手に対して示す威勢。意気込み」、〈角古大〉「誇示される氣勢をいう。自然と外見に表れる意気込みにも、特に相手に示す勢いにもいう。必ずしも、偽って見せかけるものとは限らない。闘志。意気込み」とするのに対し、『古語大鑑』「うわべだけの威勢。内容の伴わない振舞」、『全訳古語例解辞典』「見せかけの元氣。虚勢」とする。後者は「擬勢」の意に解するのだろうか。他に、〈全注釈〉は、「実力は

なく、みせかけだけの勢い。「擬勢」が正しい（上二二三頁）、評講「正義を看板にした軍勢。または「擬勢」で、実力なきみせかけの勢か」（上二一七五頁）とする。卷三の鹿谷寄合記事に、乱に参画した者達の名が見えるが、行綱以外は俊寛・康頼・基仲などの院近臣であり、それに「北面ノ下臈其アマタ」（一六四頁）が同意したとあった。行綱を除けば、雑多な者達の寄せ集めでしかなく（この後に、「大納言ノ語ヒ給軍兵ハ僅ニコソアレ、可レ立用之輩希也」とある）、そうした状況が「儀勢」と表現されるのであろう。○サシモ契深く憑レタリケル多田藏人行綱ハ〈鬪・延・長・寛〉同、〈屋・中〉「宗ト憑レシ多田藏人行綱」（〈屋〉一二二頁）。行綱は、保元の乱の折には、「郎従数百人」（『兵範記』保元元年七月十一日条）を率いていた。その軍勢を成親は頼んだとするのであろう。なお、行綱がこの時置かれていた立場については、注解「多田行綱ヲ招テ」項（一〇一六頁）参照。

○弓袋ノ料ノ白布ヲ直垂小袴ニ裁縫テ 卷四初めの記事に〈盛〉「尋常ナル白布五十端取出シテ、藏人ガ前ニ積置セテ、大納言曰ケルハ、『日比談義申侍ツル事、大將軍ニハ一向ニ奉憑。其弓袋ノ料ニ進スル也。今一度候バヤ』トゾ強タリケル」（本全釈一一一〇頁）とある記事を受ける。「弓袋ノ料」とする点は、〈鬪・延・長・屋・寛〉同。「白布」は〈屋〉同、〈鬪〉「白布卅端」、〈延・長〉「五十端ノ布共」（〈延〉卷二一三ウ）、〈寛〉「布共」（上二七五頁）。〈鬪〉の「卅端」は、『愚管抄』の「白シルシノ料ニ、宇治布三十段タビタリケルヲ持テ」（旧大系二四四～二四五頁）に一致する。本全釈二一の注解「尋常ナル白布五十端取出シテ」（二一～二二頁）参照。「直垂小袴」〈延〉同、〈長〉「ひたゝれ、はかま」（一三〇頁）、〈屋〉「直垂」（一二二頁）、〈寛〉

「直垂、かたびら」（上二七五頁）。〈中〉は当該記事を欠く。〈延・長・盛〉は、白布が贈られたのを鹿谷酒宴の場に設定するが、〈鬪・屋・寛〉は贈られた時・場を明示しない。なお〈延・長・盛・屋・寛〉は、成親等の企ての実現性を疑問視し、〈延〉「此事無益ナリ」（卷二一三ウ）と考えたとする。その後、戦支度の弓袋ではなく、平時にも戦時にも用いる郎等達の直垂・小袴で判断を保留して、「ツクム案ジツ、」決断したと言うように読めるか。〈寛〉「此事無益ナリと思ふ心つきにけり。弓袋のれうにおくられたりける布共をば、直垂、かたびらに裁ぬはせて」（上二七五頁）。ただし〈盛〉は、白布を直垂小袴に仕立てた後に「此事無益也ト思」ったとしている点が他と異なる。また〈鬪〉は『愚管抄』と同様に、早くから不安を感じていたためなのか、白布を裁断し加工することなく、そのまま持参したとする。これに対して、〈延・長・盛・屋・寛〉の場合は、白布を受け取り直垂等にしてしまったものの、次第に不安が募り、かといって今更証拠の品として差し出すこともできず、〈延・長・盛〉では、この後、「五十端ノ布ノ事ヲバ一端モ云出サズ」（〈延〉卷二一五オ）、行綱は清盛のもとから逃げ出すことになる。○目打シバタ、キテツク案ジツ、〈延・長・寛〉同。不安や恐怖に苛まれて、目をパチパチさせる様を言う。『宇治拾遺物語』「たしかにしゃ首斬りて、犬に飼ひてん」といへば、顔を赤くなして、目をしばたきたきて、齒を真白にくひ出して、目より血の涙を流して、まことにあさましき顔つきして」（日本古典文学全集三四二頁）。『今昔物語集』卷二十九「盗人ハ十人許有ケルニ、艶ヌ兵共ノ四五人兼テ儲テ待タムニハ、聊ニ不動サズシテ皆捕ヘテ、車宿ノ柱ニ縛リ付テ、其ノ夜ハ有テ、夜明テ後ニ見レバ、皆目ヲシバ叩テ

被縛付テ有り」(日本古典文学全集4—三四五—三四六頁)。後者の口語訳では、「目をばちばちさせている」(三四六頁)とするのみだが、ここも捕らえられた盗人等が恐怖に打ち震える様を言うのである。〈延・全注釈〉の注解「目打シハタ、キテ居タリケルカ」(巻二—一六七頁)参照。○此事無益也ト思ニ心付ニケリ 〈闘・延・長・屋・覚・中〉同。行綱が、「無益也」と思うに至る印象的な場面が、この後に記される酒盛りの場面に記される与同者達の狂態であろう。なお、「二心」とするのは〈盛〉のみで、他本は「思心付ニケリ」(〈延〉巻二—一三ウ)。「無益也」は、成親の謀議に加担しない方が良いと思つた意。黒川本『色葉字類抄』「無益 ムヤク」(中四五ウ)。「二心」は裏切りの気持。一類本『平治物語』「源家にも名をしらるゝほどの者が、二心あるやうやはある」(新大系一九九頁)。○情平家ノ繁昌ヲ見ニ、當時輒ク難傾 〈延・長・屋・覚・中〉同、〈闘〉は行綱の心内語を欠く。「当時」は、今現在の意。〈延〉「侍共、入道殿ニ『仏ト申テ当時都ニ聞候白拍子ノ只今参テ候』ト申ケレバ」(巻一—三三二オ)。○大納言ノ語ヒ給軍兵ハ僅ニコソアレ 〈延・長・中〉同、〈闘・屋・覚〉欠く。続く「可立用之輩希也」は、〈盛〉の独自本文。「儀勢計ニテ其事可叶共見ヘザリケレバ」の注解参照。○無甲斐身ニモ命コソ大切ナレ 〈延・長〉同。「一所ニテ死ト契深カリケル」(〈延〉巻九—六九ウ)盛長が、主の重衡を裏切る場面に、「此馬被召ナバ叶マジ。甲斐ナキ命コソ大切ナレト思テ、鎧ノ射向ノ袖ナル赤シルシカナグリステ、鞭ヲアゲテヒラムデ逃グ」(〈延〉巻九—七〇オ)とあるように、ここも自身の「命コソ大切ナレ」とするのは、成親を裏切る行綱への批判的な言辭として読んで良からう。○五月廿日西八条へ推参シテ見バ、

馬・車数モ知ズ集タリ。：「目覆ノ御勝負也」ト云ケレバ」まで、〈盛〉の独自異文。〈闘・延・長〉は、行綱は、五月二十九日の夜に清盛のもとに押し掛けたとするが、その地を具体的には記さない。〈屋・覚・中〉は、五月二十九日の夜とする点は変わらないが、西八条殿にいた清盛のもとに押し掛けたとする。これに対し『愚管抄』は、「コレハ一定ノ説ハ知ネドモ」と但し書を付けた上で、「宇治布三十段タビタリケルヲ持テ、平相国ハ世ノ事シオホセタリト思ヒテ出家シテ、摂津国ノ福原ト云所ニ常ニハアリケル。ソレホモテ行テ」(旧大系二四四—二四五頁)と、行綱は福原に向かったとする。清盛が福原に退隱したのは、仁安四年(一一六九)の春の頃からで、それ以降は福原に住み、六波羅泉殿は重盛に明け渡し、何か事がある時には時子のいる西八条殿に入っていた(高橋昌明八四—八五頁)。故に、〈盛〉の記す二十日頃の時点では、清盛は福原にいた可能性が高い。『顕広王記』によれば、五月二十五日の申時(入道殿御返事不分明歟。雖然申時入道被入洛)、『玉葉』によれば、五月二十七日の夜に清盛は入洛している(「入道相国、今夜令入洛云々」。かといって、〈盛〉や『愚管抄』が記すように、清盛が入洛したのは、行綱の密告を受けてとは考えがたい。西光や成親等が捕縛された六月一日までの間に、清盛は、後白河院との間で、山門攻めの件で話し合いをしていて、行綱の密告により院近臣の者達の処分がこの間に話し合われた形跡はない『玉葉』五月二十九日条)。とすれば、福原にいた清盛のもとに行綱が押し掛けて密告したとする『愚管抄』の所伝は、川合康①(二四〇—二四四頁)・川合康②(六〇—六一頁)・元木泰雄(元木は、『百練抄』や『愚管抄』にも記されており、一応事実と考えてよいだろう)として、「行綱は清

盛の走狗として、捏造された陰謀の密告を行ったのではないだろうか」と推測する。五頁の指摘にも見るように、信用しがたいこととなる。恐らくは、〈盛〉の本文は、清盛が福原にいたとする『愚管抄』の記事を受け、二十日に行綱は西八条殿に押しかけたものの、清盛がいなかったため、二十七日に福原のもとに駆けつけたとするように改変したのであろう。なお、史実を辿ってみると、二十日に明雲の罪状を審議する議定が行なわれ、翌二十一日に伊豆配流が決定されている。二十三日には配流が行なわれるが、その途次で大衆によって明雲が奪還され、後白河院は重盛・宗盛に延暦寺攻撃の出陣を命じるが、兩人が清盛の意向に従うとして兵を動かさなかったため。そこで二十四日朝に院が福原に使者を使わしたため、二十七日に清盛が上洛したというのが実情と見られる（川合康②六〇～六一頁）。院が山門攻撃を企図したのは、明雲奪還を受けてのことであるので、配流以前の二十日時点ではまだ山門攻撃の動きはなく、西八条がくつろいだ様子であったのも当然ということになる。○是ハ入道殿福原御下向ノ御留守ニ、君達会合シテ貝覆ノ御勝負也 都では、明雲座主の処分について大騒ぎする中、さらに院近臣等により、山門攻めに言寄せて六波羅攻めの企てが進行しているとはつゆ知らず、六波羅の公達達は、清盛が都を留守にしている間に、安穩と宮廷の遊びである貝覆いに耽っていたとするのであろう。このように、院近臣の者達による策謀について、この後の清盛を初めとして、平家の者達が、全く無警戒であったことのエピソードとして、〈盛〉は、新たに書き加えたのであろう。『運歩色葉集』「貝掩」^{カイヤ、}（元龜二年京大本一四七オ）。蛤の対になった両片を選び合わせたものを勝ちとする遊びで、貝合（珍しい貝を出して優劣

を競う遊び）と混同されるようになった（『王朝文学文化歴史大事典』笠間書院六五一頁）。○同廿七日ニ藏人鞭ヲ上テ福原へ下向ス 〈闕・延・長・屋・覚・中〉は、前々項に見るように、いずれも五月二十九日夜のこととする。清盛の入洛は、前々項の注解に見るように、『玉葉』では、五月二十七日の夜、『顕広王記』では、五月二十五日の申時のことであった。この数日の間に「清盛が入洛した」という情報が飛び交ったものと思われる。そもそも清盛が上洛したのは、山門攻撃を企図した院の要請を受けてであり、後白河院と、山門攻めの件で話し合いをするためであった（『玉葉』五月二十九日条）。〈盛〉が、諸本に見るように、行綱の福原下向を、西光や成親等が捕縛された六月一日の前日、つまり五月二十九日にせず、あえて二十七日のこととする理由は分からないが、あるいは『玉葉』記事を知った〈盛〉編者が、二十七日にしたとも考えられるか。なお〈闕・延・長・屋・覚・中〉は行綱が清盛のもとを訪ねたのを、夜遅くなってからとし、その理由を人目を避けるためと説明する。京にいる清盛（西八条邸を想定するか）を訪ねるといふ設定によるものか。これに対し対面場面を福原とする〈盛〉には、時刻の記述がない。○常ニ毛不参者也。何事ゾ、其間〈延・長・覚〉同。史実では清盛と行綱は疎遠であったわけではない。行綱は、撰関家領多田荘の荘官として、十年にわたって清盛の支配下に置かれていた（元木泰雄五頁）。本全釈の注解「多田行綱ヲ招テ参照（一〇一六～七頁）。○主馬判官盛国〈延・長・屋・覚・中〉同、〈闕〉は取次の人物を記さない。盛国については、本全釈の注解「母ノ内侍ハ、越中前司盛俊カ賜テ具シタリケルガ、盛俊一谷ニテ討レテ後ハ」（五一四〇頁）参照。『吾妻鏡』（文治二年七月二十五日条）や

〈尊卑〉(4―25頁)は、盛国を平季衡の子と考えるがたく、佐々木紀一は、盛国の父を「平権守盛遠」とする〈延〉に検討の価値があるとする(二頁)。○人伝ニ非可申事。直ニ見參ニ可申入。〈闕・延・長・屋・覚・中〉同。人伝ではなく、直接会って、自分の口で伝えたいとする。〈盛〉には、この後にも、「加様ノ事人伝ニ被聞召ナバ、誤ナキ行綱マデモ御勸当、後恐シク候へバ、内々告知セ進スル也」とあるように、直接伝えないと、どのように間違つて伝わるかもしれないと恐れて行綱は直接内通したとする。○行綱ハ源氏ノ最中也。隙モアラ

バ平家ヲ亡シテ、世ヲ知ラント思心モ有ランナレバ、非可打解。〈盛〉の独自異文。行綱は、源氏の中では最重要人物の一人である意。摂政になろうとする義仲に対して、今井四郎が次の様に論ず場面がある。〈盛〉「殿ハ源氏ノ最中ニ御座。タヤスクモ左様ノ事宣テ、春日大明神ノ罰蒙給フナ」(5―122頁)。こうした場面に似る。同様の用法の「最中」は、他に〈盛〉「競は」心剛ニ弓箭取テヨシ、渡辺覚ノ最中也」(2―326九頁)、〈闕〉「定綱者苟宇多ノ天皇ノ後胤近江源氏ノ最中也」(卷一上―120オ)がある。注解「常ニモ不参者也。何事ゾ、其間」に見たように、摂関家領多田荘の荘官として清盛の支配下にあった行綱が、平家を亡ぼし、世を我が物にしよとの思いを持っていたであろうとは考えがたい。○子息重衡ヲ相具シ。〈延・長〉同。この時、重衡は、二十一歳、左馬頭であった。清盛にも妻一位殿にも「オボエノ子」(〈延〉卷十一―120オ)であり、平家物語ではその勇将ぶりが記され、『玉葉』にも「堪武勇之器量」(養和元年閏二月十五日条)ともされる重衡を、行綱を警戒する清盛は身辺警護のために帯同させたのであろうか。○銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ。〈延〉によれば、

「銀ニテ蛭巻シタル小長刀」とは、この後に見るように、「朝ノ御守リト成ル」(卷四―19オ)者に与えられた「節刀」であった。〈盛〉の場合も同様に解しうるのであろうか。この節刀の移行から征夷大将軍移行の構想(清盛から頼朝へ)を指摘したのは生形貴重であった。さらに早川厚一は、生形貴重な論を受けて、次の様に論を展開した(二〇二―二〇三頁)。〈延〉には、次に見るように、征夷大将軍と節刀に関わる記事が、五箇所見出される。

①入道ハカヤウニ人々アマタ警メヲカレタリケレドモ、猶心不安ニ被思ケレバ、「善悪法皇ヲ先迎ヘ取奉テ、此八条ニ押籠マヒラセテ、イツチヘモ御幸ナシ奉ラム」ト思心被付ニケリ。赤地ノ錦ノ直垂ニ、白金物打タル黒糸威ノ腹巻ノ胸板責テ、ソノカミ安芸守ニテ神拜セラレケル時、厳島社ヨリ霊夢ヲ蒙テ儲ケラレタリケル、白金ノ蛭巻シタル秘蔵ノ手鉢ノ、常ニ枕ヲ放タザリケル、左脇ニ挟ミテ、中門ノ廊ニツト出テ被立タリ(卷二、十八「重盛、父教訓ノ事」、三八ウ―三九オ)

重盛が、父清盛を教訓すべく駆けつけた時に見た清盛の姿である。清盛が安芸守の時に、厳島大明神より拝受した「白金ノ蛭巻シタル秘蔵ノ手鉢」こそ、節刀であることがこの後分かる。

②大明神、内侍ニ移テ御託宣有ケルハ、「汝知レリヤ否ヤ、一年高野ノ弘法ヲ以テ告シメキ。我社破壊スル間、可造進ニ之由仰含キ。甲斐々々敷造進シタル事、返々神妙也。此悦ニタ去リ劍ヲ与ヘムズルゾ。朝ノ御守リト成者ハ、節度ト云劍ヲ給ハル。我与ヘタラム劍ヲ持ナラバ、王ノ御守リトシテ、司位、一門ノ繁昌、肩ヲ並ル人有マシ。ソモ一期ゾヨ」トテ、権現、上ガラセ給ニケリ。清盛ハ、「只

大方ノ物付ノ詞ゾ」ト思テ、強信ヲ不致^ナリケルニ、其夜ノ々半計ニ、
「敵島大明神ヨリ、銀ノ蛭卷シタル小長刀ヲ賜テ、枕ニ立ル」ト夢
ニ見テ打チ驚キ、枕ヲ搜給ヘバ、覺ニ銀ノ蛭卷シタル小長刀、枕ノ
壁ニ有ケリ。（卷四、五）「入道敵島ヲ崇メ奉ル由來ノ事」九オ〜九ウ
①を受け、清盛が敵島を尊崇するに至った事情を記す話。夢醒めて
実際に手にした「銀ノ蛭卷シタル小長刀」こそ、「朝ノ御守リト成者」
が持つ節刀（節度ト云フ劍）であった。

③源中納言雅頼^{カライ}卿ノ家ナリケル侍、夢ニ見ケルハ、「イヅクトモ其所
ハ慥ニハ不覺」。大内裏ノ内、神祇官ナドニテ有ケルヤラム。衣冠
正クシタル人々並居給タリケルガ、末座ニ御坐ケル人ヲ呼奉テ、一
座ニ御坐ケル人ノ、ユ、シク気高ゲナルガ、宣ケルハ、「日来清盛
入道ノ預リタリツル御劍ヲバ、被召返ズルニヤ、速可被召返」。彼
御劍ハ鎌倉ノ右兵衛佐源頼朝ニ可被預也」ト被仰。「是ハ八幡大
菩薩也」ト申。：彼夢ミタル者ハ失ニケリ。朝敵ヲ討ニ遣ス大將軍
ニハ、節刀ト云御劍ヲ賜ル也。（卷四、三十四）雅頼卿ノ侍夢見ル事、
一一八ウ〜一一九オ）

雅頼に仕える侍が見た夢の話。この話によれば、清盛が敵島明神か
ら拝受した節刀は、頼朝の挙兵以前に、一期の繁昌を約束された清盛
から頼朝のもとに既に移っていた。

④遙ニ夜深テ後、「今夜時政ヲ以、兼隆ヲ誅ニ遣ツルガ、『誅ヲ、セタ
ラバ、館ニ火ヲ懸ヨ』ト云ツルガ、遙ニ成レドモ火ノミヘヌハ、誅
損ジタルヤラム」ト独言ニ宣ケレバ、景廉聞アヘズ、：ヤガテ甲
ノ緒ヲシメテツト出ケルヲ、兵衛佐、景廉ヲ召返テ、銀ノヒルマ
キシタル小長大刀ヲ、手カラ取出給テ、「是ニテ兼隆ガ首ヲ貫テ參

レ」トテ、景廉ニタブ。（卷五、十）「屋牧判官兼隆ヲ夜討ニスル事」、
五〇ウ〜五一オ）

屋牧兼隆を討つため駆けつけようとする加藤景廉に、頼朝が手渡し
たのが「銀ノヒルマキシタル小長大刀」。②③により、この「小長大刀」
こそ、節刀である。この節刀を得た景廉は、この後、みごとに兼隆の
首級をあげ、挙兵の緒戦を飾ったのである。

⑤昔ハ朝敵ヲ討平ゲムトテ、外土ヘ向大將軍ハ、先參内シテ節刀ヲ賜
ハル。：サレドモ、承平・天慶ノ前蹤モ、年久クナリテ准ヘガタシ。

今度ハ堀川院ノ御時、嘉承二年十二月、因幡守正盛ガ前対馬守源義
親ヲ追討ノ為ニ、出雲国ヘ下向セシ例トゾ聞ヘシ。鈴バカリハ賜テ、
革ノ袋ニ入レテ、人ノ頸ニ懸ケサセタリケルトカヤ。（将門追討の
事例）：朝敵ヲ平グル儀式ハ、上代ハカクソナムナルニ、維盛ノ
撃手ノ使ノ儀式、先蹤ヲ守ラヌニ似タリ。ナジカハ事行ベキトゾ、
時人申合タリケル。（卷五、二十一）「頼朝追討スベキ由官符ヲ下サル
ル事」・二二一「将門ヲ追討セラルル事」、八四ウ〜八八オ）

維盛等を大將軍とする三万余騎の追討軍が、先例とは異なり、節刀
を拝受することなく発向したとする話。物語によれば、この時、征夷
大將軍に授けられるべき節刀は、もはや平家の手元にはなかった。先
の③の記事に見るように、節刀は、神々の議定により、八幡大菩薩の
手を介して既に頼朝の手にあった。追討使が節刀を拝受せず下向した
ことを平家物語諸本のいずれもが特記する理由には、こうした事情が
あったのである。この〈延〉に見る、平家から源氏への征夷大將軍の
交替を、節刀（銀ノ蛭卷シタル小長刀）の授受により説明する平家物
語の歴史叙述の一貫性に気付けば、卷八に見る、頼朝の征夷大將軍任

官記事は、物語の虚構とは言え、物語が周到に用意した一連の記事の一つであることに気付く。

〈盛〉も同様に読み取りうるのであろうか。検証してみよう。〈盛〉には、当該記事を含めて、以下見るように六箇所ある。

A 銀ニテ蛭卷シタル小長刀盛国ニ持セテ、中門ノ廊ニ出合レタリ（巻五―三二七頁）

当該記事。〈盛〉の独自記事。〈延〉に倣えば、清盛は本来は朝家を守るべき節刀を盛国に持たせていたことになるが、果たしてそのように読み取りうるのか。

B 入道ハ加様ニ人々禁置テ後モ、猶不安オボサレケレバ、生衣ノ帷ノ脇搔タルニ、赤地錦鍔直垂ニ、白金物打タル黒糸威ノ腹卷ニ、打刀前垂ニ指、当初安芸守ト申時、厳島社ノ神拝ノ次ニ、蒙靈夢賜ルト見タリケルガ、ウツ、ニモ実ニ有ケル銀ノ蛭卷シタル手鋒ノ秘蔵シテ常枕ヲ不放被立タル、鞘ハツシ左ノ脇ニ挟テ、中門ノ廊ニ被出タリ（巻六―三七七―三七八頁）

〈延〉の①に該当する記事。次のCに、厳島神拝の時の霊夢が具体的に明かされる。

C 入道ニ申ケルハ、「此大塔造営コソ返々日出覚レ。又所望申度事侍リ。安芸厳島ト、越前ノ氣比トハ、西海北陸境異ナレドモ、金剛胎蔵ノ両界トシテ、目出キ所ニテ侍也。氣比ノ社ハ繁昌セリ。厳島ハ荒廢シテ候。此事大ニ歎思フ。相構テ崇修理シ給へ。サラバ我身ノ栄花ヲモ開キ、子孫ノ繁昌疑ナシ」ト云カケテ出給フ。……大明神内侍ニ移テ有御託宣。「ヤ、安芸守殿。高野ニテ夢ニ告知セ奉シハ、此大明神也。夢ノ告不空。角懸ニ奉崇敬事、返々神妙、神約ナレバ

子孫マデモ可守」トテ、明神アガラセ給ニケリ。掲焉也シ事共也。

懸ケレバ入道俗体ノ昔ヨリ、出家ノ今ニ至ルマデ、信仰帰依怠ラズ。サレバ子息兄弟、太政大臣大将ニ至リ、国郡庄園朝恩ニ飽満給ヘリ（巻十三―一九七―一九九頁）

〈延〉②では、夢醒めて実際に手にした「銀ノ蛭卷シタル小長刀」こそ、「朝ノ御守リト成ル者」が持つ節刀（節度ト云フ劍）であったが、〈盛〉では、波線部に見るように、平家の繁昌が約束されたのであって、AやBに見る、「銀ニテ蛭卷シタル小長刀」との関連は辿れない。

D 座上ノ人ノ赤衣ノ官人ヲ召テ仰ケルハ、「下野守源義朝ニ被預置御劍、イサ、カ朝家ニ背ク心アリシカバ、召返シテ清盛法師ニ被預給タレ共、朝政ヲ忽緒シ、天命ヲ悩乱ス。滅亡ノ期既ニ至レリ。子孫相続事難。彼御劍ヲ召返ナリ。汝行テ劍ヲ取テ、故義朝ガ子息前右兵衛権佐頼朝ニ預置ベシ」ト有ケレバ……朝敵誅罰ノ大將軍ニハ、節刀ト云御劍ヲ給習也。太政入道日比ハ四夷ヲ退ケシ大將軍ナリシカ共、今ハ勅宣ヲ背ニ依テ、神明節刀ヲ被召返ケリ（巻十七―四三―四七頁）

〈延〉の③に対応する記事。当初義朝に預け置かれていた御劍は、平治の乱における朝敵行為により清盛に預け置かれたが、平家の悪行故に、清盛からさらに頼朝に移し置かれることになったとする。その「御劍」こそ、「節刀」であったのだが、それが、〈盛〉では、〈延〉②③に見るように「節刀」と「銀ニテ蛭卷シタル小長刀」との関連が辿れないため、〈盛〉のABCとDとの関連は辿れない。

E 佐殿ハ小具足付テ縁ノ上ニ小長刀突立給ヘリ。……佐殿景廉ヲ呼返テ、火威ノ鍔ニ白星ノ甲取具シテ、其上ニ、「夜討ニハ太刀ヨリ柄

長物ヨカルベシ。是ニテ敵ノ首ヲ取テ進ヨ」トテ、小長刀ヲ給フ。

是ハ故左馬頭義朝ノ秘藏ノ物也ケルヲ、流罪ノ時父ガ形見ニモ見ントテ、池尼御前ニ申請テ下給タリケル也。銀ノ小蛭巻ニ日貫ニハ法螺ヲ透シテ、義朝身ヲ不放持レタリシ宝物ナレドモ、且ハ軍ヲ進ンガ為、且ハ事ノ始ヲ祝ハントオボシテ給ニケリ。景廉是ヲ給テ、左殿ノ雜色一人洲前三郎下人二人、已上五騎ニテ八牧城ニ推寄ス（巻二十一—二六—二二八頁）

〈延〉の④に該当する記事だが、義朝秘藏の「銀ノ小蛭巻」の「小長刀」とは、Dに見る初め義朝に預け置かれていた「節刀」のことではない。Dでは、当初義朝が持っていた「御剣」（節刀）は、平治の乱を経過して清盛に、ところが悪行によって、再び頼朝の手に渡ったとする。ところが、Eでは、「義朝ノ秘藏」の「銀ノ小蛭巻」を、頼朝が流罪の折に、父義朝の形見にしようとして、池禪尼に懇願して貰い受けたとするわけだから、ABの「銀ノ蛭巻シタル小長刀（手鋒）」のこともないし、Dの清盛から頼朝に預け置かれた「節刀」のことでもない。

F抑朝敵追討ノタメニ、外土へ向先例ヲ尋ニ、大將軍先參内シテ節刀ヲ給ルニ、……サレドモ承平天慶之前蹤、年久シテ難准トテ、今度ハ堀川院御宇嘉承二年十二月ニ、因幡守平正盛ガ、前対馬守源義親ヲ追討ノ為ニ出雲国へ発向セシ例トゾ聞エシ。鈴バカリヲ給テ、革袋ニ入テ人ノ頸ニ懸タリケルトカヤ（巻二十三—三九六—三九七頁）

〈延〉の⑤に該当する記事。〈盛〉の場合も、Dにより、節刀は、この時頼朝の手にあったわけだから、平家の追討軍が節刀を賜ることはなかったとするのは納得できよう。しかし、ABCDEとの連関は認め

られない。

以上からすれば、Aの当該記事は、Bによれば、厳島社神拝の折に、霊夢を得て入手したものであった。しかし、同じ厳島明神が平家の繁栄を約束したとするCとの関連は辿れない。結局、〈盛〉編者は、〈延〉に見る①から⑤に見る連関を理解できなかったと同時に、さらに新たな記事を増補し、改変を施したため、当初有った連関を断ち切ることとなり、未整理な形を露呈していると考えられる。○中門ノ廊ニ

出合レタリ「中門ノ廊」〈闕・延・長・覚・同、〈中〉「中門」〈上一七八頁〉。川本重雄によれば、中門廊の内側の建物に昇殿できるのは限られた人たちだけで、それ以外の人と会見する場合は、主人の側が中門廊の外側へ出ていく必要があったという（二三頁）。中門の廊には、以下に見るように三つの用途があったと考えられる。①言談の場。『愚昧記』「参院。于時朝座終頭也。夕座論議了退出。但於中門廊与前治部卿・左宰相中将等暫言談」（治承元年五月十日条）、『殿曆』「辰刻許権大納言〈家忠〉卿被参*。於中門廊相合。大將所望間事被示合。巳刻許被退出了」（康和五年十一月十一日条）。②取次の場。『山槐記』「予相具令参向宗房法師家、先留馬於門外。於中門廊以人申入。即可来此方之由被示」（久寿三年二月二十五日条）、『兵範記』「此間自春宮女御殿被献薰物〈銀龜納之、居手宮蓋、敷白薄様〉。筑前守頼季為御使。左中弁資長朝臣於中門廊相逢。申事由於殿下」（保元二年十一月十二日条）。③命令伝達の場。『山槐記』「大理於中門廊召檢非違使章貞、仰可令壞小屋等之由」（治承四年二月十四日条）、『兵範記』「正五位下平重衡〈女御殿御給、次向殿上。於座上仰左府。左府即可伝宣由被仰下官。下

官於「中門廊」召少内記経長、於欄下「仰之」(仁安三年正月六日条)。外部の世界との境界(中門の廊)に来たことで、「言談」(雑談など)が可能となり、一方、外から来た者はここで内部に取次を願う場ともなった。また、内部の者が外へ命令を伝える場ともなった。『愚昧記』「於「西中門廊」与「権中納言・堀川宰相」乍「立暫言談」(治承元年四月二十三日条)に見るように、「中門廊座」で謁見する場合も、「乍立」言談する場合もあるが、基本的には座って言談したかと考えられる。

○行綱申ケルハ、「院中ノ人々兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラル、事ハ、知召レ候ヤラン」ト申ス。この前に、「延・長」は、暑いさなかの折の清盛の装束を具体的に記し、さらに「延・長・屋・覚・中」は、何事かと尋ねる清盛に、行綱は、「イト忍テ可申」事候テ、昼ハ人目ノツ、マシサニ、態ト夜ニマギレテ参テ候」(「延」巻二一―四ウ)と答えたとする。○入道「其事ニヤ、西光法師ガ依讒奏、山門ノ大衆ヲ可被責ト聞ユ。サマデノ御企有ベシ共覚ズ」ト、イト事モナゲニ宣フ。行

【引用研究文献】

- * 生形貴重「武具伝承と物語の構想」(日本文学三三卷一二号、一九八三・12。『平家物語』の基層と構造―水の神と物語―近代文藝社一九八四・12)
- * 川合康①「鹿ヶ谷事件」考(立命館文学六二四号、二〇二一・1)
- * 川合康②『源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館二〇〇九・11)
- * 川本重雄「貴族住宅」(小泉和子・玉井哲雄・黒田日出男編『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会一九九六・11)
- * 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯(上)」(国語国文六四卷一二号、一九九五・12)
- * 高橋昌明『平清盛 福原の夢』(講談社二〇〇七・11)
- * 早川厚一「平家物語の成立―頼朝と征夷大將軍―」(国語と国文学七四卷二二号、一九九七・11)。『平家物語を読む―成立の謎をさぐる―』和泉書院二〇〇〇・3所収。引用は後者による。

綱の注進に対して、それは山攻めと聞くとの清盛の返答は、「延・長・屋・覚・中」にも共通して見られるが、ここで「西光法師ガ依讒奏」とするのは、「盛」の独自異文。これまでにも、西光の讒奏によるというのは、ほとんどの諸本に共通する傾向だが、中でも、「盛」が、西光の讒奏を特筆する傾向は、本全釈の注解「悲哉、西光一人ガ姦邪ニ依テ、忽ニ円融十乗ノ教法ヲ亡ン事ヲ」(二三八―三九頁)、「姦臣ノ讒訴ニ依テ、実否糺サレズ、重科ニ被行給ハン事、末代ト云ナガラ心憂次第二非ヤ」(一四―七九頁)等で指摘した。なお、先述のように、二十四日には院の使者が山門攻撃の企図を清盛に伝えていたとされるので、清盛が行綱の中言に対してこのように答えたのも当然ということになる。清盛としては院中の動きを大衆による明雲奪還以降の動静として認識しているのであり、以前から密かに進められていた成親等による謀議については、全く把握していないということになる。

*元木泰雄「多田行綱と源義経の挙兵」（市史研究さんだ九号、二〇〇七・3）

行綱居寄テ私語ケルハ、「其義ニハ侍ラズトヨ。御一門ノ事ニ候。仮令バ新大納言殿使ヲ以テ、『可レ申事アリ。可レ立寄』ト承シ間、如御説山門ノ事ト存候テ、中御門ノ宿所ヘ罷向之。処ニ、『行綱見え来ラバ、鹿ノ谷ヘ可レ参トゾ仰也』ト申間、則レ見廻シ侍レバ、馬車其数立並タリ。分入ミレバ酒宴ノ座席也。人々目ニ懸テ『其ヘ々』ト申ニ付テ著座ス。ヤカテ酒ヲス、ム。当座ニハ新大納言家父子、近江中將入道殿、法勝寺執行法印、平判官康頼、西光法師ノ候キ。行綱酒三度タベテ後、大納言宣シハ、『平家』ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉嘲朝家之間、可レ追討之由、被レ下院宣タリ。但源平両氏ハ、昔ヨリ朝家前後之將軍トシテ、逆臣ヲ誅戮シテ所蒙異賞也。サレバ今度ノ合戦ニハ、御刃ヲ憑。可レ有其意』ト被レ仰問、コハ浅間敷事カナ、イカダ返答申ベキト存ゼシカドモ、左程ノ座席ニテ而モ院宣ト仰ラレンニ、争カ叶ジトハ可レ申ナレバ、『左モ右モ勅定ニコソ』ト申侍シ程ニ、折節一村雨シテ山下風ノ風烈ク吹侍シニ、庭ニ張立置タル傘共ノフカル、ニ、馬共驚駢躍。踏合食合ナンドスルヲ見テ、末座ノ人共ノ立騒。直垂ノ袖ニ瓶子ヲ係テ引倒シ、其頸ヲ打折テ侍シヲ、座席静テ後、大納言殿、『ア、事ノ始ニ平氏倒タリ』ト宣シカバ、満座咲壺ノ会ニテ侍キ。是コソ浅間敷事云タリト存ゼシニ、申モ口恐シク侍レ共、西光法師倒タル瓶子ノ頸ヲバ取テ、『大路ヲ可レ渡』ト申テ、康頼ツト立テ、『当職ノ檢非違使ニ侍』トテ、烏帽子懸ヲ以テ瓶子ノ頸ヲ貫捧テ、一時舞テ広縁ヲ三渡持廻シテ、『獄門ノ木ニ懸』ト申テ、縁ノ柱ニ結付テ侍シ事、身ノ毛豎テ浅間敷コソ侍シカ。

【校異】1〈蓬〉「侍らすとよ」。2〈近〉「しん大なごんとつかひを」。〈蓬〉「新大納言殿のつかひを」。3〈蓬〉「御定のことく」。4〈近〉「なかのみかとの」。〈蓬〉「中御門の」。5〈蓬〉「所に」。6〈近〉「まいるへしと」。〈蓬〉「参へきとの」。7〈近〉「うちこえて」。〈蓬〉「うち越て」。8〈近〉「見まはし侍れは」。〈蓬〉「見めくらし侍れは」。9〈近〉「たちなみたり」。〈蓬〉「立ならひたり」。10〈近〉「ざしきなり」。11〈近〉「テ」なし。12〈近〉「つけて」。〈蓬〉「付て」。13〈蓬〉「着座す」。14〈近〉「しゆを」。〈蓬〉「酒を」。15〈近〉「はつせうじのしゆぎやうほうあん」。〈蓬〉「法勝寺執行法印」。16〈近〉「へいはうぐはん」。〈蓬〉「平判官」。17〈蓬〉「ゾ」なし。18〈近〉「さけ」。〈蓬〉「酒」。19〈近〉「テ」なし。20〈近〉「てうけをあさむきたてまつるの」。〈蓬〉「朝家を嘲たてまつるの」。21〈近〉「てうけせんこの」。〈蓬〉「朝家前後の」。22〈近〉「テ」なし。23〈近〉「いしやうをかうふる所也」。〈蓬〉「異賞をかうふる所也」。24〈近〉「こころ」。〈蓬〉「心」。25〈近〉「山おろしの」。〈蓬〉「山風の」。26〈近〉「からかさの」。〈蓬〉「笠ともの」。27〈近〉「おとろぎ」。〈蓬〉「驚て」。28〈近〉「まつぎの」。〈蓬〉「木座の」。29〈近〉「たちさはぎ」。30〈蓬〉「直垂の」。31〈蓬〉「侍候しを」。32〈近〉「しづまで」。〈蓬〉「しつまりて」。33〈近〉「たふれたりと」。〈蓬〉「たをれたりと」。34〈近〉「侍るとて」。〈蓬〉「侍れはとて」。35〈近〉「急ほうしかけて」。〈蓬〉「急ほうしかけを」。36〈近〉「まふて」。〈蓬〉「舞て」。37〈近〉「三度」。〈蓬〉「三度」。38〈近〉「もてまはして」。〈蓬〉「もち廻して」。39〈近〉「かくと」。〈蓬〉「かくると」。40〈近〉「あさましうこそ」。〈蓬〉「あさましうこそ」。

【注解】○行綱居寄テ私語ケルハ、「其義ニハ侍ラズトヨ」「居寄テ」は、〈闘・屋・覚・中〉が記すように、小声で話すため近づく様子。〈覚〉「ちかうより」（上―七六頁）。〈盛〉「大納言行綱ガ膝近居ヨリテ、耳ニ口ヲ差寄テ私語事ハ」（一―一六二―一六三頁）。〈闘〉は、例の布を取り出して話したとする。〈闘〉の場合、『愚管抄』と同様に行綱は、布を裁ち縫うことなく、証拠の品として布を差し出したことになる。

○御一門ノ事ニ候。仮令バ新大納言殿使ヲ以テ：山門攻めのことではございません。平家御一門に関わることでございます。「仮令バ」は、詳しく言えばの意。〈盛〉「時ノ横災ハ、権化ノ人モ猶遁レ給ハザリケルニヤ、大唐ノ一行阿闍梨ハ、無実ノ讒訴ニ依テ火羅国ヘ流サレ給ヒケリ。タトヘバ一行ハ玄宗皇帝ノ御加持ノ僧ニテ御座シガ、而モ天下第一ノ相人ニ御座ケル」（一―三〇五頁）。「仮令バ」以下の内容は、行綱が、成親から与同の誘いを受け、酒宴の場に行くことになる内容で、〈盛〉の独自異文。○如御説山門ノ事ト存候テ 清盛様も先ほどおっしゃったように、私もその時、山門攻めのことかと存じ上げましての意。〈盛〉の独自異文。清盛は、行綱に対して「山門ノ大衆ヲ可被責ト聞ユ」と答えているが、先述のように、これは明雲奪還以降の動静についての認識ということになる。一方、卷三の鹿谷寄合場面や卷四冒頭の鹿谷酒宴場面に記されていたような、成親を中心とした院中の人々の合戦準備は、明雲を巡る一連の騒動以前から密かに進められていたものである。行綱は鹿谷寄合場面ですでに成親の計画に加担しており、酒宴への呼び出しもずっと以前のことであったにもかかわらず、謀議と知りつつ呼び出しに応じたことと清盛に知られたくないので、「自分も酒宴への呼び出しを清盛と同様に山門のことかと理

解していた」と弁明していることになる。〈盛〉における行綱の中言は、謀議を密告しつつ自身は責任逃れをしようと、様々に取り繕っている様が描かれる。○中御門ノ宿所 当初成親の宿所に向かったのである。成親邸は、中御門北東洞院西にあった。『玉葉』「中御門東洞院故成親卿家」（文治四年八月四日条）。本全一〇―一六頁「中御門高倉ノ宿所」項参照。○行綱見え来ラバ、鹿ノ谷ヘ可参トゾ仰也 〈盛〉の独自異文。成親邸の家人が、行綱がやってきたら、鹿谷へ参れと成親様がおっしゃっていましたと伝えたとする。実際は、行綱は鹿谷寄合以前に成親に呼び出されて謀議を持ちかけられているわけだが（卷三「成親謀叛」）、そのことは伏せておきたいので、清盛に対しては、山門攻めの件であると理解して特に不思議と思うことなく、鹿谷に向かったと説明していくことになる。○則打越テ見廻シ侍レバ すぐに鹿谷に到着して、辺りを見回してみますとの意。〈延〉「火打城追落シテケレバ、ヤガテ加賀ニ打越テ、越中国社浪山ヲ越ムトス」（卷七―一四ウ）。成親から何も知らされずに、取り敢えず指示どおり鹿谷に行ったことを、行綱は清盛に訴えようとしたのであろう。本全の注解「山下ノ風ニ笠其吹レテ倒ケレバ」（一―一―一三頁）参照。何も知らされずに行っただけなのだ、自分に都合の良い物言いと考えられよう。○ヤガテ酒ラス、ム これ以下の記事は、卷四冒頭の鹿谷酒宴場面と重複する記事だが、当該話では、行綱の視点から、酒盛の狂態を具体的に描き直す。○当座ニハ新大納言家父子、近江中將入道殿、法勝寺執行法印、平判官康頼、西光法師ゾ候キ 卷四冒頭の鹿谷酒宴場面では、「人々多」としか記されていないかった。諸本も、酒盛の狂態の中で演じた人々を描く中で、何人かの名前を記したりは

するが、このようにまとめて参集者の名前を記すのは、〈盛〉の独自異文。他本では成親の企てに加わった人名の列挙であって、酒宴参加者としてではない。その中で、「新大納言家父子」として、成親の子成経を記す点注意される。成経は、この後、父成親と共に捕らえられ、鬼界ヶ島に流されるが、鹿谷の寄合に、成経も参加していたことを記すのは〈盛〉の場合こだけだが、〈延・長〉では、この後の教訓状の前の場面で、西光の白状を清盛が告げる中で、成経も又父と共に参画していたことを記す。〈延〉「成親卿父子ガ謀叛ノ企ハ枝葉ニテ候ケルゾ」（卷三—一四—一オ）、〈長〉「成親父子がむほんのくはたては、事のはじめにてぞ候けるぞ」（一—一六六頁）。○行綱酒三度タベテ後〈盛〉の独自異文。卷四冒頭の鹿谷酒宴場面では、「蔵人居直り畏テ、三度吞テ布ニ手打係テ押除タレバ、郎等ヨツテ取之」とあった。つまり、鹿谷酒宴場面では、成親が、「尋常ナル白布五十端取出シテ」、引き出物として行綱に渡す場面が描かれていたのだが、行綱の言葉からは、その場面は意図的に省かれている。その白布は既に断ち縫われていて、今更それを証拠の品として差し出さうものならば、かえって積極的な関与を疑われかねず、この後に、「五十端ノ白布ヲバ、一端モ語ザリケリ」と記すように、行綱は、この場面では口をつぐんでいるのである（井上翠八頁）。行綱がその場面を話さなかったのにはそうした事情があったのである。○平家ハ悪行法三過テ、動スレバ奉嘲朝家之間、可追討之由、被下院宣タリ 〈盛〉の独自異文。〈盛〉では、成親が、平家の苛政により、平家を討つべき院宣が下されたことを行綱に告げる場面は、卷四冒頭の鹿谷酒宴場面にはなく、卷三「成親謀叛」の鹿谷寄合記事に次の様に見える。「成親不思議院宣ヲ下賜レリ。

其故ハ、平家朝恩ノ下ニ居ナガラ朝家ヲ蔑ニシ、一門國務ヲ執行、国主ヲ蔑如ス。悪行年ヲ重、狼藉日ニ競リ。依之彼一類ヲ可追討之由、仰ヲ承」（一—一六三頁）。話の内容としては、行綱を仲間に見せたい場面である卷三の鹿谷寄合記事にふさわしいと言えるが、この後にも、卷四冒頭の鹿谷酒宴場面での光景が記されるように、両場面が混在して混在しているとも解しうるし、あるいは何度も寄合に行つたことを清盛に悟られないためにも、意図的にいくつかの場面の光景を最初の勧誘の場面として話しているとも取れようか。なお、この時、院宣が下されたことについては、本全釈の注解「成親不思議院宣ヲ下賜レリ」（一〇—七頁）参照。○但源平両氏ハ、昔ヨリ朝家前後之將軍トシテ、逆臣ヲ誅戮シテ所蒙異賞也 〈盛〉の独自異文。源平両氏は、昔より朝家の左右の將軍として、逆臣を誅伐して格別なる褒賞を受けてきたの意。同様な表現は、卷二にも次の様であった。「昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来、皇化ニ随ズ朝憲ヲ軽ズル者ヲバ、互ニ誠ヲ加シカバ、世ノ乱ハナカリキ」（一—七七頁）。しかし、保元に為義が斬られ、平治に義朝が討たれて後は、末々の源氏はある者は流されたり討たれたりして、今は平家の一類のみが武威を誇り政を恣にしていると続く。つまり、朝憲を軽んじた者達は、朝家の命を受けた源氏や平氏によって討伐されるべきであるという論理がそこから浮かび上がるのだが（早川厚一、九四〜九五頁）、今回、院宣が下され、その院命を受けた多田行綱が平家討滅を行おうとするところが、なぜ批判的に描かれようとするのか。その最大の因は、今回の平家討滅が、成親の私怨により行われようとしていることにある。このように朝憲の論理のよりどころとなる院宣が成親によって主張さ

れるのは、〈盛〉独自の結構であるが、「成親不忠寄院宣ヲ下賜レリ」

一〇一七頁参照）、あくまでも成親の口から語られているのみで、院

の関与を明確化する鹿谷酒宴への参列も、他の諸本とは異なり、〈盛〉

では静賢によって阻止されているのも、院の関与を薄め成親の独断を

印象づけるものとなっている。○サレバ今度ノ合戦ニハ、御辺ヲ憑。

可有其意 前項に見るように、これまで逆臣は、朝家の命を受け、源

氏や平氏の両氏によって果たされてきた。故に、今度の合戦であなた

にお願ひするのは、そういった意味があるのですの意。○コハ浅

間敷事カナ、イカゞ返答申ベキト存ゼシカドモ… 〈盛〉の独自異文。

成親の恣憑に対して、なんていうことだと驚きあきれたものの、成親

に与同する多くの人々がいる前で、それも院宣が下されたとの言を前

にして無下に断ることもできない苦衷の思いを弁明する。行綱の、自

分の罪が問われないように、慮った物言いと考えられよう。○左モ

右モ勅定ニコソ 先に成親が、「被下院宣タリ」と言ったことに対し、

いずれにしても帝のお言葉に従いますの意。卷三「成親謀叛」では、

行綱は「深く憑給へ。承侍ヌ」（一六三頁）と答えたことになってい

たが、そのことは清盛には言わず、勅定を理由に言い逃れをしている。

○折節一村雨シテ山下風ノ風烈ク吹侍シニ、庭ニ張立置タル傘共ノ

フカル、ニ、馬共驚驛躍、蹈合食合ナンドスルヲ見テ… 風に煽られ

て吹き倒された傘の音に驚いて、馬が暴れ、酒宴の騒動となる当該記

事は、卷五の当該記事や、近似する卷四冒頭記事共に、〈盛〉の独自

記事。次に、卷五の当該記事と卷四冒頭の鹿谷酒宴記事とを比較し検

卷五

①折節一村雨シテ

山下風ノ風烈ク吹侍シニ、庭ニ張

立置タル傘共ノフカル、ニ、

馬共驚驛躍、蹈合食合ナンドスル

ヲ見テ、

③末座ノ人共ノ立騒。直垂ノ袖ニ

瓶子ヲ係テ引倒シ、其頸ヲ打折テ

侍シヲ、

④座席静テ後、大納言殿、「ア、

事ノ始ニ平氏倒タリ」ト宣シカ

バ、満座咲壺ノ会ニテ侍キ。

⑤是コソ浅間敷事云タリト存ゼ

シニ、申モ口恐シク侍レ共、

⑥西光法師倒タル瓶子ノ頸ヲバ

取テ、『大路ヲ可渡』ト申ヲ、

⑦康頼ツト立テ、

⑧『当職ノ檢非違使ニ侍』トテ、

卷四

①庭ニハ用意ニ持タリケル傘ヲ

アマタ張立タリ。山下ノ風ニ笠共

吹レテ倒ケレバ、

引立々々置タル馬共驚テ、散々ニ

驛踊食合蹈合シケレバ、

②舍人雑色馬ヲシヅメント、庭

上々ヲ下へ返テ狼藉也。

③酒宴ノ人々モ少々座ヲ立ケル

ニ、瓶子ヲ直垂ノ袖ニ懸テ、頸ヲ

ゾ打折テケル

④大納言見之、「戯呼、事ノ始ニ

平氏倒侍リヌ」ト被申タリ。面々

咲壺ノ会也。

⑦康頼突立テ、

⑨「大方、近代アマリニ平氏多シ

テ持酔タルニ、既ニ倒亡ヌ。

⑩烏帽子懸ヲ以テ瓶子ノ頸ヲ貫
捧テ、一時舞テ

⑩倒タル平氏項ヲバ取ニ不如」ト
テ、是ヲ差上テ一時舞タリ。

⑥サテ、取タル首ヲバ可懸也ト
テ、大路ヲ渡スト云テ、

⑪広縁ヲ三渡持廻シテ、『獄門ノ
木ニ懸』ト申テ、縁ノ柱ニ結付テ
侍シ事、

⑪広縁ヲ三度廻シ、獄門ノ樗木ニ
係ト名テ、大床ノ柱ニ烏帽子懸ニ
ツラヌキテ結付タリ。

⑫身ノ毛豎テ浅間敷コソ侍シカ

卷四の①では、降雨に備えて用意して持ってきた傘が、たくさん
張り立ててあったのに、山嵐の風が吹いて、多くの傘を吹き倒したの
であろう。一方、巻五の①では、ちょうどその時急に雨が降ってきて、
山嵐の風が激しく吹きました時に、庭に張り立てて置いてある傘が吹
かれるとの意。「山下風」については、本全釈の注解「山下ノ風ニ笠
共吹レテ倒ケレバ」（一一—一三頁）参照。巻五の②は該当句なし。
一方、巻四の②では、暴れる馬を静めようと大騒ぎする舎人や雑色の
姿が描かれるが、巻五の②でそうした叙述がないのは、この後の酒宴
の狂態を描くことにむしろ関心があったとも、あるいは、巻五の②は、
行綱の視点からの叙述であるのに対し、巻四の②は、全知視点からの
叙述であるからそうした詳細が記されたとも取れようか。次に、巻五
の③「末座ノ人共」とは、巻四の③「酒宴ノ人々」のこと。このよう
に、〈盛〉は、巻五・巻四いずれにおいても、立ち騒いだ時に、直垂
の袖に瓶子を引き掛けて、瓶子の首を折った人物を特定しないが、諸
本では、巻四の当該記事では、〈鬮・延・南・屋・寛・中〉は、静憲
の後白河法皇への諫言を聞いた成親が怒って立ち上がった時に瓶子を

倒したとする（但し、〈四〉は、〈盛〉と同様に人物を特定しない）。

〈盛〉の巻五の③「末座ノ人共」には、「末座ノ人共」とある点や、次
に「大納言殿」つまり成親が登場することからも、成親は含まれない。

次に、〈盛〉の巻五の④の「座席静テ後」の場合、座が静まった後の
意となるが、当該記事を欠く巻四の記事の場合は、瓶子の首を折った
その時、成親がこれを見ての意となり、猿楽としての当意即妙性を強
調して描くことになろう。本全釈の注解「大納言見テ、戯呼、事ノ
始ニ平氏倒侍リヌ」ト被申タリ」「面々咲壺ノ会也」（一一—一四頁）
参照。次に巻五の⑤⑥。成親殿の発言こそ、大変なことを言ったと存
じ上げますのに、ましてや口に出すのも恐ろしく思われますればど
も、西光法師が倒れた瓶子の首を取って、「瓶子（平氏）の首を大路
渡しせよ」と申すとの意。なお、〈盛〉巻四の鹿谷酒宴場面では、西
光の姿は全く現れず、康頼一人の猿楽の事として記される。これに対
して、巻五の当該記事や、巻七の「信俊下向」には、酒宴の折の所業
が記されるその中に、西光が康頼の相手役として登場する。これを高
橋伸幸は齟齬と解するが、以上のことの具体的な考察については、本
全釈の注解「大方、近代アマリニ平氏多シテ持酔タルニ、既ニ倒亡
ヌ。倒タル平氏項ヲバ取ニ不如」トテ、是ヲ差上テ一時舞タリ」（一一
—一四—一五頁）参照。次に、巻五・巻四の⑦については、本全釈の
注解「康頼突立テ」（一一—一四頁）参照。次に、巻五の⑧は、康頼
は、現任の検非違使でありますと言つての意。賀茂の河原まで持参さ
れた首を検非違使が受け取って、大路を渡し獄門の木に懸けた（菊地
暁二頁）、そのことを模したもの。この時、康頼は、検非違使であつ
た。次に、巻五の⑩について。「烏帽子懸」の語は、巻四の⑩に見える。

烏帽子懸の紐を、折れた瓶子の首に差し込んだのを捧げ持って、一時程舞ったの意。本全釈の注解「獄門ノ樗木ニ係ト名テ、大床ノ柱ニ烏帽子懸ニツラヌキテ結付タリ」(一一一―二六頁)参照。次に、巻五の⑩について。広縁を折れた瓶子の首を持って三回り、「獄門の木に懸ける」と言って、広縁の柱に結びつけていました事の意。本全釈の注解「獄門ノ樗木ニ係ト名テ、大床ノ柱ニ烏帽子懸ニツラヌキテ結付

【引用研究文献】

- * 井上翠 『源平盛衰記』の方法―繰り返しの技法について―(早稲田大学大学院教育学研究科紀要一九号2、二〇一二・3)
- * 菊地暁 「大路渡」とその周辺―生首をめぐる儀礼と信仰―(待兼山論叢二七号、一九九三・12)
- * 高橋伸幸 『源平盛衰記』の記述矛盾―「鹿谷酒宴」を廻って―(土庫「平安博物館だより」三八、一九八六・4)
- * 早川厚一 『平家物語を読む―成立の謎をさぐる―』(和泉書院二〇〇〇・3)

タリ」(一一一―二六頁)参照。巻五⑤・⑩において、行綱が酒宴での所業を「浅間敷」思っていたことが繰り返し主張される。先に成親に平家討滅を持ちかけられた際にも「コハ浅間敷事カナ、イカダ返答申ベキト存ゼシカドモ」(三一九頁)と述べており、行綱は終始一貫して成親らの言動に対して否定的であったことを強調している。

何¹ノ弓矢取ト云²事ナク、当時一旦ノ君ノ御糸惜³ニ誇テ、西光ガ我一人ト事行ジテ申振舞シ事、⁴下刻上之至也ト不思議ニ存ジ侍キ。法皇ノ御幸モ成ベキニテ候ケルヲ、⁵静憲法印ノ、⁶様々、『コハ浅猿^{あさまし}キ御事也。天下ノ大事只今⁷出来ナン。イカニ⁸三人勸申トテモ、国土ノ⁸主トシテ、争カ一天ノ煩ヲ引出シ、御坐スベキ』ナンド諫申ケルニ⁹依テ、御幸ハ止ラセ給ヌトゾ私語^{ささや}申候シ。ヤガテ鹿谷^{ろくが}究竟ノ城郭也トテ、¹¹其ニテ兵具ヲ¹²可調ト承キ。加様ノ事人伝ニ¹³被聞召^まナバ、誤ナキ行綱^{なり}マデモ¹⁴御勘当^{ごくわん}、後恐シク候ヘバ、内々^{ないづ}告知^{つげ}セ進スル也』トテ、人ノ能言^{のうべ}云タリシヲバ我申タルニナシ、我悪口吐タリシヲバ人ノ云タルニナシ、¹⁵殆有シ事ヨリモ過テハ云タリケル共、五十端ノ¹⁶白布ヲバ、一端モ語ザリケリ。入道大ニ¹⁷驚駭、手ヲ打、「君ノ御為ニ命ヲ捨ル事度々也。イカニ¹⁸人申トモ、争カ入道ヲバ子々孫々マデモ捨サセ給ベキ」トテ、座ヲ起チ、¹⁹障子ヲハタト立テ入給ヌ。行綱^{なり}ハアル事ナキ事、散々ニ²⁰中言シテ出ケルガ、入道ノ気色^{きしよく}ヲ見ツルヨリ²¹心騒シ、慥^{たしか}証人ニヤ²²立ラレンズラント恐シク覚エケレバ、取袴シテ足早ニ²³還ニケレ。

【校異】 1 〈蓬〉「いつの」。 2 〈蓬〉「事也」。 3 〈近〉「ほこて」、〈蓬〉「誇^{ホコリ}テ」。 4 〈近〉「げこくしやうの」、〈蓬〉「下剋上^{ゲコクシヤウ}の」。 5 〈蓬〉「静賢^{シヤウケン}法印^{ホウイン}の」。 6 〈近〉「やうく」に、〈蓬〉「さまく」。 7 〈近〉「いてきなん」、〈蓬〉「出来^{イデキ}りなん」。 8 〈近〉「ぬしとして」、〈蓬〉「主^{ヌシ}として」。 9 〈近〉「おはすきなど」、〈蓬〉「御座^{ミマサ}へきなんと」。 10 〈近〉「よて」、〈蓬〉「よりて」。 11 〈近〉「そこにて」、〈蓬〉「それにて」。 12 〈近〉「と、のふへしと」、〈蓬〉「調^{トウ}へきと」。 13 〈蓬〉「聞召^{キコシ}なは」。 14 〈近〉「御かんたうのおそろしく候へは」。 15 〈近〉「ほとく」、〈蓬〉「殆^{ホトト}」。 16 〈近〉「はくふをは」、

〈蓬〉「白布シロヌをは」。17 〈蓬〉「驚」なし。18 〈蓬〉「人の」。19 〈近〉「さうじを」。20 〈近〉「なかことして」。〈蓬〉「中言ナカコトして」。21 〈近〉「心さはきし」。〈蓬〉「心さはかし」。22 〈近〉「たてられんすらんと」。〈蓬〉「たてられんと」。23 〈蓬〉「帰カりにけれ」。

【注解】○何ノ弓矢取ト云事ナク、当時一旦ノ君ノ御糸惜ミニ誇テ、西光ガ我一人ト事行ジテ申振舞シ事、下剋上之至也ト不思議ニ存ジ侍キ 〈盛〉の独自異文。どここの武士と取り立てて言う程のこともなく、現在一時の後白河院のご寵愛を良いこととして、西光が我が物顔に事を行って振る舞うことは、下剋上のはなはだしきことと不思議に存じていましたの意。行綱に西光への批判を語らせるのは、明雲配流事件の元凶を西光の讒言と批判する〈盛〉の基本姿勢ともつながるものか。西光（師光）の素姓は不明だが、〈盛・南・覚〉は阿波の国の者とし、「阿波ノ忌部、忌部連」系図では、父は、「麻殖権大夫為光」とし（『平家物語大事典』による）、西光の子に師高・師経の他、四国に上陸した義経を先導したとされる近藤六親家を記す（『古代氏族系譜集成』中一九三三頁）。また、近世に編纂された『阿波志』では、師光は近藤と称し、柿原（現徳島県阿波市吉野町柿原）にいとと記す。いずれも、事実関係は不明だが、山下知之は、師光一族の本姓が近藤であった可能性は強いとする（二五四～二五七頁）。本全釈の注解「西光法師」（七一五～七五三頁）、「師光ハ阿波国ノ者」（一一二～一二二頁）参照。先に「師光ハ阿波国ノ者、種根田舎人也ケリ」（〈盛〉一～二〇五頁）とあった。田舎侍の西光が、後白河院の寵愛を良いことと、得意気に振る舞う様子を、下剋上のはなはだしきことと行綱が批判したところである。当然、清盛におもねっての発言でもあろう。同様の文言は、〈盛〉巻六の重盛の教訓状の前、重盛が父清盛に對面する場面に見られる。「入道ハヘラヌ体ニテ、抑此間ノ事、西光法師

ニ委ク相尋ヌレバ、成親卿ノ謀叛ハ事ノ枝葉也。実ハ叡慮ヨリ思食立ト承レバ、世ノ鎮ラン程暫ク法皇ヲ奉迎、片辺ニ御幸ナシ進セント存ズ。大方近來イトシモナキ者共ガ近習者シ、下剋上シテ折ヲ待時ヲ伺テ、種々ノ事ヲ勸申ナル間ニ、御軽々ノ君ニテハ御座、係乱国ノ基ヲモ思召立ケリ」（一三三～三五頁）。当該記事は、〈延〉も同様だが（〈延〉巻二一四二～四二ウ）、傍線部は〈長・盛〉（〈長〉一～一六六頁）にのみ見られるが、「下剋上」の語は〈長〉には見られない。○法皇ノ御幸モ成ベキニテ候ケルヲ、静憲法印ノ、様々、…法皇の御幸もあるはずでありましたのを、静憲法印が、色々への意。〈盛〉巻四冒頭の次の記事に呼応する。「法皇モ忍テ御幸有ベリカケルガ、故少納言入道信西ノ子息静憲法印ヲ召テ、此事ヲ被仰含ケリ。法印ハ、努々不可思食寄御事也…成親卿一人ガ勸ニヨツテ、万人悩乱ノ災ヲ致サシ事、豈天地ノ心ニ叶ハンヤ。全政道有徳ノ基ニ非ズ。コハ浅増キ御企也』ト大ニ諫申ケレバ、法皇ノ御幸ハ無リケリ」（一～二〇一～二〇二頁）。〈四〉もまた、鹿谷酒宴の場面で、後白河法皇と静憲の姿を記さないことからすれば、御幸はなかったとするのであろう。本全釈の注解「大ニ諫申ケレバ、法皇ノ御幸ハ無リケリ」（一一～一九頁）参照。〈鬮・延・長・南・屋・覺・中〉は、後白河法皇の御幸とその場における静憲の姿を記す。○イカニ人勸申トテモ、国土ノ主トシテ、争カ一天ノ煩ヲ引出シ御坐スベキ」ナンド諫申ケルニ依テ、御幸ハ止ラセ給ヌトゾ私語申候シ 前項引用の〈盛〉巻四冒頭の記事に「成親卿一人ガ勸ニヨツテ」とあるように、鹿谷の謀議に、成親は、後白

河院を誘い、院も御幸しようとしたが、静憲の諫言により、御幸を思
い止まったとする。鹿谷酒宴の当座に院の不参加が静賢による諫止の
結果だという噂でも流れたというのであろうか。問題は、行綱にこの
情報を語らせた意図である。〈盛〉には一貫して院の関与を希薄化し
て、焦点を西光・成親に集中しようとする意図が働いている。逆に
〈延・長・屋・覚・中〉では、〈延〉「抑此事ハ院ハ一定被知食タルカ」
との清盛の問いに『子細ニヤ及候。大納言ノ軍兵被催候シモ、院宣
トテコソ催サレ候シカ』。其外モ様々ノ事共云チラシテ」(巻二一―五
オ)と、院の関与が行綱によって証言されているが、傍線部に見るよ
うに、嘘も交えたものであったとするのであろう。なお、〈盛〉では
このように静憲が諫言して院の御幸を思い止まらせたことは、この後
にも記される。「ヤ、法印御房、御辺ハ物ニ心得給テ、成親卿ガ謀叛
ノ時、鹿谷ノ御幸ヲモ申止ラレタリシト承レバ、呼返奉テ申候ソ」(巻
十一「静憲入道問答」2―一九五頁)。なお、『愚管抄』によれば、後
白河院は鹿谷に御幸し、静賢も同道していたように読める。「東山辺
ニ鹿谷ト云所ニ静賢法印トテ、法勝寺ノ前執行、信西ガ子ノ法師アリ
ケルハ、蓮華王院ノ執行ニテ深クメシツカヒケル。万ノ事思ヒ知テ引
イリツ、マコトノ人ニテアリケレバ、コレヲ又院モ平相国モ用テ、
物ナド云アハセケルガ、イサ、カ山莊ヲ造リタリケル所へ、御幸ノナ
リノシケル」(旧大系二四四頁)。〈盛〉の記す、後白河院を諫言す
る静憲像は、この後、巻十一「静憲入道問答」で、清盛に忠臣の法を
説く静憲像にも重なる。「タトヒ叡慮御アヤマリ有テ、千万ニ一ツ人
望ニ背法ニ相違スル事侍バ、臣下ノ御身トシテハ、何度モ我御アヤマ
リナキ旨ヲ陳ジ可被申。是忠臣ノ法也」(2―二〇六頁)。〈鬮・延・長・

南・屋・覚・中〉ではいずれも院も静憲とともに鹿谷酒宴の場にいた
とするが、その一方で酒宴の場の後白河の姿を描かないのが〈四〉で
ある。〈四〉の場合は「鹿谷事件の因を、成親の私憤に求めようとし、(中
略)法皇側近の者達の驕りを批判しようとする当初の構想からは、事
件に法皇が直接関与するような形では法皇の御幸は描かれなかった」
(〈四評釈〉二―四三頁)と考えられるが、これに対して〈盛〉は、院
の関与を希薄化すること、及び静憲の賢臣像を描くことを目的に改変
したと考えられるだろう。なお、本全釈の注解「法皇モ忍テ御幸有ベ
カリケルガ、故少納言入道信西ノ子息静憲法印ヲ召テ、此事ヲ被仰含
ケリ」(一一―一三頁)参照。○ヤガテ鹿谷究竟ノ城郭也トテ、
其二テ兵具ヲ可調ト承キ 〈盛〉巻三「成親謀叛」に、「東山鹿谷ト云
所ハ、法勝寺ノ執行俊寛僧都ガ領也。後ハ三井寺ニ統テ如意山深、前
ハ洛陽遙見渡シテ而モ在家ヲ隔タリ。爰ゾ究竟ノ所也トテ、城郭ヲ構
兵杖ヲ用意ス」(1―一六三―一六四頁)とある。その内容を受ける。
○人ノ能言云タリシヨバ我申タルニナシ、我悪口吐タリシヨバ人ノ
云タルニナシ、殆有シ事ヨリモ過テハ云タリケレ共 行綱が、自分の
罪は問われないように、人の立派な発言については自分が言ったこと
とし、自分の言った悪口については、人が言ったこととし、事実以上
に大げさに話したとする点は、〈延・長〉も〈屋・覚・中〉もほぼ同
じ。〈鬮〉は該当語を欠く。〈延〉「内議支度シケル事、『其レハトコソ
申候シカ、カクコソ申候シカ』ト、人ノ古事云タルヨバ我申タリシト
云、我悪口シタリシヨバ人ノ申タルニ語りナシ、五十端ノ布ノ事ヲバ
一端モ云出サズ、有ノマ、ニハ指過テ、ヤウクサマノノ事共取
付テ細ク申ケレバ」(巻二―一四ウ―一五オ)、〈覚〉「俊寛がとふるま

うて、康頼がかう申て、西光がと申て、なんどいふ事共、はじめよりありのまゝにはさし過て言ひ散し」（上—七六頁）。〈盛〉は、この後に、「行綱ハアル事ナキ事、散々ニ中言シテ出ケルガ」とも記す。行綱のこのように事後を心配した物言いとしては、例えば、前節の記事から抜き出せば、「則打越テ見廻シ侍レバ」「行綱酒三度タベテ後」「平家ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉朝朝家之間、可追討之由、被下院宣タリ」「コハ浅間敷事カナ、イカ、返答申ベキト存ゼシカドモ」が該当しよう。それぞれの注解参照。○五十端ノ白布ヲバ、一端モ語ザリケリ。五十端の白布を、成親から受け取ったことを語れば、行綱は自らの積極的な関与を語ることに成り、現に前節の清盛への密告の場面では、五十端の白布については、一言も語っていない。五十反の白布について口を拭ったと記するのは〈延・長〉も同。〈闘〉のみ、『愚管抄』同様、「白布卅端」を持参したとする。○入道大ニ驚騒、手ヲ打、「君ノ御為ニ命ヲ捨ル事度々也」「手ヲ打つ」とは、ここでは、驚いたり悲しんだり怒ったりする際の感情表現を言う。〈延〉「蔵人手ヲ打驚テ」「サシモ君ノ執シ思食タリツル物ヲ加様ニシツル浅猿シキ事也」（卷六一—五オ）、〈延〉『コハイカナル事ゾ』トテ、手ヲ打テアサミケリ（卷八一—三二オ）。後白河院のために、命を捨てて戦ったことは、〈闘・延・長〉が記すように、保元の乱や平治の乱のことを特に言おう。〈延〉「保元平治ヨリ以来、君ノ御為ニ命ヲ捨ル事既ニ度々也」（卷二—一五オ）。○イカニ人申トモ、争カ入道ヲバ子々孫々マデモ捨サセ給ベキ」トテ、座ヲ起チ、障子ヲハタト立テ入給ヌ（〈闘・延・長〉ほぼ

【引用研究文献】

* 山下知之「阿波国における武士団の成立と展開—平安末期を中心に—」（立命館文学五二—二号、一九九一・6）

同。先に静憲の諫言に「イカニ人勸申トテモ：」とあったように、こころでも清盛の口から、「イカニ人申トモ：」と語られる。成親の口車に乗った後白河院の軽率さを批判しようとするもの。但し、〈延・長・屋・覚・中〉では、「乍恐君モクヤシクコソ渡ラセ給ハムズラメ。抑此事ハ院ハ一定被知食タルカ」ト宣ケレバ、『子細ニヤ及候。大納言ノ軍兵被催候シモ、院宣トテコソ催サレ候シカ』（〈延〉卷二—一五オ）と記すように、清盛は、初めは後白河院の関与を全く疑っていなかったのだが、行綱から事実を知らされたとする。〈盛〉が当該記事を書き下すのは、先に行綱は清盛に静憲が諫言した事を話しているため、清盛は、後白河院の関与を当然知っていると考えられるためだろう。○行綱ハアル事ナキ事、散々ニ中言シテ出ケルガ。先に、「人ノ能言云タリシヲバ我申タルニナシ、我悪口吐タリシヲバ人ノ云タルニナシ、殆有シ事ヨリモ過テハ云タリケレ共」とあった。ここでの「中言」は、告げ口をすること。○慥ノ証人ニヤ立ラレンズラント恐シク覚エケレバ。行綱は、ある事無い事を、散々に悪口を言ったため、いざ証人に立てなどと言われたら大変なことになると、身も縮む思いで、急いで飛び出したとする。なお、〈延・長・屋・覚・中〉は、行綱の抱いた恐怖心を、〈延〉「野ニ火ヲ付タル心地シテ」（卷二—一五ウ）と喩える。○取袴シテ。袴の股立をあげて帯にはさんで。恐怖心から、体裁もかまわず大急ぎで退出しようとする行綱の姿を示している。〈延・長・屋・覚・中〉は、〈延〉「人モヲハヌニ取袴ヲシテ」（卷二—一五ウ）と、行綱の慌てた様子を強調する。

成親以下被_二召捕_一

1 同₂廿九日、入道上洛シテ西八条ノ宿所ニ著₃テ、肥後守・飛騨守ヲ召テ、「貞能・景家隼ニ承レ。謀叛之輩多シ。与力同心ノ上下ノ北面等一人モ漏サズ₄可_レ擧進_レ」之由、行綱ガ口状ニ付テ下知シ給。又一門ノ人々、侍共ニ可_レ相触_レトテ、使ヲ方々ヘ₅遣ケレバ、右大将宗盛、₆三位中将知盛、左馬頭重衡₇已下ノ一門ノ人々、甲冑ヲ₈著シ弓箭ヲ帶シテ馳集ル。其外軍兵₉聞伝テ₁₀馳參ケレバ、其夜ノ中ニ₁₁四五千騎コソ集タレ。又貞能・景家ハ₁₂二₁₃百騎三百騎ノ勢ニテ、此彼₁₄ニ押寄々々₁₅擧捕。京中ノ騒キ₁₆不_レ斜。

六月一日₁₇未朝、太政入道、檢非違使安部ノ資成ト云者ヲ召テ、「₁₈院御所ニ₁₉參テ信業ヲシテ申サン様ハ、『近ク被_レ召仕之輩、恣ニ朝恩ニ₂₀誇_レ、₂₁剩謀叛ヲ巧_レ、世ヲ₂₂乱ベキヨシ承聞、尋沙汰₂₃仕ルベキ』ト申セ」トテ進ス。資成法往寺殿ニ₂₄參、大膳大夫信業ヲ尋出シ、此由ヲ申ス。信業色ヲ失テ₂₅御前ニ₂₆參テ奏聞シケレドモ、分明ノ御返事ナシ。只₂₇此事コソ₂₈御意得₂₉ナケレ。コハ何事ゾ₃₀ト計仰ケレバ、資成₃₁帰參シテ此₃₂様ヲ申ス。入道₃₃「去社₃₄ヨモ₃₅御返事アラジ。行綱ハ実ヲ云ケリ。法皇モ知食タルニコソ」トテ、此₃₆輩ヲ召識ケリ。

【校異】1〈近〉合点あり。行冒頭に「成親已下被召捕コト」と傍書。2〈蓬〉「廿九日に」。3〈蓬〉「テ」なし。4〈近〉「からめまいらすへきのよし」、〈蓬〉「擧進すへきよし」。5〈近〉「つかはしければ」、〈蓬〉「やられければ」。6〈近〉「三位のちうじやう」、〈蓬〉「三位中将」。7〈蓬〉「以下の」。8〈蓬〉「着し」。9〈近〉「つたへきゝて」。10〈蓬〉「駈まいりければ」。11〈近〉「四五千騎こそ」。12〈蓬〉「ニ」なし。13〈近〉「からめとる」、〈蓬〉「擧取」。14〈近〉「なのめならず」、〈蓬〉「斜ならず」。15〈近〉「いまたあした」、〈蓬〉「また朝」。16〈近〉「あんのごしよに」、〈蓬〉「院御所に」。17〈近〉「まいって」、〈蓬〉「まいりて」。18〈近〉「ほこり」、〈蓬〉「誇て」。19〈近〉「あまさへ」、〈蓬〉「剩」。20〈近・蓬〉「みたるへき」。21〈近〉「つかまつるへしと」、〈蓬〉「つかまつるべしと」。22〈近〉「まいらす」、〈蓬〉「進す」。23〈近〉「まいり」、〈蓬〉「まいりて」。24〈近〉「大ぜんのたいぶ」、〈蓬〉「大膳大夫」。25〈近〉「御まへに」、〈蓬〉「御前に」。26〈蓬〉「テ」なし。なお、〈近〉「まいて」、〈蓬〉「参り」。27〈近〉「御ころえ」、〈蓬〉「御心得」。28〈近〉「かへりまいって」。29〈近・蓬〉「やうを」。30〈近〉「御返事は」

【注解】○同廿九日、入道上洛シテ西八条ノ宿所ニ著_テ盛_ノの独自_ニ異文。〈盛〉では前段で、行綱は二十日に西八条へ向かい、さらに「同廿七日ニ藏人鞭ヲ上テ福原へ下向ス(一―三二七頁)とあったように、二十七日に福原にいる清盛のもとを訪れ密告をしたことになっていたため、ここで清盛は西光等を捕らえるために西八条邸に入るのである。このような清盛の移動を記すのは〈盛〉のみである。他の伝本では、行綱は二十九日に清盛のいる西八条に赴いて密告したとしていた

面_ニ云々。大略堅_ニ東西之坂_一、可_レ責_ニ台山_一之議、一定了_ニ云々。然而入

雖_レ然申時入道被_レ入洛_一、『玉葉』二十七日条に「入道相国今夜入洛ニ云々」とあり、この数日の内に福原から京(西八条邸である)に入つたことが窺える。これは大衆による明雲奪還の対応に当たつたためであり、『玉葉』二十九日条には「人伝云、昨日禪門相国参院、有_レ御対

道内心不悦云々」とあり、二十八日に清盛は参院して院に対面したようである。これらの記録には行綱の名が見られない。『愚管抄』では、「平相国ハ世ノ事シオホセタリト思ヒテ出家シテ、撰津国ノ福原ト云所ニ常ニハアリケル。（行綱は）ソレヘモテ行テ、「カ、ル事コソ候ヘ」ト告ケレバ、ソノ返事ヲバイハデ」「京ニ上リテ安元三年六月二日カトヨ……」（旧大系二四五頁）とあり、行綱は福原に赴いて密告し、清盛が入洛したとしている。〈盛〉は『愚管抄』の叙述によって、『平家物語』との整合性を図って改変したのでらう。前段「五月廿日西八条へ推参シテ見バ、馬・車数モ知ズ集タリ。…」項参照。○肥後守・飛驒守ヲ召テ、「貞能・景家・懐ニ承レ」〈闘〉「入道大_上腹立怒目嘴奥齒_を」召筑後守貞能_を」（巻二下—二二〇）、〈延〉「入道貞能ヲ召テ」（巻二—二五ウ）、〈覚〉「入道、まづ貞能_を召して」（上—七六頁）のように、〈闘・延・長・屋・覚・中〉いずれも貞能のみ挙げる。また、〈闘・屋・中〉は「入道、筑後守貞能ヲ召テ」（屋—一五頁）と、貞能を「筑後守」とする。ここで飛驒守景家を挙げるのは〈盛〉のみ。この後の捕縛の場面で貞能・景家が並記されることと対応している。貞能は、生没年未詳。平家第一の家人として知られた平家貞の子。〈盛〉では巻二「山僧焼清水寺」で「大夫尉貞能已下、甲冑ヲ著シテ皇居ノ四面ヲ守護ス」（一—九九頁）と、皇居を守護する場面で既出（本全釈七一—一九頁「大夫尉貞能」参照）。『平家物語』に類出するが、諸本によりその描かれ方が異なり、虚構も多く含まれる（岡田三津子）。『兵範記』仁安四年（一一六九）一月十一日条に「筑前守」とあり、もとは筑前守であったが、『吾妻鏡』文治元年（一一八五）七月七日条に「前肥後守貞能者、平家一族、故入道大相国専一腹心者也」とあり、肥後

守となっている（「筑後守」とする本もある）。ここでも〈盛〉の肥後守が正しい。〈闘・屋・中〉が「筑後守」とするのは、父家貞と混乱があるか。父家貞は『顕広王記』仁安二年五月二十八日条に「入道筑後前司平家貞死了」とあり、また〈盛〉でも巻二「日向太郎通良懸頸」に「勅命ヲ蒙テ、筑後守家貞ヲ召テ申含ム」（一—七七—七八頁）、巻六「小松殿召兵」に「難波次郎経遠、妹尾太郎兼康、筑後守家貞、肥後守貞能等ヲ始トシテ」（一—三九八頁）とあるように、筑後守とされている。『平家物語』諸本において、家貞と貞能の説話に混乱があることは前述したが、官職についても、〈闘〉に「平家方_は肥後守貞能_を為大將軍と」（巻八上—一九〇）とすることがある他、〈延〉では「筑前守家貞」（巻九—七九〇）、「筑前守貞能」（巻三—七四〇）、「筑後守家貞」（巻二—一八〇）、「筑後守貞能」（巻七—七五ウ）、いずれも見られるように混乱がある。〈尊卑〉が家貞を「筑後守」、貞能を「同」とするのも（四—二四頁）誤解であろう。次に景家は、生没年未詳。平家の家人で、藤原（伊藤）景綱の子。兄に「保元物語」では為朝と戦ったとされる伊藤五・伊藤六と称された忠清・忠直がいる。高橋昌明は、平氏の家人の中でも、伊藤氏は「はじめから従者であった家人」の代表とされ、兄と並び景家、その子景高も「侍大将クラス存在」であったと見る（一五〇頁）。『玉葉』治承四年十一月二十一日に「飛驒守景家（彼家後見、有勢武勇者也）、寿永二年六月五日に「盛俊、景家、忠経等（已上三人、彼家第一之勇士等也）」とあり、平氏を支える有力な家人であったことがわかる。『平家物語』でも兄や子とともにその功績が描かれる。○謀叛之輩多シ……又一門ノ人々、侍共ニ可相触トテ、使ヲ方々へ遣ケレバ〈延〉「謀叛ノ者其ノ有ナルゾ。

侍共キト召集ヨ。一家ノ人々ニモ各フレ申セ」ト宣ケレバ、面々ニ使ヲハシラカシテ、此由ヲ申ニ、凡ソイツレモく騒アヒテ、我先ニト馳集ル」(二五ウ)、《覚》「当かたぶけうどする謀反のともがら、京中にみちくたん也。一門の人々にもふれ申せ。侍共もよをせ」との給へば、馳まはつてもよをす」(七六頁)他、《闘・長・屋・中》いづれもほぼ同内容。諸本では、捕縛を命じるのは後の場面であり(後掲「又貞能・景家ハ二百騎三百騎ノ勢ニテ、此彼ニ押寄々々擲捕」項参照)、ここでは貞能に平家一門の者を召還するように命じるのみである。これに対して、《盛》のみここで貞能・景家に謀叛人を捕縛するように命じている。また、《盛》は具体的に「与力同心ノ上下ノ北面等」とするのも他に異なる。先に「物ニモ覚エヌ若者共、北面ノ下臈等ハ、興アル事ニ思テ勇ミケリ」(一三〇頁)と、成親らが北面の武士を召集していたことと呼応するのだろうか(前掲「物ニモ覚エヌ若者共、北面ノ下臈等ハ、興アル事ニ思テ勇ミケリ」項参照)。事実この後、西光を始めとする北面の下臈達が捕らえられることになる。

○右大将宗盛、三位中将知盛、左馬頭重衡已下ノ一門ノ人々……其夜ノ中ニ四五千騎コソ集タレ 《闘・延・長・屋・覚》も同様だが、平家一族の名を《延》は「右大将宗盛、三位中将知盛、右馬頭重衡」(二五ウ)、《覚》「右大将宗盛・三位中将具盛・頭中将重衡・左馬頭行盛」(七六頁)、《闘・長》「右大将宗盛・三位中将知盛・左馬頭重衡」(闘)「二五ウ」、《屋》「右大将宗盛・三位中将知盛・左馬頭重衡」(二五頁)とする。若干異同があるが、この時の左馬頭は重衡が正しい。《中》のみ「小松殿ばかりこそ、何事にもさはぎたまはぬ人にて、さんざられぬ」と、重盛のみ同調しなかったことを示して、「其外は、

右大しやうむねもりをはじめ奉りて、三ゐる中将、とうの中将、さまざまのこみ已下の人々、我もくとはせまいる」とする(上七九頁)。古記録では、この時の重盛の動きまでは確認できないが、この後の「小松殿教訓」で、重盛が清盛を諫めることを踏まえ、召集に応じなかったするのであろう。軍兵の数を「四五千騎」とするのは、《中》同。《闘・延・長》は、「五千(余)騎」。また《屋・覚》は「六七千騎」とする。いづれにせよ、先の院や成親らの軍事行動が思うように進まないのと対比され、一門の結束と迅速な行動が示される。

○又貞能・景家ハ二百騎三百騎ノ勢ニテ、此彼ニ押寄々々擲捕 前出の貞能・景家が謀叛人の捕縛に当たったとする。前述の通り、《盛》では先に清盛が貞能・景家に謀叛人の捕縛を命じたことと対応している。諸本では、清盛が謀叛人の捕縛を命じることと併せてこの一文が引かれるが、場所が異なる。まず《延》では、清盛が院の関与を探り、成親を捕縛した後に次の一節が入る。「其後、入道、筑後守家貞、飛騨守景家ヲ召テ、『謀叛ノ輩ノ其数アリ。北面者共一人モ漏サズ擲取ベキ』由下知シ給ケレバ、或ハ二百騎、或ハ二百騎押寄々々皆擲取テ警メ置ケリ」(巻二一八オ)。そしてこの後、西光捕縛へと続ける。次に《長》では、院の関与を探った後に《延》と同様の一節が入り、西光の捕縛へと続ける(一三三頁)。また《屋・覚・中》では、院の関与を探った後に同様の一節が入り、成親の捕縛へと続ける。本来は、《延・長》のように、この一節と西光捕縛とが一連のものとして描かれていたのであろう。《延》が右の引用の後、「其中ニ左衛門入道西光根本与力ノ者ナリケレバ、構テ擲逃スナトテ」と続けるように、北面の下臈達を捕らえる中で、その「根本与力」たる西光の捕縛に焦

点が当てられることになるのである。ところが、〈屋・覚・中〉はその意図から外れて、成親が召し出される場面に続けてしまっているし、〈盛〉は院の関与を探るよりも前、清盛が一門に動員をかける場面にまとめてしまっている。そのため、〈盛〉では二十九日中に捕縛が行われ、明けて一日に訊問が行われたように読める。次に、命じた家人については、〈延〉は右掲のように貞能ではなく家貞とする。他本も、〈長〉「ちく後の守家貞、ひだの守景家」（一—二三三頁）、〈屋〉「飛彈守景家、肥後守貞能」（一—二七頁）、〈覚〉「飛驒守景家、筑後守貞能」（七七頁）、〈中〉「ひだのかみかげ家、なんばの二郎つねとを、せのをの太郎かねやす」（上—八〇頁）と異なる。前掲「肥後守・飛驒守ヲ召テ、貞能・景家・榎ニ承レ」項で述べたように、家貞と貞能、そしてその官職に混乱がある。○六月一日未朝 〈闘・延・長・屋・覚・中〉も同じだが、「未朝」の読み未詳。「未明」の誤りか。〈近〉「いまたあした」、〈蓬〉「また朝」^{アツク}は単に「未朝」を訓読したものでだろう（校異15参照）。〈闘〉「夜未明」^ニ（卷二下—二二ウ）、〈延・長〉「未ホノグラキ程ニ」（〈延〉卷一—一六オ）、〈屋・覚・中〉「いまだくらかりけるに」（〈覚〉上—七六頁）。以下、清盛が院の関与を探る。前述の通り、清盛は二十八日に後白河院と対面し、一日早朝に西光らの捕縛を実行したのであるが、その間に院に対してこのような接触があったかどうかは明らかでない。鹿ヶ谷の密議や、行綱の密告と合わせ、『平家物語』の虚構である可能性も高い。○太政入道、検非違使安部ノ資成ト云者ヲ召テ 〈闘・延・長・屋・覚・中〉も同じ。ただし〈延〉は「入道ノ検非違使」（一—一六オ）、〈長〉は「入道の内のけんびいし」（一—一三三頁）、〈屋〉は「検非違使安部助業」（一—一六頁）とする。安部

資成は生没年、系譜未詳であるが、『兵範記』仁安三年（一一六八）三月二十三日条に「少志安倍資成、使官旨」とあるように検非違使に任じられ、治承四年頃に尉に昇任したが、『吉記』寿永二年（一一八三）十一月二十八日条に解官の中に名が見えるので、これまで検非違使として活動したことが確認される（米谷豊之祐）。『山槐記』治承二年（一一七八）十一月十二日条に、「官人等自今朝 祇候、非使庁催。或祇候本宮之輩、或依禪門命所參也。右大夫尉康綱、左尉章貞、盛澄、右尉基広、左志資成（本宮属）（後略）又左尉季貞（立烏帽子）在東泉辺、禪門近習者也」とあり、このことから中宮徳子が後の安德天皇を出産する際、資成らが「本来の公務ではなく清盛の命に依って祇候した」のであり、「禪門近習者」であったとの指摘がされている（横井孝、三頁）。さらに、こうしたことから横井は、〈延〉「入道ノ検非違使」の「ノ」は主格ではなく所有格、すなわち清盛が自分の思うように使っていた検非違使と解釈できるかと指摘している。しかし、右の記事で資成については「本宮属」と注記があることから「祇候本宮之輩」として「本来の公務」で祇候しているのであって、「禪門命」によるのではない。さらに「禪門近習者也」と評されているのは「左尉季貞」であって資成のことではないので、誤った理解である。資成の経歴を見ると、「皇后宮権大属安倍資成（山槐記）」『山槐記』保元三年八月五日）、「（上西門院主典代）左衛門府生同資成（元属）」『山槐記』保元四年二月十九日）、「（皇后宮）年預、右衛門丞検非違使資成」『玉葉』承安二年二月十日）、「（中宮）属資成」『山槐記』治承二年正月十日）、「（春宮）少属正六位上安陪朝臣資成（兼検非違使左衛門尉）」『玉葉』治承二年十二月十五日）、「（春宮）安倍資成（左

衛門志廷尉也』(『山槐記』治承三年正月六日)、「(高倉院)主典代資成(年預)』(『愚昧記』養和元年正月二十二日)等とあるように、院宮の属や年預に任じられており、いわゆる武士ではない。檢非違使になつてはいるが「志」であり、明法系の事務官僚である。たしかに、実務に長けた官僚として「次詣禪閣、付資成申追討官昌間事」(『吉記』治承四年十一月七日条)とあるように、清盛の取次役の側近を務めている。けれども、取次役を務めているからといって、武士の社会のような主従関係があつたと直ちに判断は出来ない。彼の本来の属性は「中宮属」などの事務官であるため、「檢非違使安部ノ資成」という表記から武士をイメージするのは誤りであると言える。○院御所ニ参テ信業ヲシテ申サン様ハ(闘・延・長・屋・覚・中)も同じ。〈延・長・屋〉は「大膳大夫信業」、〈中〉は「院御所」を「ほうごう寺どの」(上十七九頁)とする。信業は平信業、保延四年(一一三八)〜寿永元年(一一八二)。信重の子で、武者所、滝口から檢非違使、越後守などを経て安元二年(一一七六)に大膳大夫となつた。信業は後白河院の下北面で、成親はこの信業を家司等として組織していたかと考えられている(元木泰雄二六頁)。ただし事件以前に成親の下を離れたと見られる。また、『玉葉』同年正月三十日条には「信業大膳大夫又以驚眼歎」と人々が驚いたように、後白河法皇の寵を得ていた。出家時の『吉記』寿永元年(一一八二)七月十五日条に「天下第一之幸人也。偏是法皇恩寵過人者也」とある。これは、信業の姉である坊門局が、後白河の即位前から任せ、円恵・定恵両法親王および恒恵を生むなど、院の寵愛を得ていたことにもよると考えられる(橋本義彦二一七〜二一八頁)。子の業忠も同様に後白河院の寵臣として記録

に名が見え、治承三年(一一八〇)の政変では、信業・業忠ともに処分されている(『玉葉』同年十一月十七日条)。○近ケ被召仕之輩、恣ニ朝恩ニ誇、刺謀叛ヲ巧、世ヲ乱ベキヨシ承間、尋沙汰仕ルベキト申セ」トテ進ス(闘・延・長)も同じ。〈屋〉は最後に「……尋ネサタ仕候ハンズル事ヲバ、君モ知召ルマジウ候」ト申セトコソ宣ヒケレ(一一六頁)とし、後白河院に黙認するように釘を刺す。〈覚・中〉も同様だが、「……近習の人々、此一門をほろぼして、天下をみだらんとするくわたてあり。一々に召しとつて、尋ね沙汰仕るべし。それをば君もしろしめさるまじう候と申せ」とこそその給ひけれ(〈覚〉七六〜七七頁)のように、平家一門に対する謀叛であること、謀叛人を捕縛することを明示する点が異なる。○分明ノ御返事ナシ。只此事コソ御意得ナケレ。コハ何事ゾ」ト計仰ケレバ、信業の報告を受けた後白河院の反応は、〈闘・延・長〉は〈盛〉とほぼ同じ。〈屋〉は「法王ハ早御心得アテ、『哀此等ガ内々ハカリシ事共ノ漏ケルヨ』ト思召レケレバ、『コハ何事ゾ』ト計仰ラレテ、又御返事モ無リケリ。助業良久ウ待進セケレドモ、其後ハ差テ被仰出旨モ無リケル間(一一六〜一一七頁)とし、ここでは、謀議の漏洩を知らされた院の心内が述べられ、それでも表面を取り繕って、始めて知って驚いた様子を見せたとする。〈覚・中〉も同様。「法皇『あは、これらが内々はかりし事の洩れにけるよ』トおぼしめすにあさまし。『さるにても、こは何事ぞ』とばかり仰られて、分明の御返事もなかりけり」(〈覚〉七七頁)。「屋・覚・中」は、謀議に加担している院の心内を分かりやすく示すために加えたのだろう。○入道「去社、ヨモ御返事アラジ。行綱ハ実ヲ云ケリ。法皇モ知食タルニコソ」トテ、此輩ヲ召誠ケリ 資成の報告を

受けて、清盛は後白河院もやはり謀議を知っていたのだと確信する。

院の反心と信業の様子などから、院の関与を確信したということだろう。〈鬪〉は「資成未返」之前^レ入道兼推量此事何様不可有分明。御返

事〇院定被知食〇從^レ思太太不^レ安荒立矣（一二ウ）と、事前に清盛が推量していたとし、〈覺・中〉は「さればこそ、行綱はまことと言ひけり。この事行綱しらせずは、浄海安穩^{（ジヨウカイアンゼン）}にあるべしや」とて

（〈覺〉七七頁）のように、「法皇モ知食タルニコソ」に当たるとして

【引用参考文献】

* 岡田三津子「延慶本『平家物語』の人物造型―平家貞・貞能の場合を中心として―」（中世文学三三号、一九八七・五）

* 米谷豊之祐「院政期検非違使歴名表及び附考」（大阪産業大学論集社会科学篇七五号、一九八九・七。『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社

一九九三・七。引用は後者による）

* 高橋昌明「平家家人制と源平合戦―譜代相伝の家人を中心として―」（軍記と語り物三八号、二〇〇二・三。『平家と六波羅幕府』東京大学出版会二〇〇二・三に再録。引用は後者による）

* 橋本義彦「後白河院の寵臣、平信業・業忠父子」（日本歴史五〇〇号、一九九〇・一。『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館、一九九六・12に再録。

引用は後者による）

* 元木泰雄「藤原成親と平氏」（立命館文学六〇五号、二〇〇八・三）

* 横井孝「検非違使別当平清盛」の背景」（実践女子大学文学部紀要四三集、二〇〇一・三）

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者七名で相互に検討を加えた。